

山口大学大学院東アジア研究科
博士論文

「場所」の社会学

平成 26 年 3 月

瀬 崎 譲 廣

目次

はじめに	1
第 1 章 問題意識、論文の目的	3
第 2 章 トポフィリアと没場所	6
2.1 文化地理学と環境	6
2.2 現象学的地理学と「場所」	8
2.3 場所への愛～環境との情緒的なかわり	10
2.4 没場所性～近代社会と景観の均質化	14
2.5 小括	18
第 3 章 環境社会学における「場所」研究	20
3.1 環境社会学における「環境」の定義	20
3.2 生活環境主義の「場所」論的検討	24
3.3 堀川三郎による小樽運河保存運動研究に見る場所	35
3.4 小括～場所の社会学	40
第 4 章 事例研究 I : 北九州市紫川における「場所」の再形成	51
4.1 紫川について	51
4.2 紫川浄化～行政の取り組み	53
4.3 紫川浄化をめぐる住民運動と行政の対応	57
4.4 市民活動の比較分析	65
4.5 紫川環境活動中心メンバーの場所性	66
4.6 小括～シンボルとしての紫川	78
第 5 章 事例研究 II : 山口市一の坂川における「場所」の保存と継承	80
5.1 山口市一の坂川の改修工事と工事反対活動	80
5.2 地域住民と一の坂川とのかかわりと「場所」	86
5.3 ホタル護岸後の一の坂川と地域住民の関わり	92
5.4 小括	94
第 6 章 結論	95
6.1 事例の比較分析	95
6.2 「場所のアイデンティティ」と「本物性 authenticity」	100
参考文献	103

はじめに

私が環境問題に関心を寄せるようになったきっかけは、自分にとってかけがえのない光景が、空港建設によって奪われたと感じたことにはじまる。

私の母方の祖母宅は、北九州市の響灘ひびきなだに面した漁師町にある。祖母の家から10分も歩くと漁港に出て、太平洋へと連なる海を見ることができる。祖母の町から見るこの海は、私にとってかけがえのないものだった。

私の実家も市内にあり、自動車で30分ほどの距離であるため、小学生のころまでは週末にしばしば祖母宅へ行っていた。祖母宅はその町の入り口となる通りにあって、道を挟んだ向かいにはよく管理の行き届いたやや大きな神社と、さらにその隣には寺があり、祖母宅は駄菓子屋であった。

しばしば祖母宅を訪れていたとはいえ、小学生のころの私はいまよりも小心者で周辺の地理には明るくなかったから、祖母宅を訪れても向かいの神社で遊んだり、なによりも祖母宅は駄菓子屋であったため、実家では親から許してもらえないような“自堕落”をしたりして過ごし、それで十分に楽しかった。だから、祖母宅を訪れても海に行くことはあまりなかった。祖母や、たまたま帰省していた叔父に連れられて散歩で行くか、向かいの神社の秋祭りのときに神輿が港の祠まで行くので、それを追って行くか、いずれにせよ数えるほどしか行った記憶がない。漁港の独特な雰囲気は山を切り開いた住宅地に住んでいた私には刺激的だったが、自分から海へ行こうとはしなかった。自分にとって、祖母の町で見る海は縁遠いものでしかなかった。

この海が自分にとってかけがえのないものとなったのは、大学学部時代のことである。夏休みの期間だけ営業される児童プールが祖母宅から歩いて30分ほどのところにあり、その監視員のアルバイトを3年間続けた。アルバイトの間は祖母宅に下宿して通った。アルバイトは夕方には終わるので、それ以降は暇だったこともあり、夜天気のよい日にはよく祖母宅を抜け出て、自転車あたりを走った。町のはずれには、コンクリートの原材料となる石灰を採集するために切り崩した山が海にせまるようにあり、その採石場から漁港へかけての海沿いの道は私の定番のコースとなっていた。漁港の近くはフェリーの発着港であり広大な埋立地となっていたが、採石場の山があるあたりは浜が残されていて、道は浜沿いに続いていた。夜、人や車の通りはほとんどなく、夜道と海は暗かったが、波音と風は心地よかった。

満月の夜だった。いつものように祖母宅からまず漁港に出て、そこから倉庫郡がならぶ埋立地を抜け、採石場の浜道に出たとき、海はいつものように暗がりではなく、月に明るく照らし出され、広々とした海面があった。私は思わず自転車を止め、月明かりにやわらかく照らされた海を見た。海は水平線が見えるほどに照らされていた。月は海のほうへ傾きだしていた。月のある方角から私のほうへ向かって、海面がひときわ明るくなった部分があり、一筋の道となっていた。月明かりが海面につくりだした光の道だった。光の道は、

波のせいなのか緩やかに蛇行しているようでもあり、しかしまっすぐと私と月とを結ぶようだった。その道は水平線までつながっており、水平線と空の際は真っ黒の闇だった。理屈では水平線の向こうにも海が広がっていると理解していたが、そのときの私には、光の道の向こう側が、この世ではない異界になっていると感じられた。光の道が、私と異界とをつないでいるのではないか、そのように感じるほど、そこから見る月と海と光の道とは神秘的であり、美しかった。その場に立ち止まっていた時間は10分ほどだったと思われるが、それは忘れえぬ光景となった。この体験の後も、月から伸びる海上の光の道を見たく、浜へ何度も自転車を走らせた。

それから数年後、この沖合に海を埋め立てた空港が建設された。工事後、月夜にあの浜へ行ったが、光の道はもうなかった。あるにはあったが、私と異界とをつなぐようなものではなかった。水平線をさえぎるように空港の埋立地が横たわり、光の道はそれによって隔たれていた。異界に通ずる道は失われた。

このことがあってから、まず倫理学的に、環境問題へ接近することになった。自分にとってかけがえのない光景を守りたいという感情は、たとえそれがどこでも見られるような変哲のないものであったとしても、正当なものだと確信を得たかったからであった。

第 1 章

問題意識、論文の目的

「環境を改変することで多くの人々の利便性が向上したり利益が発生したりする場合、環境は改変されてもやむをえないのか。それを妨げることは地域エゴか」「環境が守られなければならない根拠は何か」という疑問に対して、環境倫理学や環境社会学はどのような回答を示したのか。

日本において環境倫理学にいち早く取り組んだ研究者の 1 人である加藤尚武によれば、環境倫理学の主張は 3 つに集約できるという。第 1 は「自然の生存権の問題」である。人間だけではなく、生物の種、生態系、景観にも生存の権利があり、これを否定してはならないというものである。第 2 は「世代間倫理の問題」である。現在世代は未来世代の生存可能性に責任を有しており、環境破壊によってこれを脅かすことは認められぬというものである。第 3 は「地球全体主義」である。地球の生態系は開いた宇宙ではなく閉じた世界であり、利用可能な物質とエネルギーには限りがある。したがって、地球の物質とエネルギーは、未来世代との配分問題を考慮せざるを得ないというものである。これらの主張は、現世代ならびに未来世代の生存可能性の保証を優先させるという指針から導き出されている（加藤、1991）。

「私にとってかけがえのない環境」も地球という閉鎖系に複雑なディティールをもって連なっており、その改変や破壊は未来世代の生活環境に重大な影響を及ぼす可能性は否定できない。たしかに、これは環境を保護する根拠にはなるが、しかし「私にとってかけがえのない」ということは、あまり重要な要素とはされていない。むしろ「私にとって」という思考法は、近代社会以降にとりわけ強調された自由主義にも通ずるものとして、環境倫理学においては批判されている要素である。環境倫理学が、近代以降の基本的な考え方である権利、平等、自由といった思想を問い合わせ直そうと企てていることは重要なことだが、やはり私の関心に答えてくれはしないように思われた。

環境社会学は、人間社会と自然環境（歴史的な景観などの「歴史的環境」も含む）とが共存している現場、あるいはその両者の共存関係が危うくなつた公害などの現場に赴き、現場から「いかにして共存が可能になっているか」「なぜ共存関係が危うくなつたか」を、人間社会と自然環境との相互作用に焦点を当て、考察しようとする学問領域である。環境思想の中には、地球の生態系が守られるためには人間がいなくなつてしまつたほうがよいと主張する「ディープ・エコロジー」といった過激なものもあるが、環境社会学は社会学がベースにあるため、人間の存在を否定する思想とは相容れない。とりわけ、鳥越皓之、嘉田由紀子らが提唱した生活環境主義は、「人間と自然とが共存している状態」に基準を置いて、かつて日本の各地で行われていた伝統的な漁撈や狩猟、また河水の利用方法等の慣

習を調べ、そこから自然保護の方法を現代において模索しようとするものである。この点は大いに共感をした。だが、環境社会学もいわゆる「環境問題」から生まれた学問であるためか、環境を保全することは自明視されている傾向があり、「なぜ守るのか」という私の思想的な疑問には、答えてくれていないと思った。

このような私の疑問に、大きな示唆を与えてくれたのは現象学的地理学の「場所」という概念だった。「場所place」は、地理学において伝統的に用いられてきた概念で、「空間において地理的に限定された、区切られた空間」という意味を持つ。一般には、人間がつくりた目印や、河川などの自然の地形により区切られらものを指すが、現象学的地理学では、これを「人間が意味を与えることによって区切られた空間」と捉えなおし、議論を展開した。人間はどのように周囲の空間を認識しているのか、どのような意味付けの構造を持っているのか、意味づけの文化による差異と共通性はどうあるか、現代社会に特徴的な空間はどのようなものであるのか、などである。

現象学的地理学で共通して強調されるのは、「場所」が人間にとてアイデンティティの源泉となること、また「場所」に人間が寄せる感情である。代表的な研究者の一人であるE. レルフは、「私たちの場所の経験には、社会の一員としても個人としても、この特別な場所に対する緊密な愛着、つまりここを知ることとここで知られることの一部である親近感を伴うことが多い。私たちの『根もと（ルーツ）』を構成するのはこの愛着である。（略）場所に愛着をもつことや強いきずなで結ばれることは重要な人間的欲求である」（レルフ、1976=1999, p. 101）とし、人間がある場所に精神的に「根づく」ことは、他の精神的欲求の前提条件になると指摘する。また、現象学的地理学の先駆的な研究者であるY. トゥアンは、現象学的アプローチにより、人間は空間をどのように経験しているか、また空間・場所をどのようなものとして知覚し、構成しているのかを描こうとした。その際、「場所」という経験を説明する上で、個人の情緒的な大地との交わりとして「トポフィリアtopophilia（場所への愛）」という概念を提示した。

そして、近代以降の社会では、建築や土木の産業化にともなう規格化、郊外の開発など消費社会化によるその土地の歴史性を無視した景観の氾濫など、「没場所placelessness」的な空間が広がっていることを指摘し、土地とそこに住む人々とのかかわりを踏まえたうえで開発も行われなければならないと主張する。つまり、個人にとっての「かけがえのなさ」を出発点としながら、（自然・歴史的）環境の保全を訴えている。「守られるべき根拠」はここにあると言える。

だが、思想的にはそれでよいとしても、また個人にとってかけがえのない空間である「場所」の重要性はわかったが、それが現実的にはどのように守られ、また守ることができたものは、その後、実際にどのような影響力を持つようになるのかについては、現象学的地理学は答えてはくれていない。現実的な社会についての実証性には欠けるように思われた。これには、社会学にもとづく考察によってしか答えられないのではないか。

本研究は、以上のような問題意識から、現象学的地理学の「場所」概念を参照しつつ、

人と環境との相互作用をとらえようとする社会学、すなわち環境社会学の観点から、人間と「場所」との相互作用をとらえようとする試みである。それにより、人間を突き動かす原動力としての「場所」がいかなるものかを明らかにすることによって、「場所」は、それぞれの時代のどのような人びとや組織によって支えられてきたのかを解明することが、本論文の主たる目的である。そのことによって、今後の「場所」に関わる人びとの対応、あるいは社会の対応にも影響を与えていく可能性があることを示唆したい。

第2章

トポフィリアと没場所

2.1 文化地理学と環境

人間と環境とのかかわりを伝統的に研究してきたのは地理学であった。地理学自体の歴史は古いものだが、近代科学としての地理学は、大航海時代の探検家としても知られる A. V. フンボルトを起源とする。

フンボルトは 18 世紀の終わり、調査研究のため度々南米に渡った。彼は南米において区系的植物地理学的調査、地図測量を行い、気候および植物の地域性、また土地の高度によって棲息する植物の種類が違うという植物の垂直状分布を認識した。さらに、旅から持ち帰った植物標本は約 6 万種にもなり、そのなかには数千に及ぶ種や属で新発見の標本が含まれていた。

旅から帰国したフンボルトは、南米での調査を論文や報告書、旅行記にまとめる作業に取り掛かった。1803 年には高度図、土地の起伏図、地質図を作成、1804 年には緯度によって地磁気の強さが変わる法則を発見、1805 年に検気法および大気の組成割合についての研究、1806 年には高度により気温が変化する法則を定立、1817 年には最初の等温線図を描き、世界各地の気温を比較する方法的基礎を築いた。

1829 年にはロシア、ウラル、シベリア、支那の国境に至るまでを旅行した。ロシア・アジア地帯の気候の比較研究を行った。この調査旅行の経験は 1840 年代に海洋性気候と大陸性気候、山地気候と谷気候という対照性をもった気候分類の定立に活かされた。

このように、フンボルトは今日の地理学の方法論的基礎を築いたが、それは地形による植生の違いへの着目など、博物学的な性格をつよく帶びたものだったと言える。この時点では、まだ人間と環境とのかかわりに言及する学問領域ではなかった。

1870 年代になると、ドイツの地理学者 F. ラッツェルが、『中国人移民』、『人類地理学』など人間と地理的要素との関係を明らかにしようとする研究を発表する。

ラッツェルの研究における重要なキーワードは、「移動」である。この「移動」という概念は、1875 年ごろより交流のあったワグナーによる影響が大きい。ワグナーはミュンヘンの民族博物館長兼教授であり、かつた旅行家で、1836 年以降、アルジェリア、近東、北米、中米、パナマ、エクアドルなどに渡っている。1860 年に帰国した後、多数の旅行記、論文を発表した。彼の研究上のテーマは、ダーウィン理論を彼の提唱する「移動理論」によって補完することだった。移動理論とは、種の多様性は、移動や地質学的変動によって従来の生息環境から隔離されることでそれ以前の交配関係が断たれ、新世界において新しい種を形成することで生じるというものであった。

ラッツェルは「民族誌的形態圏」という概念を提示したが、この概念には移動理論の影

響を受けている。ラツツェルは博物館の収集品や民族資料を用いて、アフリカにおける弓や矢、槍の道具としての構成要素の違い、形態の組み合わせ方法の地域的違いとその分布を地図に起こしていった（「文化地図」）。これにより、同一の指標（道具）でもそれを構成する形態要素の地理的分布は地域的に重なりながら、少しずつずれて推移している事実が確認された。（1887年「アフリカにおける弓と矢の地理的分布」）

この研究はさらにアジアから太平洋地域に広げられていき、形態要素の起源と伝播のルートを推定・復元する方法が定式化されていった。ラツツェルは、民族資料の形態の類似しているものの連続した分布領域を「民族誌的形態圏 *verwandschaft der Formen*」とした。

彼は物質文化の形態の類似性は、形態圏の中のある特定の中心地から周辺に向けて形態要素の伝播・移動の過程で発生し、拡大していくとした。構成要素の類似性は、2つ以上の地域の間で共通の文化が持たれているからではなく、地理的隣接関係にその要因を求め、形態の独自の発明、模倣・伝播によって拡散した結果だとラツツェルは考えた。また、伝播の時間的な前後関係は分布領域の広さ・狭さで判断された。すなわち、古い要素ほど遠方まで拡散するという前提によってである。

ラツツェルは、地球上のあらゆる事物は地上的に限界づけ、制限づけられていると考えていた。また進歩とはこのような限界に直面して、局限づけられた空間を越えて拡大することとした。ラツツェルによれば、文化の進歩は移動という運動性と深く関わっていたし、文化の発展は自然を高度に利用することであり、自然の制約からの解放だった。

このようにラツツェルの研究は、ダーウィンの『進化論』を民族学の影響の下、人間の生活文化の地理的多様性に翻案したものだったと言える。この段階において、地理的要素（環境）と文化の関係性に言及されるようになる。

20世紀前半には、アメリカの地理学者 C.O.サウアーが文化地理学を提唱する。彼はもともと自然地理学の研究者だったが、1923年にカリフォルニア大学バークレー校に着任すると、そこで歴史学や人類学の影響を強く受けた。サウアーがラツツェルの人類地理学を知るのもバークレー校においてだった。以後、彼は、当時地質学部の一分野に近かった地理学を、独立した「人間の地理学」として方向付けていくことを試みた。

サウアーは文化の概念を地理学に導入することで、人間と地表とのかかわりを、それまでの<人間・地表>という2項対立を相対化させ、より柔軟な観点に立った分析視角を獲得することに成功した。

サウナーによれば、文化とは人間の知識や慣習といったものではなく、人間集団から独立した独自の自立的運動を持ち、人間集団の維持にとって強制として作用する制度である。それは環境（地表、自然）と人間とのかかわり合いにおいて、環境・人間の2項と同格の地理的作用項である。作用項を人間と環境だけでなく、人間・環境・文化の3つで考えるならば、「自然環境」は人類の登場以来、たび重なる文化による改変の繰り返しを経た結果として存在するものと考えられる。そこからサウナーは、「環境」とは常に「人間化された

景観」だとした。

このような観点を導入することで、サウアーは＜環境（自然） - 人間（文化）＞という対立的な 2 項図式から自由になり、人間の手が加わる前の景観である「自然景観」から人間の手が加えられた後の「文化景観」への改変過程に問題関心を集約した。すなわち、人間の能動的作用、景観を改変していく力やプロセス、さらにその結果としての地表に刻印された物的産物への関心である。

サウアーはこのようにして「文化地理学」を確立した。サウアーの研究は文化地理学として他の研究者に認められていったが、サウアー自身は自らの研究を景観形態の移り変わりと、それを引き起こした人間の歴史に着目する歴史地理学であると主張した。

上の観点に立って、サウアーはアメリカ先住民における農業の起源の問題を調査していた。彼はスペイン植民地時代の歴史資料、とくに貢納表などに記載されている先住民の人口数をもとに、独自の統計的推計法を用いて人口の変動パターンを検討した。その推計値を当該地域の生態環境の人口支持力と関連づける方法を採用した。この推論に基づいて調査した結果、メキシコ先住民の人口は従来考えられてきたよりもはるかに高く、それを支える高度な生産性を持った農耕が存在した可能性があることが判明した。サウアーは先住民の高い人口密度を支えた農耕の生産性の高さを「作物複合（トウモロコシ・豆・カボチャなどの作物を組み合わせて栽培する）」に求め、植民地時代に導入された新しい耕作方法が、広範囲にわたって人為的な土壤浸食を引き起こしていた可能性を指摘した（1966「アメリカ農業の起源」、1950「中南米の栽培植物」、1952『農業の起源』）。

ラッツェルの段階では、環境は人間によって克服されるもの、あるいは一方的に人間に影響を与えるものという環境決定論的な見方であったが、サウアーの段階においては、人間と環境の双方が影響を与え合うものという観点に達している。

2.2 現象学的地理学と「場所」

地理学が近代的な学問として確立する過程で、人間と環境との相互作用という観点が地理学の中に形成されてきた。ラッツェル、サウナーの段階では、人間と環境が互いに作用因として影響を及ぼし合うというものであったが、現象学的地理学は、人間と環境との相互作用を、人間の主觀に立ち入り、意味論的に捉えることを試みた。

現象学的地理学は 1960 年代に登場するが、その背景には 2 つの事柄が挙げられる。1 つには、「計量主義的」地理学の隆盛がある。計量主義的地理学は、1960 年代をピークとしてさかんに研究されたが、統計処理をし、数理モデルで説明を試みるその方法は、人間と環境とのかかわりという地理学の本来の着目点を忘がちとなった。この反省、反動として現象学的地理学は登場した。また、このころから世界各地で、公害等の環境問題が発生したことも影響している。計量主義的地理学は、環境への人間のはたらきかけについてその動機を明らかにしようとはしなかった。つまり、現象学的地理学は、人間の環境への

はたらきかけについて、動機解明を志そうとする研究領域として登場した。

現象学的地理学の代表的な研究者には、アメリカの Y.トゥアン、カナダの E.レルフ、そしてフランス出身の A.ベルクらがいる。

人間が生きるということは、身のまわりの空間とかかわり、生活していくことにはかならない。その過程において、人間は身のまわりのある特定の空間を、自分自身にとって特別なものと認識し、意識的・無意識的にその特定の空間についてなんらかの意味を与える。そして人間は、そのような意味のある空間、とりわけ意義深い空間、すなわち自らに深い安心感や高揚感を与えてくれる空間とのかかわりのなかで、自分自身とその空間との有機的なつながりを感じる。たとえば、私たちが子供時代を楽しく過ごした空間に身を置いたとき、とても懐かしく思うのは、私たちがその特定の空間とのあいだに、有機的なつながりを過去に育んだ経験があるからである。

私たちは、ある特定の空間を意義深いものと感じるとき、その空間には特別な意味を与えている。このとき、その特別な意味を与えられた空間は、周囲の空間から意味を与えられたことによって区切られている。このように意味によって区切られた空間を、現象学的地理学では「場所 place」と定義した。「場所」という概念自体は、地理学で従来から用いられていたが、それは「ある空間における位置」であるとか、自然の地形や人工物を境界として「区切られた空間」といったものだった。これを意味の観点から読み替えたのである。一方、「場所」と対になる概念である「空間」は、意味が付与されていないものとして、数学的・物理的で抽象的な3次元の広がりが「空間 space」とされる。

空間に意味を与えることで「場所」という経験を得ることは、個人に属する事柄だが、その個人は社会的な人格であるゆえに、意味は社会性も帶びている。すなわち、意味は個人の水準と社会の水準とがあると考えられる。

トゥアンは、人間が環境をとらえる基本を、人間の知覚に求めている。人間の身体を中心とし、周囲の環境をとらえようとするとき、「上 - 下」「左 - 右」「前 - 後」「中心 - 周縁」が生起する。われわれは本質的に世界を分節化して捉えようとし、またそうしなければ世界を認識することができない。これらの分節化された世界は、それが対等に扱われるものではない。いずれかが価値の高いものとされ、そうでないものは価値の低いものとなる。

このような個々の人間が持つ分節化の傾向は、社会という水準では文化の影響の下に形成され、その社会の文化の世界観を形成する。たとえば、世界のさまざまな地域には、自然と人間の世界を一貫した体系にまとめて捉えようとする文化がある。4つか6つの物質や元素が、方角や色、動物や人間の慣習などと結び付けられている。たとえば、中国では、「木火土金水」はそれぞれ下のように方角や人間の感情などが、元素と関連させられている。

木 - 春・東・小陽・緑・怒
火 - 夏・南・太陽・赤・樂
土 - 中心・平衡・黄・喜
金 - 秋・西・少陰・白・哀

水・冬・北・太陰・黒・懼

同様のものは、インドネシアや、ネイティブアメリカンの部族等にも見出すことができ、トゥアンは、これらのコスモロジー的図式には共通して「中心」という概念があり、自民族中心主義にも連なっていく世界の把握構造なのだと指摘する。

場所とは「意味の与えられた空間」であるが、その「意味」とは、個人によって与えられる水準と、文化という社会的水準との 2 つのものが考えられている。同様のことをレルフは「場所のアイデンティティ」を検討するなかで指摘している。

E. レルフは、『場所の現象学』で人間の空間認識についての分類を試み、「場所」の経験を明らかにしようとした。レルフによれば、私たちが「空間」からある特定の部分を「場所」として区別するには、その「場所」が「場所」としてのアイデンティティをもつてなければならないという。そのアイデンティティを構成する要素として、静的な物質的特徴ないしは見かけの様子、観察できる活動と機能、意味と象徴の 3 つを挙げる。レルフは次のようなたとえをあげる。ある町並みがあったとして、この町並みを背景とする人間活動を客観的に観察する人は、アリを観察する生態学者の目で、つまり規則的なパターンで動くもの、物を運搬するもの、というように見るだろう。だが、これらの建物を今までに経験している人には違って見える。それらは美しいか醜いか、役立つものか邪魔ものか、我が家か工場か、楽しいものか、というよう (レルフ, 1976=1999, p.124)。このように、同じものを見ていたとしても、それをどのように見るかによって、つまり人間の活動と意味によって異なるものとなる。

場所のアイデンティティは、個人の経験のみに還元されるものではなく、社会的関係の中でも構造化される。場所のアイデンティティは、「場所のイメージ」をともなうが、イメージとは象徴であり、象徴は複数の人間で認識のブレ異なる印象を持つことがあるように、社会集団が異なれば、ある場所に対して抱くイメージはあったとしても共有されたものだからである。したがって、個々人が同じ景観を見てもイメージや場所のアイデンティティは異なることがある。そして「個人的な特異性はや見方は、機能的かつ政治的な利益があるいは集団の一員としての個人的安心感のどちらかを得るために、その集団の代表的なイメージに取り込まれる」(レルフ, 1976=1999, p.148) こともあるだろう。

小樽市の使われなくなつたかつての運河と港湾施設は、市行政からすれば再開発することで市の再活性化を図れるかもしれない道路建設予定地だったが、市内的一部の住民たちには小樽市の顔とも言うべき象徴的な空間だった (堀川, 2010, pp.518-9)。

2.3 場所への愛～環境との情緒的なかかわり

場所は抽象的な空間から意味づけされることで切り取られ、経験されるが、それは、ときにより個人にとって「かけがえのない」ものとして感じられる。このときのかけがえのなさとは、どのようなものと考えられるのか。「場所」という経験の特性はどのようなもの

であるのか。

トゥアンは、人間は環境とかかわるときには必ず情緒的なかかわりをするのだと主張し、これを「トポフィリア topophilia (場所への愛)」と名づけた。トゥアンが「トポフィリア」を初めて用いたのは 1961 年の「トポフィリア，あるいは景観との突然の出会い」(“Topophilia—or Sudden Encounter with the landscape”, Landscape, 11, 29-32.) という論文であった。この論文は、バシュラールの『空間の詩学』や『水と夢』を引用しながら自然への愛について論ずるというものだった。阿部一によれば、トゥアンは言明していないものの、バシュラールが『空間の詩学』のなかで「幸福な空間のイメージ」に対する自らの研究を「トポフィリ topophilie (仏) 場所への愛」と名づけており、これを英語に移し変えて topophilia なのだという。あくまでも環境との情緒的なかかわりであり、それに悲しみや苦悩といった負の情緒もあることが想定されるが、『トポフィリア』という 1974 年にまとめられた著作では、喜びや感動といった正の情緒を描くことが主たる目的となっている。

トポフィリアという経験は、観念的な次元のものから、身体の感覚的な次元にまでわたるものだとトゥアンは言う。トポフィリアは環境との情緒的なかかわりのことであるため、次のように、地理的要素をあまりとらえることのできないものも含まれる。

「幸福とは、新しいレインコートを着て、雨の中に立つことなのだ。自然は、子供に楽しい興奮を与える。それは子供が率直な心をもち、人に気兼ねせず、一般に受け入れられている美の基準に対して関心がないからだ。大人は、もし自然を多様なかたちで楽しもうとするなら、子供のような柔軟さと気兼ねのなさを学ばなければならない。その人は、古い服を着る必要がある。そうすれば自由に、小川の脇の干し草の上で大の字になり、いろいろな身体的感覚の混じり合いの中に浸ることができるのだ」(トゥアン, 1974=1992, p.166)

トゥアンは人間が環境をとらえる基本に知覚を据えており、その情緒的なかかわりであるトポフィリアも、根本的には子供が自然を身体全体で感じて楽しむように、知覚という極めて個人的な経験に根源を求めている。

また、トゥアンは愛国心を例に挙げ、トポフィリアが強く成立する要件を考察している。トゥアンは、愛国心を地域的なものと帝国的（または国家的）なものの 2 つに分け、トポフィリアは地域的なものほうが強く成り立つとする。「囲まれた広い空間としての近代国家は、どんな方法でも直接的に経験するのは難しい。個人にとってのその現実性は、ある種の知識を摂取するかどうかにかかっている」(同上, p.174)。そのため、「『人間愛』を見せかけることがわれわれの疑惑を招くように、トポフィリアは、大きな領土に対して主張されると、偽物のように聞こえる。人間の生物学的な要求や、感覚に結びついた能力に見合うくらいに縮小された、こじんまりとした大きさがどうも必要なのだ」(同上, p.175)。トゥアンは、トポフィリアの成立について、知識や觀念を否定するわけではないが、空間的広がりに対してその人が感覚と結びつけ実感できる範囲においてより自然に成り立つと

している。

出身地を離れた地で生活するようになり、たまたまめぐり合った同郷の者と共に郷土の話題で盛り上がったり、甲子園で出身県勢が勝ち進むことに興奮したりといった経験も、トポフィリア的経験であると言える。また、たとえば、サッカーのワールドカップで自国のチームが勝つことに喜びを覚えるのは素朴なナショナリズム的経験であるが、その経験を支えているのもトポフィリアの経験ということになる。一方、近隣諸国であっても、自分が住んだことも行ったこともないような国のチームが勝ち進むことに何も感じないのは（好きなプレーヤーや監督が所属している場合は別として）、その国との接点が、直接的な経験としても知識としても、私たちにないからである。トポフィリアの基礎には、その環境と私たちとの直接的な、あるいは知識の上でのかかわりの強さや濃さがあると言えるだろう。

トゥアンはさらに、場所の経験の特性を、「親密な」経験に見出している。「親密な場所とは、人が適切な栄養と保護を与えられて健康に生きていく場所であり、そこでは、われわれの基本的な欲求は気にとめられ満たされる」（トゥアン、1977=1993, p.241）。そのようなものとして、トゥアンは「自分の家」を挙げる。子供であれば（大人であっても）、病気をした際にどこかの場所で、患者は健康を取り戻すために横になり、回復するまでの間、弱く受動的な状態になる。自分の家は、このように安全や保護というものを期待することができる「本拠地」である。もちろん、子供のころに親から看病や介護を受けたという経験が、自分の家を親密な場所にすることはいうまでもない。トゥアンによれば、非地理的なものも親密な場所になる。

「幼い子供にとって、親はまず第一の『場所』である。幼児にとって、世話をしてくれる大人は栄養と保護の源泉であり、確固たる安定性のある避難所なのである。（略）成熟した人は、対象物や土地のなかに、さらには理念を追求することのなかにさえも、安全と保護を見いだすことができる。指揮者のブルーノ・ワルターにとって、自分の家とはクラシック音楽の世界であった。したがって、かれは、母国オーストリアを去ってアメリカへ移住しなければならなくなつたときにも、疎外感を感じることはなかった」（トゥアン、1977=1993, p.243）

子供は親から与えられる栄養と保護とを、自分の家と結びつけてとらえている。自分の家はある空間を閉める地理的要素を持っているが、ある特定の場所であればよいというのではなく、そこに親密な関係を築いた人々との生活がある、あるいはあったからこそ、その人にとってかけがえのない場所となる。このとき、自分の家という地理的要素と親密な人々とは分かちがたく結びついている。トゥアンにとっての場所とは、情緒と感情とのむすびつきというトポフィリアという概念のなかでも、さらに「親密な経験」をともなうとして示されていることが分かる。

一方レルフは、場所の経験の特性の本質を、位置、景観、時間、共同社会、プライベートで個人的な場所、という観点からそれぞれ検討し、「場所の本質」を明らかにしようとしている。

た。これらの要素は、いずれも場所の経験を形づくる上で重要なものであるが、場所とは「行動と意図の中心である」(レルフ, 1976=1999, p.112) ゆえに、その場所との「かかわりの感覚」(同上, p.101) や愛着があり、それは「私たちの『根もと (ルーツ)』を構成する」(同上, p.101)。

私たちと場所とのかかわりが強く顕わになるのは、その場所が失われたときである。レルフは、R.J.リフトンによる広島原爆の生存者の研究の中で、ある歴史学者が広島の町の惨状を見たときの例を挙げる。その歴史学者によれば、たくさんの身の毛のよだつ光景を見たが、比治山に登り、広島が何ものも残さずに消えているのを見たことは「単純には言い表せないほど衝撃」だったという。レルフは、この衝撃は「自分が生活している場所に対して持っている深い心理的で実存的な紐帯」が失われたものであるとして、場所の経験の特性を次のように述べている。

「私たちにとって重要なのは、物理的な外見そのもの、すなわち場所の景観であるということかもしれない。あるいはそれは、時を越えた場所の持続性についての意識かもしれないし、またあるいは、『ここ』とは私たちが知ったり知られているところ、ないしは私たちの生活の中で最も意義深い経験をしたところだという事実かもしれない。しかし、もし私たちが本当に場所に根を下ろしそれに愛着を感じるならば、つまりもしこの場所が真に私たちの『住まい』であるならば、これらのすべての面が根源的に意義深く、不可分なものであろう。このような『住まいの場所』は全く人間存在の基礎であり、すべての人間活動の背景となるだけではなく、個人や集団に対して存在保証とアイデンティティを与える」(レルフ, 1976=1999, p.109)

ここで言う「住ま」うとは、「場所に愛着をもつことや強いきずなで結ばれること」(同上, p.101) であり、その場所に「根づくこと」である。人間はその場所に根づくことによって「そこから世界を見る安全地帯を確保し、また物事の秩序の中に自分自身の立場をしつかり把握し、どこか特定の場所に深い精神的心理的な愛着をもつ」(同上, p.103)。そのような場所は「住まい」に象徴される。

原爆投下後の広島を見た歴史学者の例の場合、本来ならばあるべきはずの街が、通常の空爆ならば残骸や焼け跡が存在しているはずの街が、自分が生活してきた街が、跡形もない全くの原野に、荒野になっていたことの衝撃であろう。つまり、自分の頼るべき、感覚の基礎となる対象の喪失による衝撃である。

トゥアンは場所を、人間の意識の向かう空間に占める対象であるとし、それと人間がかわる際にはなんらかの情緒すなわちトポフィリアがともなうとした。レルフは、場所とは「行動と意図の中心」とし、それは人間に存在保証とアイデンティティを与え、その本質には「根づくこと」があるとした。

人が生活する、生きていくということは、何らかのかたちである特定の空間、すなわち場所とかかわること、場所ときずなを持つことにはかならない。私たちにとって、意義

深い経験をした場所が「かけがえなく」思えるのは、私たちが心理的にその場所に「根づき」、私たちがそこを自らのアイデンティティとしているからである。このとき、場所は単なる「特定の空間」以上の意味を持つ。トゥアンは、次のように述べている。

「人間の所有物は、人格の延長である。それを奪われることは、つまり自分自身の心の中で、人間としての価値が下落することなのだ。衣服は、所有物の中で最も人格的なものである。裸の状態で自分という感覚がおかしくならない大人や、誰か他人の服を着なければならない時に、自分のアイデンティティが脅かされていると感じない大人は、まれである。衣服以外でも、人は、時間の経過の中で、情緒的な生活のいくらかを家に向けたり、また家の外では、隣近所に向けたりする。家や隣近所から強制的に立ち退かされることは、外部世界の困惑から親しさというかたちで人間を守ってきた覆いが、取り除かれることを意味するのだ」（トゥアン、1974=1992, p.171）

場所とは、私たちが、自らの行動や心的現象を成り立たせる基盤であり、かけがえのない「所有物」であると言える。

2.4 没場所性～近代社会と景観の均質化

場所という経験は、人間の活動と意味に左右されるが、人間と場所とのもっとも深い関係の持ち方として、レルフは「本物性 authenticity」という実存主義哲学の言葉で表現する。それは「意味に満ちた人間活動の舞台としての場所の存在意義に関する十分な認識、あるいは場所との深い無意識的な一体感から生ずるもの」（レルフ、1976=1999, p.163）とされる。つまり、「場所」と認識され、経験されたものとの有機的な、自らの身体の一部のように感じるほど結びつきのことである。

そして、このような無意識的な感覚を「本物の場所のセンス」（同上, p.165）と言っている。私たちが家庭や故郷、祖国などに対して抱く感覚のように、「個人および共同社会の一員として内側において自分自身の場所に所属すること、そしてこのことを特に考えることなしに知っている」（同上, p.165）というようなものである。

このような感覚は、個人や集団にとってアイデンティティの重要なよりどころとなり、現代社会でも不可欠なものだが、近代社会以降にあっては、本物の場所のセンスは、空間的移動性の増大、場所の象徴性の衰退などにより、「場所に対する偽物の態度」が強まる傾向にあり、脅かされていると、レルフは指摘する。

「場所に対する偽物の態度」とは、レルフによれば「本物の場所のセンス」を欠いた状態のことを指し、「場所の深層にある象徴的な意義に気づくことなく、また場所のアイデンティティに何の理解を示さない」（同上, p.193）のような個人の思考や態度、社会的な風潮のことである。

未開な土着的な文化では、場所についての実用的な感覚と宗教上の感覚が混じりあい、

場所は象徴性を帯びている。集落内に家を立てることができる場所は、慣習的に決まっている。しかし現代では、住む場所と働く場所は分離されることがどこにでも見られるようになり、自宅から職場まで1時間以上かけて通勤することもめずらしいことではない。住む家も、周辺地域に交通機関や商業施設、学校があるなどの利便性と、職場へのアクセス性、そして自分の収入とを考慮して決められる。また、選んだ家も、あまり悩むことなく数年で取り替えることも可能である。現代社会で重要なのは機能性であって、その場所の持つ意味や意義という要素は、優先順位としては上位にはない。住居の互換性も「住まい」の意義の低下によって可能になっており、またその意義の低下を受け入れることで現代社会に適応して生活することができる。現代社会は、「場所に対する偽物の態度」をとることによって、発展したと言えるだろう。

また、マスコミや企業広告等は、観光地のイメージの一部を選択的に誇張することで、場所についてのできあい的な、大衆的なイメージをつくりあげる。たとえば、沖縄のすばらしさを伝える旅行業者は、その青い海と青い空のすがすがしさを前面に押し出し、あたかもそれが一年中そうであるかのようなイメージを与えるが、実際の沖縄には冬もあり、海は独特な青さを帯びているかもしれないが、空は年中晴れ渡っているわけではなく、空に雲がかかっていることもむしろ多い。青い海にしても、とくに砂浜は、その多くはプライベートビーチになっており、あくまでも有料で体験できるものであり、あくまでも料金を支払った者に開かれているものに過ぎない。すがすがしい青い海と青い空とは、旅行業者が誇張したものであって、現実の沖縄とはかけ離れたイメージである。マスメディアは、受け手が直接体験できない場所に、単純化され選択されたアイデンティティを都合よく与え、「偽りの場所の偽りの世界」(レルフ, 1976=1999, p.150)をつくる。また、そのステレオタイプを受け取った者は、そのステレオタイプの見方で実際の場所を体験するようになる。このように、大衆的な場所のアイデンティティは、象徴や深い意味ではなく、まことにやかで作為的なステレオタイプに基づいているのが特徴である。これもまた、「場所に対する偽物の態度」である。

機能性だけを追及する施設計画や都市計画は場所に対する偽物の態度であり、それも「個人や地域社会の生活と価値観よりも、抽象的、経済的、そして公共的な利益に重点を置くこのようなやり方の偏狭さは、骨の髄まで偽物である」(同上, p.207)と、レルフは強く批判する。機能性、効率性の追求は、空間は均質であり物事は操作可能で、空間の中に自由に位置づけられるという仮定の上に成り立つ。そこでは場所の持つ意義は重要ではない上に、しかも権力によって広範囲にわたって場所がつくられる。あるいは、つくり変えられてしまう。

このように、近代以降の社会は、「場所に対する偽物の態度」が広範に見られるようになった。その結果として、「没場所性 placelessness」という状態が世界の広範にわたって出現しているとレルフは言う。

没場所性とは、人間の場所との深い結びつきが環境変化等によって疎外されてしまうこ

とで、「どの場所も外見ばかりか雰囲気まで同じようになってしまい、場所のアイデンティティが、どれも同じようなあたりさわりのない経験しか与えなくなってしまうほどまでに弱められてしまうこと」(同上, p.208)である。

人間の歴史は、環境をつくりかえてきた歴史でもある。したがってそれは、「本物の場所」が失われる歴史でもあった。だが、都市開発が顕著になった近代以降はそれがとみに速くなり、いたるところで起きるようになった。また、建築物にしても、建材の規格化などが進んで画一的な建築物が増えたり、またユニークなものであっても、その建築物が立地する土地の景観や地域性といった歴史的要素を考慮に入れず、私たちの生活になじみにくい“超近代的”なものが造られたりする。没場所性とは、「個人と文化の両方にとっての場所の重要性を切り崩すことであり、世界中の多様で意味のある場所を、由来も知れない空間と交換可能な環境とに無頓着に置き換えることである」(レルフ, 1976=1999, p.299)。

人間がかかわってきたある特定の空間は、特定の人々が時間をかけて影響を及ぼし、築いてきたものである。没場所性とは、その人々が空間に働きかけてきた歴史性を考慮にいれず、またその歴史性が脅かされる、あるいは破壊された状態であると言えるだろう。

レルフは没場所性について、その地理的な表出形態」を次の5つに分類している

(A) 場所の別世界志向性

これには、観光客のための景観づくり、歓楽街、商業地区などがあてはまる。とりわけ、観光地では同質化させる影響力があるという。ありきたりの観光建築、代用品の景観や偽りの場所へのすり替えなどが行われる。その土地独自のものを持つことが観光地の条件であるはずだが、観光開発は往々にしてありきたりの景観をつくりがちになってしまう。どこにでもあるような土産物屋、美術館、高層ホテルなど。そのような光景は均質的であると同時に、かつてのその土地の光景を一変させ、またその土地の歴史性に依拠していないことが多く、まったく別の世界にしてしまう。同様のことは、歓楽街や、商業地区でも見られる。

また、「代用品的で擬似的な場所」として、「ディズニーランド」「博物館化」「未来化」を挙げている。「ディズニーランド」とは巨大遊園地に見られるような、実在の地理的環境とはまったく無関係な歴史や神話、幻想をシュール・リアリスティックに組み合わせて景観がつくられた場所で、「別世界志向の極致」(同上, p.217)である。「東京ディズニーランド」は、千葉県の浦安につくられているが、浦安とディズニーとは歴史的な関係は全くないが、そこには広大な空間に、ミッキー・マウスをはじめとするウォルト・ディズニーのキャラクターたちが住んでいるかのような世界が「再現」されている。また、一般の家屋の玄関に、七人の小人などのディズニー・キャラクターの大きな置物がおかれていたりすることがあるが、これも同様の理由でディズニーランドとされる。

また「博物館化」は、ディズニーランドの特別な場合で、歴史の保存と再建と理想化である(同上, p.224)。レルフは例として、復元移築された開拓村(パイオニア・ヴィレッジ),

修復された城館、再建された砦を挙げている。カナダの「アップー・カナダ・ヴィレッジ」という歴史施設のパンフレットの「ここであなたは、前世紀初頭そのままの典型的な開拓初期のカナダの村のどかな生活に出会う」という一節をレルフは引用した上で、それは『典型的な』村などではなく、過去に対する私たちのロマンチックなイメージに合うように作られ、移築可能な建物の中でいちばん良いものを使った全く作為的な開発行為である（同上、p.226）と批判する。

「未来化」は博物館化と同類だが、将来に向いていて過去を見ない、そしてディズニ化よりも生じて計画的なものであり、超近代的な景観を場所に意識的につくりだすこととしている。典型例は、2、30年後のデザインの流行や嗜好となるような建築物等がつくられる万国博覧会である。万博で提示されたデザインは、その場限りで終わるものもあるが、無柱構造の多面形ドームなどのちに世界各地でつくられるようになったものもあり、拡散性を持っている。

(B) 場所の均質性と標準化

即席のニュータウンや郊外地区、企業化された商業開発、新しい道路や空港などがあてはまる。デザインや建築におけるインターナショナルな様式もこれに入るとされる。

(C) 没様式性および人間的なスケールと秩序の欠如

高層建築や巨大都市などの巨大化主義。文化的・自然的状況とは無関係な個々の建築物の形状。たとえば、全く同じ形状の住宅が際限なく連なる街区などで、場所から離れた抽象的な地図や図面上の視点に立って、特定の目的で開発されたものがもつ特徴である。また、高層ビルをはじめとする巨大建築物は、資材の効率的な管理から規格化された部品が使われているのが通常で、結果として様式性に乏しい建築物を生みがちである。

(D) 場所の破壊

戦争における非人道的な破壊がこれにあたる。広島・長崎における原爆による被災などが典型例である。ほかにも、採掘や埋め立てによる破壊や、部外者による土地の収用と再開発など、都市の拡大もあてはまる。

(E) 場所のはかなさと不安定性

絶えず再開発される場所、たとえば都市の都心部などがこれにあたる。または放棄された場所もこれに相当する。

レルフの没場所性についての批評は一概にあてはまるとは思えないものもある。「博物館化」など、現代の人間にとて心地の良い歴史をつくり出す行為と評しているが、一方で、戦後、日本各地で復元されたコンクリート製の天守閣は、たしかに「博物館化」かもしれ

ないが、同時に、現代を生きる地域住民たちに町のシンボルとして愛されていった過程があることは無視できない。

個々の内容についてここで検討することはしないが、いずれにせよ、場所の意義が近代社会に特徴的な「空間的移動性の増大」、またそれと平行して進行する「場所の象徴性の衰退」によって、脅かされる傾向が強くなっていることは明らかである。

2.5 小括

環境をどのようにとらえるか、地理学の場合、博物学を基礎として発展しながら、20世紀前半には、人間の生活習慣が地理的条件によって異なることなどを論証したラツツエルや、人間・文化・環境の3者間の相互影響を捕らえようとしたサウアーらが登場した。それらは生態学的な学問的傾向をもっていた。それらに対して、1960年代以降、環境問題の深刻化を背景としながら、人間と環境とのかかわりを動機解明的に研究しようとする現象学的地理学が登場する。

現象学的地理学では、環境は「空間」と「場所」とからなると考える。「空間」とは抽象的な数学的、物理的な三次元的広がりのことを指し、「場所」は地形や具体的な物体などの何らかの物質的要素を契機として、人間から意味を与えられることで、空間から分節化され、経験される事柄を指す。

場所は、単に「意味づけされた空間」以上の意義を、人間に対して持つ。トゥアンはそれを、「親密な経験」という言葉で表現した。人間にとて意義深い経験は、それが行われた背景である場所で行われる。意義深い経験は、場所と無関係ではなく、分かちがたいものとして感じられる。私たちが家をかけがえのない場所に思うのは、それ自体が私たちにとって保護を保証するのみならず、かけがえのない人とのさまざまな経験がそこで行われたからである。人間と環境とのかかわりの意義深さは、情緒的であり、このような人間と環境との情緒的のかかわりを、トゥアンは「トポフィリア（場所への愛）」と表現した。また、このような場所の経験の奥深さは、人がその場所に「根づく」ことであり、意義深い場所とのかかわりは、人間存在のアイデンティティの基礎として重要なことである。

環境と人間とのかかわりの意義深さは、個人の体験のみにはとどまらない。場所のアイデンティティは、静的な物質的要素、人間の活動、意味によって定まるため、それは文化的影響下にある。場所の経験自体は個人のものであっても、共通の社会集団によって、場所に対する認識が共有されることはあるからである。

近代以前の社会では、集落内外のさまざまな場所は、生活上の必要性と宗教的な意味が組み合わされ、象徴化され、人々により尊重されていた。集落内外で、聖／俗の空間の区別が広く行われていた。あるいは、今自分が住んでいる場所は、先祖代々受け継いできた場所であり、いまその土地に住んでいることが、自らの先祖という過去につながるという象徴性を帯びていることもありまえたことであった。

近代社会は、人々の空間的移動性を高め、また同時に場所の象徴性を衰退させることになった。人々は場所の意義にあまり関心を払おうとはしなくなり、観光地や人工的に新たにつくられた遊戯施設など、場所もその土地の歴史性とは切り離され、出来合いの場所へのイメージのもとに消費の対象になっていた。規格化された資材でつくられる建築物は、画一的な形のどこにでもあるような景観を世界の各地に生み出し、またとりわけその巨大なものは存在感を誇示し、周囲の景観から浮き上がるようそびえ、やはり立地する土地の人々の生活の歴史を無視したり、打ち消そうとする。このように、人と場所とのかかわりの営みに対して配慮を払わぬ態度を、レルフは「場所に対する偽物のセンス」と称し、そのことによって発生する地理的な傾向を「没場所性」と呼んだ。

レルフの没場所性の議論は、ある空間の状態を人間社会の産物として見、それを読み解くことで現代社会の特徴をとらえたものである。「没場所性」は、極めて有用な社会批評である。しかし、場所とは人間がかかわることで生まれることならば、しかも人々の生活の積み重ねという「歴史」によって社会的にもつくれていくものならば、場所とは単に壊されるだけではなく、新たに見出されたり、本来性とはかけ離れた状態で認識されていたものが再度本来の姿に沿ったものとして認識されなおしたり、保存されかつ活用されることで新たなかけがえのない場所として、人々によって経験されるものであろう。それは、没場所性が引き起こされてしまったあの場所にも、起こりうることではないだろうか。

トゥアン、レルフらの議論では、社会と「場所」との相互作用、ならびに「没場所性」を帯びてしまった空間に対する社会の対応というものへの言及は弱い。これは、景観から何かを読み解こうとする地理学の、学問上の限界なのかもしれない。したがって、ここに「場所」を人と環境との相互作用において実証的に研究するという、社会学の必要性が存する。

第3章

環境社会学における「場所」研究

3.1 環境社会学における「環境」の定義

環境社会学は、人間ならびに人間社会と、それをとりまく「(自然) 環境」とのかかわりを研究する社会学の一領域である。環境社会学の環境概念を検討するにあたり、まずは環境社会学がどのように成立してきたのかを確認する。このことは、後に見る環境社会学の研究領域の広がりを理解するうえで参考になる。

3.1.1 環境社会学の成立過程

a) アメリカにおける環境社会学の成立過程

社会学全体において環境社会学をどう位置づけるかといった問題などの理論的研究において、日本の環境社会学は、アメリカの環境社会学に負うところが大きい。アメリカの環境社会学はどのような背景のもとに成立したのだろうか。

アメリカにおいて環境社会学的な研究が登場するのは 1970 年代の初頭である。背景には 60 年代から先進国で問題になり始めた環境汚染、資源枯渇に対する危機意識がある。また、オイルショックを契機にして起こった全米規模の一般市民による環境運動の高まりの後押しも受けている。

代表的な論者は、農村社会学の研究者であったキャットンとダンラップら (Catton & Dunlap) である。彼らが 1978 年から 80 年にかけて発表した論文は、アメリカの社会学会で環境社会学の定義をめぐって論争を巻き起こした。

彼らは、従来の社会学は近代社会を研究する際に自然環境とのかかわりに無関心であり、多くの社会学者が世間一般と同様に人間中心主義的な「人間特例主義パラダイム(Human Exemptionalism Paradigm : HEP)」を前提にしていると批判。さらに、環境社会学は、すべての社会問題は文化・文明の進歩で解決可能と考える人間特例主義パラダイムに対して、人間を地球生態系の一生物種と見なし、社会や文化の発展も自然のエコロジー法則を超えないないと考える「新エコロジカル・パラダイム(New Ecological Paradigm : NEP)」に従うべきだと提唱し、「HEP / NEP 論争」を展開した。

アメリカの環境社会学の特徴として、70 年代以降のエコロジー思想の影響を受けていることがあげられる。近代性や人間中心主義的な思想や態度を根源的に批判し、その対象には社会学自体も含まれている。

当時のこれらの研究では、「(自然) 環境」は、人間社会に外在するものとして自明視されており、「環境」という概念自体についての論考はあまり言及されることがなかった。

b) 日本における環境社会学成立過程

日本における環境社会学は、水俣や四日市などの1960年代半ばの公害問題の研究に端を発する。これらの主な担い手は、社会運動や社会病理研究の社会学者たちであった。

その後、70年代に研究は下火になるが、80年代後半以降は、酸性雨やオゾンホール、地球温暖化の問題など、地球規模での環境問題の顕在化と市民レベルでの関心の高まり、さらにはアメリカにおける環境社会学の盛りあがりを受け、若手世代を巻き込んで、再び研究が盛んにおこなわれるようになる。

自分たちの研究を「環境社会学」として社会学上の独自の学問領域として位置づける作業は、アメリカでのダンラップとキャットンらを中心とする論争が巻き起こってからのことであり、全般的な傾向としても理論的な研究が盛んであるとはいえない。社会運動や社会病理といった既存の社会学の研究知見のもとに、実際の事例に即した研究を蓄積してきたのが日本の環境社会学の特徴である。

また、アメリカ、日本両者に共通する事項として、今日の環境社会学を成立させてきたのは、社会運動・社会病理・農村研究の社会学者たちであったことがあげられる。領域的にいざれも産業社会化・都市化といった社会変化の方向に対して、懷疑の念や違和感を抱き続けていた研究者たちであった。

3.1.2 環境社会学における環境概念

環境社会学において、環境概念の定義について明確なものは見つけられないが、諸研究者によって参照され、緩やかな共通理解として位置づけられるのは、飯島伸子によるものである。飯島の定義は日本の環境社会学の入門書や講座本でたびたび取り上げられている。

飯島は環境社会学を次のように定義づける。「環境社会学は、対象領域としては、人間社会が物理的生物的化学的環境（以下、自然的環境と略）に与える諸作用と、その結果としてそれらの環境が人間社会に対して放つ反作用が人間社会に及ぼす諸影響などの、自然的環境と人間社会の相互関係を、その社会的側面に注目して、実証的かつ理論的に研究する社会学分野である。」（飯島、2001, p.3）

この定義によれば、「環境」とは物理的生物的化学的環境＝自然的環境のことを指していることがうかがわれる。

また飯島は、人間はシンボル体系を通して自然環境を解釈し、意味づけることをふまえた上で、既存の社会学に対する環境社会学の新規性を次のように示している。「自然環境は、社会学にとって、社会的・文化的環境というスクリーンを通して接する対象であったのであり、社会的・文化的環境と自然的環境の相互的な関係に関して研究するというような、自然的環境をも研究の重要な対象に位置づける視点は、環境社会学成立以前の社会学においては、ほとんど注目されなかったのである」（飯島、2001, p.9）

この説明の中では、自然的環境と並列するかたちで「社会的・文化的環境」という語が

使われている。人間の相互作用によって形成されているのが「社会」であり、これと相互作用するものとして「自然的環境」が想定されていると見て間違はない。

飯島による概念によれば、「人間」の外に「社会的・文化的環境」があり、さらにそれに並立するものとして「自然的環境」を位置づけられており、これらのそれぞれ独立する存在が相互作用する過程をとらえようとする学問領域、それが「環境社会学」であることが読み取れる。

3.1.3 日本における環境社会学研究の広がり

つぎに、日本において環境社会学の研究はどのように展開しているのであろうか。主な研究領域として以下のものがあげられる。

a) 環境運動の研究

これは地域社会（またはグローバルな規模）で生じた、環境をめぐる社会運動を取り扱った研究である。様々な事例が取り上げられ研究されているが、日本の場合、「被害構造論」「受益圏・受苦圏論」といった研究分野が形成されている。

被害構造論は、いわゆる公害と呼ばれる環境被害が発生した地域で、被害の及ぶ対象と加害源、ならびに関連集団との社会的関係に着目し、その社会的関係が被害発生にどのように影響を与えていたかを研究するものである。

実際の研究例として飯島伸子による水俣病問題研究がある。飯島は、公害の被害は単に個人の身体にとどまらず、家族や地域社会へも波及することを指摘。さらに被害の程度は、①健康損傷の度合い、②被害者の家庭内での地位や役割分担、③被害者と被害家庭の社会的地位・階層、④被害者本人と家族の所属集団（職場、自治会、労働組合など）、⑤加害源企業・行政・医療関係者・学者・一般市民・マスメディアの影響、によって規定された。

受苦圏・受益圏論は、社会現象がもたらす正負の効果が、社会的（地域的・階層的）に偏在していることに着目するものである。研究例としては長谷川公一らによる新幹線騒音被害の研究がある。研究の背景として、60年代後半から70年代前半の社会運動（反戦運動・学生運動）のなかから生まれたカウンター・カルチャー運動、コミュニケーション運動などが指摘される。

被害構造論、受苦圏・受益圏論ならび他の環境社会運動を扱った研究の多くは、その力点を環境運動ならびに環境被害をめぐる主体間の関係性に置くものである。

b) 生活環境主義

この領域の代表的な研究者である鳥越皓之によれば、これは居住者の「生活保全」が環境を保護する上でもっとも大切とする立場とされる。手法的には人類学や民俗学の影響を受ける。自然とかかわることが職業上重要になる林業や農業、漁業といった第1次産業、

いわゆる「生業」に着目することが多い。

「生活保全」とは、鳥越によれば『『生活』(life, living)という荒漠としたものの保全も含み、それも大切であるものの、とりあえずは、具体的には、生活システム保全のこと、さらにいっそう具体的には、生活にかかわる社会システム、家族や地域社会のさまざまな集団や組織を指している。……とくに小さなコミュニティを戦略上もっともポイントを置くべき生活システムとみなしている」とされる。(鳥越, 1997, p.19) 2)

自然とかかわる（ことで生計を立てている）暮らし全体を研究対象にしているという点で、上の人間社会と自然的環境の相互作用を探求するという環境社会学にもっとも即した研究領域といえるだろう。自然とかかわりつつ暮らしを立てる人々の世界観にも焦点をあてている。しかし、研究の力点は、そのような世界観が、人間社会と自然環境が調和的関係を築く上でどのように寄与しているかにある。

c) 社会的ジレンマ論

個人にとって合理的な行為が集合したとき、その結果として非合理的な結果が生じてしまうメカニズムに着目する研究である。たとえば、個々の家庭や事務所がクーラーを使うと都市の気温があがり、ますますクーラーを使わざるをえなくなるといったメカニズム。数理社会学者らが研究の中心的な担い手である。実際の事例に基づいた研究が行われることはほとんどないと言ってよい。

3.1.4 人間社会の自然環境に対する負荷の増大

人間と環境との関係は、歴史的にどのような変化をしてきたのだろうか。環境社会学の多くの研究者は環境問題の解決にその関心を寄せるため、講座本等では、人間社会の自然環境に対する化学的・物質的負荷の増大が解説されている。

多くの教科書、講座本にて、それは 2 つの段階に区分されるとある。すなわち環境被害が地域社会レベルで発生していた段階と、地球規模で発生するようになった段階である。前者には公害や開発問題がこれにあたり、日本の場合、時期的には高度成長期以降から 1980 年代前半までとされる。後者は 1980 年代以降顕在化してきたもので、たとえばオゾン層の破壊、砂漠化、温暖化、酸性雨等があげられる。

ますます環境負荷は高まるばかりであり、これを解決するためには国家間の連携や、世界規模での市民の団結といったことが指摘される。

以上みてきたように、環境社会学における「環境」の定義は緩やかなものであるが、人間や人間社会に外在するものとして、人間以外のあるいはそれをも含めた生態系を「自然的環境」と呼び、人間ならびに人間社会と「自然的環境」の相互作用、さらには近代社会において両者の調和的な共存関係を探っていこうとする学問領域を「環境社会学」と称していることが分かる。

3.2 生活環境主義の「場所」論的検討

3.2.1 生活環境主義の問題関心

現象学的地理学と同じように私たちの身の周りの環境との相互作用を研究する環境社会学について、とくにここでは、人間社会と自然環境とが直接的にかかわりあっている事象を対象とする「生活環境主義」を議論の対象とする。

日本の環境社会学の特徴として、実際に起こっている環境に関する問題を、農村社会学、地域社会学、社会運動論といったアプローチから読み解いていく、政策志向の強さが挙げられる。日本における環境社会学が、1960年代の水俣病などの公害問題の地域社会学的研究に端を発していることは、そのことをよく象徴している。

生活環境主義も、環境問題をとりあつかう研究領域だが、研究対象は、私たちが一般にイメージするような公害などの環境問題であることはまれである。生活環境主義が志向するのは、自然と人間との共存はいかにして可能かというテーマである。

生活環境主義は、80年代に鳥越皓之・嘉田由紀子を中心とする研究グループが行った、琵琶湖についての社会学的な調査にはじまる。1972年（昭和47年）より琵琶湖総合開発（-1996年）が実施された。それについての工学・経済学からの評価研究はあったが、人文科学的な研究がなかったため、琵琶湖畔住民の琵琶湖のイメージについての調査を行う必要があった。その成果は1984年に『水と人の環境史』としてまとめられた。

鳥越たちは、次のような話を挙げる。湖西に住むある老人が5月のある日、琵琶湖研究所に電話をしてきた。自宅前の用水路に網を設け、川で採ったコイを放っていたが、雨が降ったら死んでしまった、田んぼで使った農薬が流れ込んだのだろうが、最近の者は川に関心がないので魚が死んでも問題にしない、と嘆いたという。これに対して、「魚が死んでも、地元の若い仲間は問題にしなくなった」という古者のやるせない驚きこそを、私たちは大切にしなくてはいけない、「古者の観念世界に生きている過去の水の生活体系、そしてそこから現在までの人々の観念世界の変化、これらを十全に把握することこそが、私たちの考える意味でのほんとうの政策を実施するためには不可欠である」（鳥越・嘉田編、1984, p.iii）と述べる。

鳥越らの言う「ほんとうの政策」とは、「応急手当ではない手当」のことで、「応急手当」とは、生態系への負荷の少ない農薬を開発すること、除草剤を使用する際に川に流出させではないなどの規制を指す。そして、「ほんとうの政策」は、「価値の体系としての文化」を重視するものであるという（鳥越・嘉田、1984, p.iii）。

また鳥越は、従来の環境政策が、生態系の保護区をつくって人間を自然から隔離するやり方や、科学技術の発達によって環境問題は解決できるという考え方に対して、琵琶湖のような人々が密集して生活している地域においても、自然の保全は行われていかなければならぬとして、生活環境主義の関心を位置づける。すなわち、「そこにも人は住まねばならないという現状において、どのような現実的な政策が成立するだろうか」（鳥越、1989,

p.6), 「人びとの生活の立場から見た環境」(同上, p.7)を考えなくてはならないのではないかと。たとえば、鳥越が挙げるのはつぎのような例である。白神山地ではブナの原生林を保全するため、一部の地区が立ち入り禁止区域に指定された。そこはマタギの人々が獵を行ってきた領域でもあり、彼らがブナの原生林を破壊することはなかったし、むしろ自然と共に存する摂を実践してきたにもかかわらず、である。

こう考えるとき、かつては人間社会が自然に対して折り合いをつけることで共存できていたのだから、かつての村人たちの生活文化の中には、自然と共に存するための知恵がつまっているのではないか、と考えることができる。したがって、生活環境主義は、人間社会と自然との共存を目指し、そのための知恵を農村や漁村の生活文化に見いだそうとする研究領域であると言える。

3.2.2 生活環境主義の方法

では、生活環境主義はどのようなアプローチを用いて、農村や漁村の生活文化のなかから自然との共存の知恵を探ろうとするのか。

それは、地域住民が生活文化として蓄積してきたところの自然環境とのかかわりかたを、<社会－環境>の相互作用の構造として捉えるものである。社会生活環境主義の研究者らは、80年代の琵琶湖研究においては、これを「社会史」に着想を得て、「環境史」と呼んでいる。

かれらは、人間と自然とが濃密にかかわりあってきた場、すなわち生業や河水の生活用水としての使用などを重視して、これを主に民俗学的・社会学的な手法に依拠しながら、人間および組織（地域住民組織や組合など）と自然環境との相互作用をとらえようとする。嘉田は琵琶湖調査において、水道が普及する前と後では水利用の実態がどのように変化したのか、琵琶湖周辺の集落に対するアンケート調査を行って研究している。それによれば、水道が普及する以前は、井戸水を主としながら、河水、湖水を用途に応じて使い分けていた。

割合としては少ないが、湖水を飲用水として用いる地域もあった。それほどにかつての琵琶湖水は清浄だった。このような地域では朝早くから汚れ物を洗わない、オムツなどのシモノのものは集落から離れた特定の場所で洗うなど、水利用に関する約束事があった。とくに河水の場合、上流の排水は下流の用水になるため、湖水を利用するよりも厳しかった。また、水を得るための湖岸の桟橋は社交の場でもあった。

しかし、昭和30年代に水道が普及すると、水道水が井戸水にとてかわる。ただし、用途に応じた使い分けは残っており、水道普及前もオムツを洗う、野菜の泥を落とす、農具を洗うなど汚れを落とす水として使われてきた河水は、利用度を落としながらも一定の割合を保っている。

嘉田はこの結果について、川や湖水は汚いものを洗い流す役割に特定化され、このような水を口にすることは思いもよらないようなことになったとする。上水が直接に河水や湖

水などの表流水に依存しなくなるにつれ、表流水は排水場としてしか意味を持たなくなる傾向が読み取れる。それは、かつて水利用の場が人目の付く公的な場だったのに対し、水道水は私的な領域に移ったからであると指摘する（嘉田、1984, p.218-220）。

同じく琵琶湖調査で、水道普及前後の用排水システムの変化を調べた古川彰も、嘉田と同様に、水道の普及とともに、それまで飲用水の水源となっていた河川が、排水路へと変貌していく様子を描いている。

琵琶湖西岸の上知内という集落では、前川という川が集落内を流れている、飲用水をはじめとして生活用水として用いられていた。利用方法については不文律が存在して、シモのものは洗わない、「小便するとシモの病になる」と言っていた。利用方法についての規制は、川の諸施設というかたちにあらわれ、水の汚濁を防いでいた。たとえば、オムツは前川とは別流路の「小溝」で洗わなければならなかった。家庭排水は、ほとんどの家で「スイモン」という家庭排水貯留槽をもつか、「スイコミ」という浸透式の浄化槽を持っていた。スイモンでは、一杯になるとその上澄みを下肥とまぜて田畠の肥料として使った。前川はこのように、飲用中心の水として清浄を保たれてきた。

しかし、昭和32年にこの地区で水道が敷かれると、前川は用水としての役目を終えた。水道が敷かれ、消費水量が増えるとスイモン・スイコミは機能にくくなり、見捨てられた。用水源、用水路として機能してきた前川が、排水路として位置づけられた。排水が流れ込むようになった前川には、藻が生え、ゴミが溜まり始める。さらに、藻も生えず、掃除も簡単なコンクリート張りへと変化する。用水源である前川の清浄さを保つための排水システムは崩壊した。そして、家庭排水は、台所からそのまま琵琶湖へ注ぐことになったのである（古川、1984）。

菅豊は、千葉県の手賀沼における鴨猟を事例に取り、長く行われてきた慣習的な共同管理が変容し、失われていくきっかけとして、明治以降の狩猟・漁業に関する法整備や耕地開発があったことを指摘する。

手賀沼の東葛飾郡沼南町布瀬という地域では、台地から水辺までの変化に富んだ地形を活かして、稻作や畑作、漁撈や鴨猟、工芸品の原料になる葦の採取など、複合的な生業が営まれていた。河川湖沼沿岸地域は共有地が設定されていた上に、個人所有地も古くは使用権が制限され、村の狩猟地としての慣習的共同利用が優先されるなど、共有地と連続してコモンズとしての「水辺」を構成していた。

しかし、明治32年の「耕地整理法」による水田造成が活発化すると、村内では狩猟に積極的に関わる者と、稻作に関わる者とに分解するようになる。共同狩猟地の後援者であった猟場の個人所有者と鳥猟組合とで、利益、感情が相反するようになった。

大正年間には銃猟による鳥数の減少、耕地整理による猟場の減少によって捕獲数も減少し、それにともない狩猟者も減少し、1942年（昭和17年）には手賀沼鳥猟組合は解散した。そして戦後行われた手賀沼国営干拓事業により、沼地全体の45%が失われることになった。漁業は継続されたものの、新住民の到来による周辺人口の増加、ならびに生活排水

の流入によって沼の水が汚濁し、漁業も衰退した。つまり、共同利用の場であった「水辺」は、水田化を推進されることによって所有意識が高まり、共同利用の領域としての性格を弱め、狩猟という共同的な活動は排除されたのである（菅、2001）。

このように、生活環境主義は、自然が生産活動や生活にかかわる場に焦点をあて、人間社会と自然との相互作用の構造を、環境史という方法によって解き明かそうとする研究領域である。

3.2.3 生活環境主義の成果

生活環境主義の諸研究は、人間社会の生活様式や組織、制度のありようによって自然が大きく変化し、また変化した自然が人間社会に変化をもたらすさまを描き出すことに成功している。人間社会と自然とが密接にかかわり合う場にあって、人間と自然との共存は、自然に対する人間社会の態度、すなわち生態系や物質循環への配慮が鍵を握っていることを教訓として示している。

だが、生産や生活の場から切り離された、つまり生態系の変化によって私たちの生活に害が及んだり、生産の場が失われたりといった深刻な問題を引き起こすわけではない自然や環境、すなわち文化的な性格が強い自然や環境への言及は、弱いと言わざるを得ない。

3.2.4 鳥越皓之の「人工自然環境」論

鳥越皓之は生活環境主義の立場から、かならずしも人間の生産活動に必要とはかぎらない、鑑賞の対象としての自然、すなわち「人工自然環境」を考察している。

ここでは、鳥越の『人工自然環境の社会学的分析』(2001) および『花をたずねて吉野山』(2003) をもとに検討する。

前者は自然と人間の関係についての概念的な整理を行う。鳥越は自然を人間社会とのかかわりの程度に応じて自然を区分し、さらに、自然と人間とのかかわりの形態を 3 つに分けた。そのうえで、自然と人間とのかかわりが最も濃い形態の事例として、奈良県吉野山の桜をとりあげ、吉野山が桜の名所になった由来を解き明かすものである。吉野山は、古くから桜の名所として知られ、「一目千本」といわれるほどに、山の一部に桜が群生する地区がある。これらの桜のほとんどは人の手によって植樹されたものである。鳥越は、吉野山における植樹行為を通史として描き、それが時代によってどのように変化したかをとらえようとする。

後者は、前者の吉野山研究のパートを独立させた上で、加筆したものである。内容は前者の吉野山研究のものとほぼ同じであるが、吉野山研究を踏まえたうえで、自然と人間との関係を位置づけ、自覚することが環境政策を行うために必要であることを考察している。

(1) 重なり合う自然と人間社会～鳥越の問題関心

鳥越は環境政策を念頭に置き、自然を「(人間から) 近い自然—遠い自然」によって 3 つ

に分類し、人間から見た自然が決して一枚岩ではないことを指摘する。

自然には「人間に近い自然」と、「人間から遠い自然」（鳥越、2001, p.17）とがある。人間に近い自然とは、人間の手が入っている程度が高く、人間から遠い自然とは、人間の手がまったく入っていないか、ほとんど入っていない状態のものを指す。

まず第1に、「人間にもっとも近い自然」の例として、田や畑、溜池、小川（その多くは用水路）を挙げる。そして、それらの多くが生産にかかわるものであることを指摘する。それらは元来、まったく別の生態系の姿をしていたが、人間が農業生産等を目的とし、徹底的に手を加え、田や畑となった。これらはもとの原生的な自然とはかけ離れたものになっているが、私たちから見れば田園風景として、自然の風景の一種だと認識されている。

第2のカテゴリーは、もとの自然の姿に近いが、人間の手が入っているところがあり、里山などの森林や、森林の間を流れる川、湖などがあるとする。これらは漁撈や狩猟の場であった。また林の下草や川や湖の藻など、農業のための肥料を得る場であった。

第3のカテゴリーとして、まったく人の手が加えられていない自然を挙げる。ただし、これには厳密には手つかずではなくても、白神山地や知床半島など原生林が残っているような自然是、この区分に入るとしている。（鳥越、2001, p.17-8）

このように、鳥越は、自然を人間による利用の程度、また人間とのかかわりの頻度に応じて区分している。

つぎに、この3つの区分を踏まえたうえで、鳥越は、自然を生態系システムである「エコシステム」、人間社会をやはり1つのシステムと見る「社会システム」と称し、この両者の関係を3つの形態に類型化する。



図3-1

（鳥越、2001より作成）

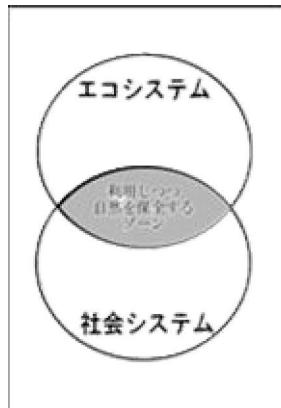


図3-2

（鳥越、2001より作成）

第 1 は、エコシステムと社会システムが離れ、両者の間に「緩衝地帯」が敷かれるかたちでつながっているものである(図 3-1)。これは、人間の手が加わっていない自然があり、その原生の自然を保護しようとするような事例がこれにあたる。例としては、白神山地や知床半島、またイリオモテヤマネコが生息する西表島を挙げている。

白神山地では、原生林保護にあたり、関係省庁によって多少の差はあるものの、3つのゾーンが設けられているという。すなわち、「保存地区」「保全利用地区」「生活地区」⁽¹⁾である。「保存地区」はブナの原生的自然地帯を指し、これを守るために原則的に人間の立ち入りを認めていない。「保全利用地区」は自然の保全と利用を両立させる森林のことであり、これは「緩衝地帯」にあたる。白神山地の場合は、キノコなどの食用植物の採集とともに、自然を楽しむレクレーション・観光地帯としての利用が経済的に規模の大きなものとなっている。「生活地区」は必ずしも居住地帯や田畠とは限らず、森林も含まれる。この地域に林業が存在するからである。(鳥越、2001, p.19-20)

第 2 に、エコシステムと社会システムが、部分的に重なり合うところが存在するものである(図 3-2)。重なり合った部分は、「利用しつつ自然をまもる」ゾーンである。

滋賀県志賀町のある集落の、地租改正時(1873 年)の地図には、集落に近い山が「里山」、遠い山が「奥山」と記されているという例を鳥越は挙げている。実際にこの地を調査した鳥越は、里山と奥山の利用のされ方を次のように見た。

里山は、多様な用途をもった生活上不可欠な山であり、田畠の肥料の重要な供給地でもある。また、ゼンマイなどの食用植物や、燃料のための木材もそこから得る。一方、里山に比べると奥山の用途は限られる。建材を得る程度であって、日常的に入っていく山ではない。だが、生活上は必要な山である。また、この集落の奥山にはスキーのゲレンデがつくられていて、駐車場収入もふくめて、調査当時、集落に年間 2,000 万円ほどの収入をもたらしていたという。

鳥越は、白神山地での言葉を使えば、里山、奥山は「生活地区」に入るとする。生活に不可欠なゾーンとして、高い頻度で利用されているからである。だが、里山も奥山も、田畠とちがい、外見上は自然そのものである。また、奥山の先にはさらに山々が連なっている。そこで鳥越は、里山と奥山をエコシステムと社会システムが重なった場と位置づける。第 1 類での「緩衝地帯」との違いは、利用と保全とを対立するものとみなさず、むしろ利用するために自然を保持する場だという点にある。鳥越の聴き取った地元の人々の話によれば、大雨による地崩れで山の斜面にはげたところができると、木を植えて手入れをするという。また他の事例として、観光客に親しまれていた湿原の水路が変わって草原化はじめたので、新たに水路を設けて従来の湿原を保ったという事例も、自然を利用する(観光利用)ために保持する例として、鳥越は挙げている。(鳥越、2001, p.22-3)

第 3 は、エコシステムと社会システムとが完全に重なり合っているものである(図 3-3)。鳥越によれば、これは重なり合っているのであって、合体、融合しているわけではないという。ここでは、社会システムが基本にあり、エコシステムは補助的役割を果たしている

に過ぎないとする。

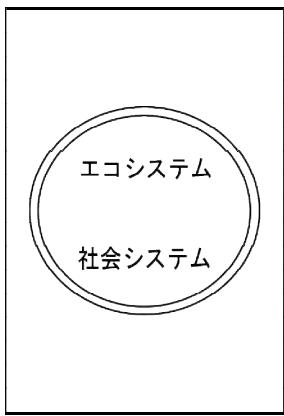


図3-3

(鳥越, 2001より作成)

たとえば、居住地があつて、農地や牧草地がある場合である。ここでの自然是、かつてあつた原生的な姿を失い、人の手が長年加えられることで農地や牧草地等に姿を変えてきた。だが、このような農地や牧草地も私たちは建築物などの人工的な構造物のカテゴリには入れず、それらを「身近な自然」、すなわち自然であるというとらえかたを伝統的にしてきた、したがって、改変されたものであつても自然の範疇に含めるべきだと鳥越は主張する。事実、農地や牧草地は、独自の生態系を形成することがある。たとえば、田んぼにはメダカやゲンゴロウやカエルなど、多種多様な生物が集まつてくる。

しかし、自然を改変する農業という営みが、必ずしも自然保持に向かうわけではない。たとえば、焼畑農業は、熱帯雨林を焼き開いて農地を開墾するが、数年して土壤がやせれば新たな農地を求めて移動する。その後その農地は時間をかけてまた木が生えてくる。土壤の再生を待つ場合はよいが、再生をまたず農地を拡大する場合もある。このようなサイクルを短期間でくりかえすうちに、土壤がやせ細り、植物が育たない不毛の地になってしまふ。農業は自然を改変する営みである以上、自然を保持することができる保障は必ずしもない。(鳥越, 2001, p.23-4)

このように自然と人間との接触は、自然破壊の危険を常にはらんでいると言ってよいだろう。鳥越の3分類に従えば、3つ目の社会システムとエコシステムとが重なり合っている形態は、その度がもっとも高いものであろう。また、自然が保持されうるか、ただ破壊されるのみか、人間社会のありようによる影響をもつとも受ける形態であるとも言える。鳥越の「自然と人間との共存」という関心は、この徹底的に手が加えられた自然との共存に焦点があつてられている。

鳥越における「近い自然ー遠い自然」、それを踏まえた社会システムとエコシステムの3形態は、人間社会と自然との“距離”，自然の利用形態にもとづく分類である。鳥越はことさらに言及してはいないが、これらはいずれも、何らかの形で「意味づけられた自然」で

ある。鳥越が「自然」というとき、それは生態系や物質循環のことを指しており、「静的な物質的要素」には触れられてはいないが、意味づけられたものという限りで、「場所」にも通ずるとらえ方であると言えよう。

(2) 鳥越の吉野山研究

吉野山は桜の名所として名高い。桜の名所としての吉野山は、天然によって成立したのではない。吉野山において、自然の状態においては桜の群生は生じない。吉野山で優位なのは「松柏」すなわちスギ・ヒノキ・マツであり、山桜は人為によるものでなければ群生しない。吉野山では、人間の植樹による桜と、自然本来の植生としての松柏とが、その境界をせめぎ合っており、桜を維持するために人々は手を入れ続けた（鳥越、2003, p.94-5）。

この吉野山の起源を、鳥越は花を手折ってささげる行為に求め、山ノ神に花をささげる日本の民俗事例挙げながら説明を試みている。のちに、これが修驗道の信仰と結びついて、植樹へと発展していったのではないかと推理する。（同上, p.52-67）

桜の植樹行為がどの時期から始まったかは定かではないが、鳥越は歌集をひも解き、「吉野山=花（桜）」という歌枕、すなわち吉野山=花=桜というイメージが形成される時期を、特定しようとする。この歌枕成立に決定的であったのは西行の歌だったとされる。西行は吉野山に庵を結び、歌を詠んだ。西行の歌は、京の歌詠みたちに愛好され、やがて吉野山と桜を結びつけたイメージが形成され、観念のなかで美的な増殖をつづける。これ以後、多くの歌人、俳人が吉野山と桜を結びつけた歌を生み出していく。（同上, p.74-82）

鳥越の文献調査によれば、吉野山での植樹行為が確認できる最古の資料は、戦国時代の1553年（天文22年）に書かれた三条西公条（きんえだ）による『吉野詣記』であるという。その中には、妻を亡くした傷心を慰めるために吉野を訪れた公条が、何者かが立願のために桜の若木を植え、その木に「百本の内」という札がかけられてあるのを目撃するさまが書かれている。

また同時代の資料である石山本願寺門跡の顕如の右筆だった宇野主水（もんど）が記した「宇野主水日記」（1583年、天正11年の記録。『石山本願寺日記』所収）には、桜の若木が毎年のように植えられていること、それを代金をもらって行う者がいることなどが記されているという。

なお、鳥越が吉野での聴き取り調査を行ったところによると、昭和の初めのころまでは小学生たちが山の麓で桜の苗木を売っていたようで、少なくとも400年近く続いた風習であった。（同上, p.88-92）

吉野山の桜の植樹は、山ノ神や水の神、駿道への信仰をもとにしながらも、少なくとも江戸時代には、主たる職業であったかは定かでないが、それによって収入を得る者もいた。桜の植樹という行為自体が、貨幣経済の仕組を用いられながら、安定して行われていたということである。

また鳥越は、吉野山の桜の維持には、権力による統制の力が大きな影響力をもっていたと指摘する。

江戸時代、吉野山は幕府が安堵した寺院領とされ、日光の輪王寺宮の学頭の支配下に置かれた。幕府は、寺院を多くかかる吉野山を殺生禁断の地としたため、1669年（寛文9年）、日光の輪王寺宮は、21条からなる「吉野山掟條々」を発した。その内容は、吉野山中の殺生の禁止、山林竹木のみだりな伐採ならびに神木である桜の伐採を禁ずるものだった。特に、桜の伐採を行えば「曲事（くせごと）」すなわち罪科を申し付けるとあり、樹木のみだりな伐採よりも厳しいものだった。（同上、p.128-130）

ところが、維新が起こって明治になると、廃仏毀釈運動がはじまった。吉野は寺院が多い大和に位置することから、この影響を大いに被った。破壊は寺院だけにとどまらず、桜にまでおよんだ。幕府の瓦解にともなって、伐採を規制していた輪王寺の掟も失効したため、「樵牧ノ徒」がみだりに山林を伐採したのである。

『櫻史』という著書を残した山田孝雄という人物が、明治29年に吉野を訪れたときの記録によれば、山田は、吉野山のいたるところで樹齢20年に満たない若木が多いことに不審を抱いた。地元の者に訳をたずねたところ、維新後に桜のような不経済なものは切り倒し、有用な木を植えたほうがいいと桜を伐った者がいた。ただその後、その行為を改め、桜を植え始めた、それが今の桜の若木であるという。つまり、桜を伐採したのは、山を生産活動の場とする地元の人間たちだったのである。（同上、p.131-5）

鳥越は、吉野山の桜は、神木だから伐ってはいけないという信仰によって守られてきたのは一面の真実だが、それだけでは守れなかった、殺生禁断にともなう伐採規制があったからだったと指摘する。また、吉野山の桜が安定して維持されるには、なんらかの「人間の側の装置の工夫」（同上、p.96）が必要だったし、江戸時代の掟がそれにあたるとしている。

このように、廃仏毀釈のあおりを受けて吉野山の桜は荒廃したものの、明治の後半にはそれを修正する動きが出てくる。活動内容は明らかにされていないが、明治14年（1881）に「芳雲会」という地元有志による桜の保存活動に取り組む団体が結成されたようだ。

明治27年（1894）には吉野山が奈良県立公園として整備され、同35年には吉野公園の「公園取締規則」が定められた。「公園取締規則」は2条からなっており、第1条には罰則の対象になる行為、第2条には罰則についての規定がまとめられた。第1条には、「魚族ヲ逐ヒ驚カシ又ハ鳥獸ヲ驚逸セシムルコト」、「樹木ニ攀登リ又ハ損傷スルコト」とあり、鳥越は、これは輪王寺掟にある殺生の禁断と、桜の伐採の禁止であり、これを行なえば罰則があるというのも同じであるという。（同上、p.138-142）

鳥越の研究において公園規則の策定過程が検討されるわけではないので、公園規則が輪王寺掟をもとにつくられたのかは判断できないが、この公園規則がかつての輪王寺掟と同様の影響力を持ったことは間違いない。鳥越はこのことについて、権力による統制が復活したのであり、違いは幕府から明治政府になったこと、桜は神木だからという信仰だけで

は、近世と同様に近代においても、桜の保全は難しかったとしている。（同上、p.142）

吉野山の桜を維持したのは法規制だけではなかった。吉野公園の管理には、地元住民も関与し、1916年（大正5年）には地元住民有志による「吉野山保勝会」という財団法人が結成された。戦前は吉野朝遺跡の保存を第一の目的として活動していたが、現在では桜の保全を主目的として活動が続いているという。会員は20数名だが、この法人メンバーによって、吉野山の桜の手入れ（下草刈りや肥料やりなど）、全国から募った寄金により人を雇用しての桜の手入れ、トイレ清掃といった公園整備の業務にあたっている。この会が行う桜の手入れは、かつては地元住民が山仕事や農作業の合間に「当然のように」行っていたことだが、住民の主たる職業が山の仕事や農業からサラリーマンに変化したため、細やかな手入れが行われなくなったという。鳥越は会の年長者の「桜を守るのは神木だからという意識が強いからやっていることなのに、最近の若い者たちは観光資源としての桜という発想しかない」という声を挙げながらも、実質的な原因是、山仕事をする人がほとんどいなくなってしまった、サラリーマンや商業（観光業を含む）を営む人たちが増えたことによるのだと、指摘している。かつては、山の仕事をしながらも、桜の手入れの比重が多い者を「桜守」と言ったようだが、現在では財団法人がその役割を担っているのである。（同上、p.158-171）

以上のように、鳥越は自然と人間社会との相互作用を捉えるという生活環境主義の立場から、吉野山の本来の植生からはありえない桜の群生がいかなる歴史的経緯により成立し、また現在その担い手は変化しながらも維持することができているかを明らかにした。

桜の維持には、江戸時代の「吉野山掻條々」や明治以降の公園規則など、法規制という「社会的装置」が必要であった。そして、中世から現代まで続く吉野の人々による植樹が必要であった。この人々の植樹行為も、個人によって完結するものではなく、吉野山の地域社会でその行為が受け継がれてきたことによって、「当然のように」やること、すなわち社会的な慣習として定着したものだった。近年では、慣習的な維持は困難をきたしているようだが、「観光資源としての桜」という意義が見出されながら、一部は事業化され維持されている。

このように、吉野山の桜が無数の社会的行為によって形成され、維持されていることを鳥越は明らかにした。

（3）鳥越の「愛でられた自然」と「場所」

本来の植生ではありえない吉野山の桜は、鳥越による自然の分類によればどのように位置づけることができるのか。

鳥越は、吉野山でみられる約千年にわたる営みは、「自然の美化運動」（鳥越、2003, p.177）であるとしている。そして、あらためて自然を「原生的自然」「使われた自然」「愛でられ

た自然」の 3 つに分類し、吉野山は「愛でられた自然」だったとして、次のように指摘する。すなわち、人間ははじめから「愛でられた自然」をつくろうとしたのではない。花を手向ける信仰がその起源となった。それが時の蓄積を経て「愛でられた自然」に転化していった。そして、「人びとが、この『愛でられた自然』を守りつけたのは、すなわち、自然の美化運動を行いつづけたのは、人間の精神世界における自然と人間との繋がりがそこにあると自覚したからであろう。極端に言えば、人びとは、この『愛でられた自然』こそを『自然』とみなし、わが国の各地にある山々は自然鑑賞の視野の外にあったと言つてよい。そして自然の美化運動こそが、自分たちの精神世界を豊かにするものとみなしていた」（鳥越、2003, p.179）と。

鳥越は、「自然」に関して定義はしていないが、いわゆる生態系や自然界における物質循環を指すもの、具体的には、山や森、海や川などの多様な生物が食物連鎖をつくっている空間を想定していると考えられる。鳥越が上のように言う「愛でられた自然」とは、「場所」という概念に置き換えて捉えることができる。

A.ベルクは、和辻哲郎の「風土」という概念を借り、人が環境とかかわっている状態を「風土 milue (ミリュー)」と呼んでいる。ベルクは、現代では地球上のすべての自然が、認識レベルも含めて人間が何らかの形でかかわりを持っており、自然を保護することは「風土」を保護することであり、その倫理的な基準は人間の存在に求められるとしている (Berque, 1996)。

ベルクの「風土」とは、人間と環境とかかわっている状態を指すものであり、これを人間の主観から見るならば、人間がかかわることで意味づけられている空間、すなわち「場所」である。鳥越の吉野山の事例から考察する「自然」とは、実にベルクの「風土」であり、現象学的地理学における「場所」であると考えられる。

鳥越は、吉野山に人々が桜を植樹し続けたことを「自然の美化運動」と言い、人々が「自然の美化運動を行いつづけたのは、人間の精神世界における自然と人間との繋がりがそこにあると自覚したから」とする。「人間の精神世界における自然と人間との繋がり」とは環境との情緒的つながりのことであり、現象学的地理学の言葉を用いるならば、「トポフィリア（場所への愛）」と解することができる。

鳥越の吉野山の研究からは、桜の山としての吉野山が、人間と自然との相互の働きかけによって、時間をかけて「場所」として形成され、現在も維持されていることが分かる。またその「場所」の意味づけは、「靈場」「祈りの対象」「杉栽培の邪魔者」「観光資源」など、一定ではなく、時代やそこにかかる人によっても変化する。

なお、鳥越の自然の 3 分類を、現象学的地理学の「空間／場所」という概念と対応させると、表 2 のようになるであろう。人間とのかかわりとそれによる意味づけが「場所」の要件であるから、「自然」全般が「場所」のカテゴリーに位置づけられる。ただし、「原生的自然」よりも、農地や牧草地、漁場といった「使われた自然」ならびに吉野山や京都の嵐山のような「愛でられた自然」のほうが、より人々の生活に身近な存在であり、その意

味付けは強いと考えることができる。「使われた自然」「愛でられた自然」はより「場所的」な存在であると言えよう。

3.2.5. 小括～生活環境主義と「場所」

生活環境主義にもとづく研究は、人間社会と自然との相互作用をとらえ、とくに人間と自然とが密接にかかわりあう生業等の場面に焦点をあて、人間と自然とが共存できる知恵を探ろうとするものであった。鳥越の研究は、生産活動とは直結しない吉野山の桜を対象にして、生活環境主義の方法を応用したものだった。

生活環境主義における「環境」とは「自然」のことであるが、生業においても、また吉野山の桜においても、なんらかの「静的な物質的要素」の維持が課題になっていることがわかる。その課題は、生業の場合は生計的必要性に起因するものであり、吉野山の桜の場合は信仰心や愛着といったものに起因するものである。つまりいずれも、その環境にかかわる人間の主観から見て、その環境がどのようなものなのかという意味づけが、鍵になっていることがわかる。

このように見ると、生活環境主義における「環境」ないし「自然」の概念は、現象学的地理学における「場所」の概念にきわめて近いものであることがわかる。生活環境主義とは、「場所」についての社会学的研究でもあると言える。ただし、「場所」という概念は「空間」という概念と対になり、相補的なものである。生活環境主義が対象としているのは、「場所」の領域に限定されていると言わざるを得ない。

＜表3-1：鳥越の「自然」分類と「空間／場所」の対応関係＞

		「空間」	
		「場所」	
人間から遠い	「原生的自然」	(図3-1)	
	「使われた自然」 「愛でられた自然」	「人工自然環境」	(図3-2・図3-3)

3.3 堀川三郎による小樽運河保存運動研究に見る場所

3.3.1 行政の「空間の論理」と保護運動側の「場所の論理」

日本の町並みは、なぜ簡単に変えられてしまうのか？多くの町並みは文化財ではなく、生活や商業のための空間でもあるため、生活のために建築物の建替え・改修が行われ、その規模が大きいものは「再開発」となる。その一方において、生産性はなくとも、改変の危機にさらされた町並みをどうにか保存しようとする各地の運動・活動がある。社会学者の堀川三郎は、町並み保存運動について「なぜ保存運動は、歴史的町並みを保存せねばならぬと主張するのか」という問い合わせを発する。

街の改変を無秩序に陥らせずに、土地の使用方法に規制をかけることで統制をとろうとする施策には、都市計画と文化財保護がある。堀川によれば、町並み保存運動は、都市計画からも文化財保護行政からも、こぼれおちてしまったものであるという。なぜならば、日本の都市計画は、生産財あるいは資産として土地を運用することを保護し、収益を生まない空間としての住宅を都心から排除しつづけてきたからである。文化財保護行政も、長らく町並みを守ることはなかった。保護対象となる「文化財」は、希少性や考古学的・建築史学的価値によって判断されるため、町屋・民家といった日常生活空間は、想定されてこなかったからである。

では、町並みを守ろうとすることは、どのような意図から行われるのか。堀川は、北海道小樽の運河保存運動を事例として取り上げ、調査を行った。分析に際して「空間／場所」という対になる概念を用い、住民側と行政との対立が深刻化、長期化した理由を考察する。

小樽運河保存運動とは、1973年から84年にかけて、小樽運河と周囲の町並みを道路建設でつぶすか否かを行政と住民が争った社会運動である。市当局は運河を埋め立てて幹線道路を建設すれば経済活性化につながると主張したが、住民側の保存運動は運河の保存・再生によって地域が再活性化されると主張し、両者は真っ向から対立した。

行政側は、寂れた小樽運河は使用価値がないばかりでなく、市の発展の足かせになるとを考えた。都市計画が策定された60年代半ばには、新たに苫小牧港が台頭し始めており、石狩湾でも新たな港湾化計画が動き出していた。行政は新たに港湾を整備し、幹線道を敷くことで、これに対抗しようとしたのだが、それには運河が障害であった。ならば運河を埋め立て、幹線道路の用地にあてることで、一気に問題解決をはかろうとした。

計画は1966年に策定され、小樽市民が無関心を示していた1972年に着工され、道路建設のために市南部にある有幌石造倉庫群が解体された。これに対して「運河を埋めたら、小樽が小樽でなくなってしまう」(堀川, 1998, p.116)という危機感を抱いた一部の市民が集い、1973年に「小樽運河を守る会」が発足し、そこから約10年にわたり、行政との市民団体との駆け引きが続いた。運河と周辺の倉庫群は、かつての小樽の繁栄を担った「最重要パート」(堀川, 2010, p.519)であり、両者はこの保存、あるいは再開発をめぐって対立した。

堀川によれば、住民運動側が提示した主張は、以下の4点に要約できるという。①運河はかけがえのない小樽のアイデンティティであること、②道路計画の中止ではなく変更を望む、③運河は観光開発の核になる、④運河保存は町の博物館化ではなく、「まちづくり」になる。

①の主張に関して、堀川は次のような聞き取り調査から得た証言を挙げている。それは、この運動に当初から関わってきたS氏の子供時代を振り返るもので、彼女は「(縄張り意識と他の町内への) 対抗意識がすごい、小樽は強いんですよ。(略) 唯一、そういうようなテリトリー(縄張り)がない場所っていうのが、運河周辺」(堀川, 2005, p.194)といって、小樽運河が自らの生活圏の中でも、極めて特異で大きな存在であったことを語った。堀川

は、この証言から、運河は誰のものでもない特別な空間であると同時に、さまざまな意味が付与された、単なる面積や長さに換算できないもの、すなわち「場所」であるとする。そして、運河保存運動は、住民にとっての「場所」が市当局によって「空間」化されてゆくことへの抵抗運動であったと結論づけている。小樽運河と周辺の建造物は、「小樽が小樽でなくなってしまう」という言葉に見るように、住民たちの共同性を表現するものだった（堀川、2000, p.124）。

堀川は明言していないが、堀川の「空間／場所」という捉え方は、現象学的地理学のそれとほぼ同じものである。つまり、小樽運河保存運動は、運河をつぶして再開発を進めようとする行政に対しての、住民側からの「場所への愛」の表現だったと言える。

堀川は、かけがえのない小樽運河を埋め立て、再整備を進めようとした行政側の態度を「空間の論理」と呼ぶが、これはレルフの言葉で言うところの「場所に対する偽物の態度」である。行政側は、住民が小樽運河に対してどのような思いを抱いているか、そのことが小樽という町の成り立ちにどのような意義があるかということを考慮せず、つまり「本物の場所のセンス」を有することなく、計画を推し進めたということである。これに対し、工事をきっかけとしながらも小樽市民の「場所へのセンス」が刺激され、場所を守るために工事反対を主張した。

3.3.2 運河保存の異なる理由—「場所」の経験の相違

小樽運河の再開発・保存をめぐる住民側と行政との対立は、それぞれの運河についての認識の違いにより起こった。つまり、運河をかけがえのない空間である「場所」と見た住民側と、いかようにでも改変が可能な抽象的な「空間」として見た行政との対立だった。

しかし、小樽運河の保存をめぐっては、その運動に参加する者、支持する者によって思惑は異なっていた。つまりそれは、小樽運河をいかなるものとして保存しようとしたかという「保存の論理」（堀川、2010）が異なると堀川は言う。

堀川は、保存運動を2つの時期に分け、運動が質的に変化したことを指摘する。

前期保存運動の中心的な担い手は、二十数名ほどで、職業・年齢はさまざまであったが、基本的には友人・知事・家族という関係性で参加していた人々だったという。その人々のリーダーになったのは、小樽出身の看板美術家の人物、食品卸売業を経営し郷土史家としても知られた人物の2人だった。運動は、「かけがえのない運河」を残すため、「小樽運河を守る会」を結成し、穏健な文化運動として市に陳情を重ねた。前期の運動は、文化財保護運動として展開されていた。しかし、「高度経済成長に乗り遅れた小樽にとって、それは『公共事業の波及効果パラダイム』に対抗しうる新たな展望を切り開くことができず」（堀川、2010, p.522），運動は3年ほどで停滞した。

停滞していた運動に、20-30歳代の若者が参加したことで転機が訪れた。後期の運動の中心的担い手は彼らだった。彼らは、一度は小樽以外での生活経験を持ってUターンしてきた者、小樽を出身地としない者、いずれもいた。小樽に来た、あるいは戻って来た理由

はさまざまだったが、彼らが保存運動に参加した理由は、文化財保護ではなく、小樽という都市に活気を取り戻すというものだった。彼らの中には、学生運動に参加して敗北した経験を持つ者もあり、国政ではなく、生活の基礎となる地域社会の問題にこそ取り組むべきだという考え方から参加するものもいた。

彼らに加え、北海道大学工学部で建築・都市計画を学んだ人物 3 人が運動に参加し、彼らが「運動内の強力なシンク・タンク」（同上 p.523）となった。彼らが発表した論文を通して建築学会の大物や有識者たちが運動をバックアップするようになる。

このような体制ができたことで運動は活性化し、支持者を飛躍的に伸ばしていった。また U ターン組みが中心になり、運河を会場にまちおこしイベントが開催された。この新たに運動に参加した者たちにとって小樽運河の文化財としての保存は、「博物館的な保存」であって、重要なのは歴史的な環境を「容器」として小樽が活気づくことだった。ここから運動は、「文化財としての凍結保存から、保存的再開発」（同上、p.533）へと方向が転換されていった。

運動がまちづくり運動としての性格を帯び、運動が活性化したことにより、さらに新たな主体が参加することになった。1 つは、地元の経済界であった。運河の保存が地元の経済振興と矛盾しないという主張が展開されると、経済界からも支援が集まった。もう 1 つは、さまざまな政党や活動家だった。保存を求める署名が 9 万 8000 人を超えると彼らが介入するようになった。ついにはその一部がメンバーの承認なしに市長リコール運動を展開し始め、運動内部の対立が決定的になって運動は分裂した。結果的に、市は先に示した変更計画案で工事を実施し、運河の一部埋め立てと道路建設が進められた。

堀川によれば、このように運動の趣旨は「文化財保護」から「保存的再開発」へと変わっていくが、堀川は保存の根拠や目的を「保存の論理」とし、運動内部の主体を主張した保存理由・活動に基づいて 4 つに分類し、分析している。

第 1 のグループは、「耽美派」である。運河保存運動を立ち上げた最初の市民たちがこれに当たり、彼らは運河を自らのアイデンティティの拠り所にしていたという。それゆえに、運河を非政治的な「文化財」として保存することを運動の方針とした。また、景観の変化を一切認めない「凍結保存」を主張し、崩れ、寂れた運河の景観に美を感じ取っていた。しかし、運河がなくなると『『小樽が小樽ではなくなってしまう』といった表現を超えて他者に対して語ることができなかった』（堀川、2010、p.528）。

第 2 のグループは「純粋保存派」である。このグループは「徹頭徹尾、政治と経済から距離を取り、『小樽っ子』の運河への心情のみを語ることで、高齢者を中心につねに一定の支持を集め」た（同上、p.529）。堀川も、第 1 グループの「耽美派」との違いがはっきりしないと断りつつ、単純に保存しか語らぬゆえに保守層にも一定程度のアピールを受けたのだという。また、「運河を守る会」の 2 代目会長だった年配の女性がこのグループに分類でき、彼女が敬虔なクリスチヤンとして知られ、尊敬を集めたことが、保存運動が「経済的動機に発する運動とは異なる『善意』の運動」として支持者に認識されることになった

としている。

第3のグループは「まちづくり派」である。運動後期に、運動の主導権を握った人々で、20~30歳代の若者たちである。彼らは「純粹保存派」と共通の意識を持ちながらも運河を核にした観光開発を提案し、地域社会の再活性化のための一手段として保存を位置づけた。またそれは、多くの人々に開かれた理念でなければ「運河はおろか、運動さえも守れない」(同上, p.529)という現実主義的な考えに基づいていた。

第4のグループは「伝統的左翼運動派」である。戦後左翼運動のボキャブラリーやスタイルを駆使した点で伝統的で、いわゆる「体制批判」をするために小樽運河保存運動に参加した人々である。このグループは、その時の注目を集める問題が、運河問題から米空母寄港問題や近隣地域の原発問題にシフトすると、活動の場を移していった。第1から第3のグループが、小樽固有の景観を守ろうとしていたのに対し、反体制的立場を取ることを目的としていた彼が運動の主導権を握ることはなかった。運動末期に市長へのリコール運動を立ち上げたことは、彼らの運動主導権奪取を目論んだものとされる。

このようにグループを分けた上で、堀川は、運動が「凍結保存」から「保存的再開発」へと展開したことは、運動内部での「保存の論理」を異にする主体層の変化であり、運動全体は異なる「保存の論理」を持った人々の「呉越同船」であったとしている。

ここで堀川が論じていることは、あくまでも保存する根拠である「論理の保存」、すなわち保存する目的や手段の違いである。しかし、これはまた、グループ間において小樽運河という「場所」への認識が異なっていたということでもあるだろう。

堀川は第1グループの「耽美派」が、「小樽が小樽でなくなってしまう」という以上の表現ができなかつた理由を、「運河景観がそのようにしか表現できぬほどに基底的かつ身体的な空間体験であったがゆえに、それを対自化して語ることが困難であった」(堀川, 2010, p.528)と推測する。一方、第3グループの「まちづくり派」が展開した運動は広範な支持を得たが、彼ら若者の多くが小樽市へのUターン組、あるいはIターン組であったこと、さらに建築学や都市計画を学んだ者たちだったことは大きく影響している。彼らは、保存の必要性を訴えるにあたって、第1グループよりも小樽運河を「対自化」し、「より広範に語りうる普遍的な説明」(同上, p.529)ができたからである。

堀川の論文中では言及されてはいないが、「耽美派」と「まちづくり派」とで世代が異なることも、「保存の論理」の相違を生んだように推測できる。「まちづくり派」のUターン組が小樽で育った時期は、戦後である。小樽の港湾施設が衰退に向かうのは戦中からであるから、彼らが実際に見たのは斜陽の小樽運河であるだろう。戦前の活気みなぎる運河の様子を知る世代とは、運河への視線に違いが出ることは十分に考えられる。小樽を出身地とはしないIターン組も、運河に魅力を見出したとしても、その認識が「耽美派」と異なるものと推測される。

堀川が指摘した論点は、運動内部における「保存の論理」の相違であるが、それは「場所」の経験の相違に基づいていたことが十分に考えられる。「場所」の経験の違いが、「保

存の論理」の相違を生み、保存運動の主張や方法にも相違を生み、小樽運河の実際の保存のあり方にも影響を与えたと見ることができるだろう。

なお、堀川の言う「空間の理論」「場所の理論」は、空間に対する人間の態度を説明したものであるから、レルフの「場所に対する偽物の態度」「場所に対する本物の態度」と対応させることができるだろう（表3-2）。

＜表3-2：レルフ・堀川の概念対応＞

	レルフ 地理的な状態	レルフ 場所に対する態度	堀川 空間に対する態度	堀川 場所に対する態度
「空間」的	「没場所」	「場所に対する偽物の態度」	「空間の論理」	
「場所」的	「場所」	「場所に対する本物の態度」	「場所の論理」	「対目的」 (即目的)

なお、堀川の論によれば、「伝統的左翼運動派」を除く3つのグループは、いずれも「場所に対する本物の態度」を取ったと言える。「まちづくり派」は、小樽運河を観光地として再開発しようとしたため、「場所に対する偽物の態度」を取ったとも考えられるが、「偽物の態度」とは、その空間の歴史性や、その空間に与えられた意味を考慮に入れない態度である。「まちづくり派」は、そういったものを無視して再開発を行おうとしたのではなく、それらを残した上で活用し、新しい機能や意味を見出そうとしたのであるから、「偽物の態度」を取ろうとしたわけではない。観光地化による小樽運河の改変による結果の判断は今は置くとしても、「場所に対する本物の態度」を志向していたと考えてよいだろう。

ただし、「場所」に対して「まちづくり派」は、「耽美派」よりも「対目的」にとらえることができていたということは、場所に対するかかわり方の中でも、場所と自らとの距離感の取り方の相違があったことは分かる。この場合、「まちづくり派」「耽美派」も「場所に対する本物の態度」は取ろうとしていたが、「まちづくり派」の「耽美派」よりも場所への対目的なあり方は、「耽美派」よりも「空間的」だったと言えるだろう。

3.4 小括～場所の社会学

3.4.1 環境社会学の限界

環境社会学では、環境とはいわゆる自然の生態系を指していることが一般的である。したがって環境社会学とは、人間社会と自然界との相互作用の過程を分析し、そのことから環境問題が発生している構造や、その影響が及ぶ範囲、また問題を解決するヒントを明らかにしようとするものである。実際の実証レベルの研究では、環境運動の「被害構造論」

や「受苦圏・受益圏論」研究に見られるように、クローズアップされるのは利害の異なる社会集団間の対立構造や、影響を及ぼしあう過程であり、必ずしも人間と自然環境との相互作用が取り扱われるものとは限らない。

環境社会学の中でも、生活環境主義を掲げる研究者らは、漁労や狩猟など、人間が環境とかかわることで生活するいわゆる生業に着目した。生業の場面における人間ならびに人間社会と、自然環境との相互作用を捉えようとした。そしてそこから、人間と自然環境との均衡の取れた共生のありようや、人間が自然環境に関心を払わなくなったときに自然環境のバランスが崩れ、悪化していくという知見を蓄積していった。

生活環境主義における「環境」も、「自然環境」であったが、鳥越皓之は生活環境主義に則りながら、「人工自然環境」という人の手が加わることで維持されている自然環境を、吉野山の山桜の群生を事例にとって考察した。そうすることで、人間にとて「自然」とはなにかを明らかにしようとした。

鳥越は、人間との「距離」から、遠いものを「原生的自然」、近いものを「使われた自然」「愛でられた自然」と位置づけた。吉野山の桜の群生は、桜の植樹という人の手が盛んに加えられた「人工自然環境」であるが、資源や財を得るために介入ではないから「愛でられた自然」とされる。

だが、吉野山で地元の人々を中心に桜の植樹が今なお続けられているのは、それが「自然」だからではなく、まさに「愛でられ」ているからであろう。つまり、「自然」ではなく、「愛でられ」て来、かつ現在も吉野の地域をも越えて「愛でられ」ているという文化としての価値ゆえに、吉野山の桜の群生は維持されている。吉野山の群生は、祈りの表現に始まって、和歌の題材となり、長い歴史の中で<吉野山=桜>というイメージが形成され、それは地域のシンボルとなっている。レルフ流に言うならば、吉野の山中に生える桜という「静的な物質的因素」が、それらの文化を生んでいる。このように見ると、鳥越の「自然」という概念は、多分に空間的因素を帯びたものであることが分かる。

「自然」とは、現代においては人間がかかわるところの自然である。人の存在を寄せつけない原生的な自然であっても、現代の地球上にある以上は、人間の知識という認識レベルにおいても、あるいは地球規模での環境変化というレベルでも、人間社会と無関係ではありえない。ゆえに、自然を対象とする研究は、人間によって意味を与えられた空間である「場所」についての研究だと言える。

「場所」は、物理的な三次元的広がりであり個別具体的な意味を持たない「空間」という概念と対になるもので、両者を共に見ることで、初めて理解を深めることのできる概念である。「空間／場所」という対になった概念を用いなければ、ユニークな環境が喪失するという事態を論じることは難しい。鳥越の議論では、その対象は「自然」という「場所」に限定されているため、ここに、鳥越の「愛でられた自然」論の限界があると言えるだろう。

一方、堀川は、「空間／場所」という対の概念を用いて、歴史的環境保存運動の分析を行った。この分析からは、小樽運河の保存という利害をめぐって、さまざまな主体間で空間

に対する意味づけが異なっており、行政は小樽運河をいかようにでも改変可能な空間（「空間」）として捉え、住民をはじめとする保存運動側は小樽を象徴するかけがえのない空間（「場所」）であると捉えていたことが分かった。「空間／場所」の概念は、両者の深刻な対立を読み解くものとして用いられ、「場所」が個人の心的な現象にとどまるものではなく、社会的な事柄であることを明らかにした。堀川が主張するように、「社会学にとっての伝統的な諸変数—階層、学歴、保守／革新—では保存問題の分岐点が把握でき」ず、「『環境』を変数として入れ込まなければ、問題をとらえそこなう」（堀川、2010, p.531）だろう。

しかし、「空間／場所」という概念を用いた研究は、歴史的な建造物や建築物など、人工のものに限定されている。現象学的地理学の観点に立てば、人間をとりまく環境は、空間的に人間に把握されている。人工物であっても自然物であっても、その点に違いはない。歴史的な建造物を保存しようとする行為は、その建造物が地域の共同性を代表するからでもあるが（堀川・江上、2000），ある生物なり生態系が地域の共同性を代表することもあり得る。全国各地で、ホタルを放流し、ホタルが生息できる環境を保全する取り組みが行われているが、それはホタルの飛び交う姿が美しいからというだけではなく、ホタルが地域の共同性を代表しているからと考えられる。

人間と環境との相互作用を、人間の主觀を重視し、人間の環境への働きかけを動機解明的に知ろうとするならば、「環境」という変数は「空間／場所」という対を成す概念でとらえるほうがより適切であろう。

3.4.2 場所の社会学へ

堀川の研究では、都市空間の改変とその制御をめぐる複数の主体間の葛藤が分析の中心になっている。都市空間では建築物の建て替えなどが盛んな経済活動によって常に生じておき、大規模なものでは再開発があり、広範な空間が比較的短い期間にその様子を一変させことがある。このような空間の変化は、都市に住む人々の関与できぬところで生じがちであり、時として無秩序ともいえる変化に私たちはさらされることになる。堀川の研究は、このようにめまぐるしく、そこに住む人々すらも置き去りにして変化する町とは、いったい誰のものなのかという問題意識から始まっている。

港湾施設が一部保存されることになった小樽運河では、観光地化が進んだ。それは保存運動側の意図したところではあったが、予想しなかつた事態も生じていると堀川は報告する。

小樽運河の景観を保存するために市は保全条例を制定したが、年間800万人が訪れるようになった一大観光地となった小樽では、観光客をねらって歴史的建造物を改装したり、事務所を転用して多くの土産店が軒を連ねるようになった。そのため、地元住民の間では港湾地区の景観が大きく変貌してきたという感覚が広がっているのだという（堀川・江上、2002。堀川、2001）。これは、観光という産業が興ることで、多くの非地元民がその場所に多く入ってきたと共に、レルフが「没場所」の一形態であると指摘するところの、人受け

をねらった「キッチュの様式」が拡がっているのだと言えるだろう。またこれらの観光開発は、資本力を持った東京や札幌の観光業者主導であることも多く、それらへの反感は、「運河は死んだ」「土産観光に過ぎない」（堀川・江上、2002, p.107）といった声となって表れているという。つまり、小樽運河の景観の一部は残ったかもしれないが、その場所の「本物性 authenticity」は失われ、運河は保存運動に取り組んだ人々から遠いものとなり始め、「没場所」的な状況が生じだしているということであろう。

たしかに、場所の本物性は失われたかもしれないが、場所はまたつくられるものもある。これから課題であろうが、場所としての本来性が失われた小樽にあって、それでも場所として生活しようとする人々はいないのだろうか。

人と場所とのかかわりを、相互作用という観点から見る必要性はここにある。仮にひとたび没場所的な状況が生じたとしても、そこを再び「場所」としてつくっていくことはできるからである。レルフは、人間の活動の積み重ねによって、たとえ没場所的な環境であっても、また場所はつくられ得ると次のように指摘する。

「場所を創建することが場所づくりの最も劇的で重要な事件であっても、場所づくりは連続的な過程であり、また住み、使用し、経験しているというまさにその事実が、多くの場所にある程度の本物性を与える。（略）外部からは均質で没場所的に見えるものが、内部からは持ち物にも個性が反映するようになり、土地の行事や民話の伝承に参加し、そして住むことによって、しっかりと場所の質を持つようになる。こうした行為のすべては、まったく偽物につくられたどこかの場所、たとえばそれば大量生産された住宅地の一角や高層アパートだとしても、その場所に本物性と純粋さを与える」（レルフ、1976=1999, p.174）

「没場所」的な状況が出現し、「本物性」が失われてしまえば、それでその場所は「私たちのもの」でなくなってしまうのではない。その場所にかかる人々の、かかわり方によつては、また意義深い「場所」として成立する可能性を持っている。

近代社会では、われわれが住む空間は常に変化の可能性にさらされている。変化の中にあっても、そこを少しでも個性的で「本物性」を備えた「場所」として、かかわっていくことこそ肝要ではないだろうか。ここに、人間と「環境」とのかかわりを、「空間／場所」という観点から分析するいわば「場所」の社会学という学問の必要性があると言えるだろう。

3.4.2 分析枠組

本研究では、現象学的地理学の「場所」という概念に依拠し、とりわけ「場所」のかけがえのなさという感覚に影響を与えている場所のアイデンティティや、人間と環境との情緒的かかわりである「トポフィリア」を重視した上で、人間と場所との相互作用の過程を

社会学的にとらえ、人間をつき突き動かす原動力としての場所を明らかにする。そうすることで、「場所」は、それぞれの時代のどのような人びとや組織によって支えられてきたのかを解明することが、本論文の主たる目的である。そのことによって、今後の「場所」に関わる人びとの対応、あるいは社会の対応にも影響を与えていく可能性があることを示唆したい。

現象学的地理学の「場所 place」とは、抽象的で普遍的な三次元的広がりであるところの「空間 space」と対になる概念であり、空間の中から、何らかの物質的要素を契機として人間によって「意味づけられた空間」である。「場所」は、人間がその特定の空間とどのようなかかわりを持つかによって変わってくるため、それは心的な経験でもある。

「場所」が「場所」として成立するためには、「場所のアイデンティティ」がなければならない。その空間を、他の空間と意味の上で区分するための足がかりとなるものである。「場所のアイデンティティ」は、静的な物質的特徴ないしは見かけの様子、人間の観察できる活動、意味と象徴の 3 つの要件からなる。場所の経験の最も原初的なものは、小さな子供が裸足を水溜りにつけてその感覚を楽しむような、身体的な感覚に根ざしており、われわれは自分の周囲の環境と何らかの情緒をともなって交わる（「トポフィリア」）。「場所」の経験はしたがって、自己の身体が延長されたものとして環境をとらえるような、自己と周囲の環境との有機的なつながりをともなうこともある。しかし、われわれがある空間を「かけがえのないもの」と思うとき、われわれはその空間を対象化し、認識している。「場所」の経験の成立には、意味と象徴の働きが必要となる。したがって、「場所のアイデンティティ」には、象徴としての「場所のイメージ」がともなう。

この「場所のアイデンティティ」は、「場所」の経験と同時に成立するが、独自に人の認識に影響を与え、「場所」の経験に変化を与えることもある。ある場所のイメージは、実際の「場所」から切り離されて人々の間で流通することがあるからである。たとえば、実際には訪れたことがない土地に対して、われわれがある特定のイメージを抱くのは「場所のイメージ」の影響である。沖縄を訪れたことのない現代の日本人が、「沖縄」と聞いて「青い空」や「青い海」を連想し、平安末期の公家たちが吉野山を見たこともないのに「桜の山」として歌を詠んだのも、「場所のイメージ」の働きによるものだ。この「場所のアイデンティティ」や「場所のイメージ」には、その元となる人間の活動、ならびにその空間に存する静的な物質的要素が必要である。

「場所」という経験が成立は静的な物質的要素を契機とするが、それは一定で不変のものではない。その時々の、環境の状況や人間の活動により、意味づけが変化するからである。これは第 3 章の生活環境主義や、歴史的環境保存の社会学的研究の検討で見たように、人間と環境との相互作用という観点から分析する。このときの環境とは、「空間／場所」という対を成す概念でとらえられるものである。環境と相互作用する人間は、1 つの主体であることはまれであり、多くの主体で「場所」の経験、すなわち空間への意味づけは異なっており、それらはすれ違ったり、葛藤したりしている。どのような人々がどのように「場所」

とかかわり、その「場所」を維持し、改変し、つくっているのか。人間と環境との相互作用をとらえることは、この過程をとらえることである。

以上のように、本研究では主として現象学的地理学の諸概念を用いつつ、人間と環境との相互作用を、環境社会学の分析手法や知見を参考に、事例を通して分析していく。

なお、第3章で検討した鳥越の「自然」の分類、堀川の「場所の論理」などの概念は、以下の表3-3のように、現象学的地理学の概念と対応可能と考えられる。

＜表3-3：レルフ・堀川・鳥越の概念対応＞

	「空間」的 ←	→ 「場所」的
レルフ 地理的に出 現した状態	「没場所」	「場所」
レルフ 場所への態 度	「場所に対 する偽物の 態度」	「場所に対 する本物の 態度」
堀川 空間への態 度	「空間の論 理」	「場所の論 理」
堀川 場所への態 度		「対目的」 (即目的)
鳥越 自然の分類		「原生的自 然」 「使われた自然」 「愛でられた自然」

3.4.3 まちなかの河川と事例について

都市を流れる河川は、そのまちの「顔」とも言うべき存在である。多くの都市が河川の河口域において発達し、しかも河川を中心に町が形成された。ひとつには、生活用水の確保という目的もあったが、舟運が重要な役割を担っていた時代には河川は交通の要所でもあった。さらに、河川沿岸には、水辺の風情を取り入れるように料亭などが建ち並び、河川は町の賑わいの重要な一角を担ってもいた。たとえば、江戸時代の隅田川などは、徳川幕府という当時の為政者による都市計画であったとはいえ、川を中心に遊楽街が形成され、文化の花が咲いた。

しかし、明治時代以降、特に戦後において、都市が拡大する中で、河川の重要性は薄らいでいった。鉄道や自動車などの陸上輸送の発達にともない、輸送手段としての河川の役割が低下した。何よりも、高度成長期に入ると、日本の各地の河川は工場からの排水や家庭排水によって汚濁し、その汚濁ぶりが繁栄の証として誇りにされる一方で、人々から敬遠される存在ともなった。

また終戦直後はインフラの未整備もあり、大きな水害が全国で相次ぎ多数の死者を出し

た。このため治水工事が盛んに行われた。それらの工事の多くは、上流域にダムを設けて河川流量をコントロールし、河床を深く掘り下げる河水断面積を確保し、川岸を頑丈なコンクリートで固め、堤防を築くというものだった。これは増水時に河水を一切河道外にもらさぬようにするという思想のもと行われた工事で、このような工事の成果もあり、河川沿岸においても住宅地が造成されるなど、都市の集積性を高め、水害が生じてもかつてのようなおびただしい死者を出すようなことは稀なこととなっていました。都市民の生命と財産の安全が、より高まったといえる。だがこのような高水工事も、人を河川に寄せつけなくなり、河川の存在は人々から遠のいていった。

1980年代以降、環境規制や下水事業の進展により各地の河川で水質の改善が見られるようになると、自然環境への関心の高まりもあり、当時の建設省も「親水」という人々が水辺に親しめるコンセプトを打ち出し、そのような改修事業が行われるようになってしまった。この傾向は現在においても引き継がれているが、河川が被った変化の激しさからすれば、まだまだ道半ばと言つてよいだろう。

このように、まちなかの河川は、河道を流れる表流水とそこに生息する生物だけで構成されているのではなく、堤防や護岸などの河川およびその周辺の人工的構造物によっても構成されている。そして、それらが変化すれば、河川の姿もまた変化する。まちなかの河川は自然であると同時に人工物でもあるという二面性を持った存在である。そのため、時代の状況によって人々との関係において、とりわけ高度成長期以降は、激変にさらされた存在である。つまり、「場所性」と「没場所性」との葛藤にさらされ続けてきた空間だった。

本研究では、このような観点から2つの事例を取り上げ、分析を行う。

1つ目の事例は、北九州市の都心部・小倉市街地を流れる紫川と、そこで取り組まれている環境活動である。紫川は1950年代以降、深刻な水質汚濁を経験し、当時、製造業と公害で知られた北九州市を象徴する河川だった。その後、1980年代に入ると、水質が改善され、天然アユの遡上が確認されるまでになった。環境活動は、このアユに魅入られた地元有志が「紫川にアユを呼び戻す会」「紫川を愛する会」「M-CAP」など組織を結成し、アユ遡上の定着をより確実なものにしようとして、市や地域住民に働きかけていった活動である。

2つ目の事例は、山口市の市街地を流れる一の坂川と、河川改修反対活動である。山口市は戦国時代の武将・大内氏が築いた城下町がもととなった町で、大内氏は一の坂川を中心に町を築き、一の坂川界隈は、その名残をとどめる地区である。一の坂川をはさんで町屋がならぶ住宅地であり、川の護岸もかつては天然石を積み上げた風情のあるものだった。

しかし、頻繁に氾濫する河川でもあり、被害は近辺の中心市街地にも及ぶため、昭和40年代に改修工事が行われた。河川改修反対活動は、このときに起こったもので、地元の住民たちは改修工事を良しとせず、「古き都山口を守る会」を結成し、管理者である山口県と対立した。結果的に、工事は行われたが、「ホタル護岸」というホタルの生息できる環境を考慮し、また景観への配慮をはかった改修工事が行われた。

両河川は共に、県が管理する 2 級河川水系に属する。ただし、紫川は本流であり、一の坂川は支流である。紫川は河口から中流域までの一部を、政令指定都市である北九州市が管理している。

また、河川にかかる人口も異なる。紫川は、約百万人の人口を有する北九州市の中心市街地を流れているのに対し、一の坂川は人口十数万山口市の市街地を流れる河川である。そこで取り組まれている活動の範囲も異なっている。紫川は河口から中流域までの校区自治会、ならびに市内外の有志の人々であるのに対し、一の坂川は一部の区間、約 600m の流域の周辺町内会によって担われている。

このように、河川の規模、歴史的な経緯、河川管理者、河川にかかる活動の主体や内容が異なる 2 つの河川を取り上げ、それぞれの河川が「場所」として、どのような時代に、どのような人々や組織によって支えられてきたかを、人間と場所との相互作用の過程を社会学的に明らかにする。

なお、事例を研究するにあたり、次のような検討項目を設定した。

①活動主体～行政、地域共同体、ネットワーク的ボランタリー組織

「場所」とは、何らかの主体によって、物質的な要素が契機となり、特定の空間の一部が意味づけられることによって、経験される現象である。仮に、同じ範囲の空間であっても、それとかかわる主体によって、その意味付けは異なる。それは、個人においてはもちろんのこと、集団間においても異なるものだと言える。先に挙げた堀川三郎によって研究された小樽運河の保存をめぐる市民と行政との対立は、小樽運河をかけがえのない「場所」として捉える市民側と、いかようにでも改変可能な「空間」と捉える市行政側との、空間認識の相違が根本的な原因であった。

また、活動主体の組織のあり方によっても、場所とのかかわりは異なってくると考えられる。環境を保全しようとする主体としては、行政や民間組織の 2 つに大きく分けることが考えられるが、民間組織の場合さらに、地縁的な地域共同体と、共通の目的を持った有志個人が集って形成されたボランタリー組織とに分類することができよう。

生活環境主義の立場からは生業と、そこで培われ継承してきた自然環境を保全する（あるいはそれを目的とはしないが「意図せざる結果」として保全することに貢献している）慣習に焦点が当てられることが多いが、それらの慣習は地縁的な共同体において保持してきた。したがって、生活環境主義では環境を保全する主体として、地域共同体の有効性が主張される。

一方、歴史的環境保存の社会学的研究では、ある地域の面的な広がりを持つ景観や、特定の歴史的な建築物が喪失されかねない事態が生じ、それに対して危機を抱いた人々が、それらを保存すべく起こした市民活動に着目する。このような活動は、地域社会を基盤とする団体が起こす場合と、空間的には広域な範囲から共通の目的を持った人々がネットワーク的結成して行われる場合とがある。

地域社会が基盤となっている場合、活動を担う人々の「場所イメージ」は、日常的な生活空間の一部が保存しようとする「場所」であることが多いと考えられる。当該する「場所」のとらえ方は人によって多様であるだろうが、「場所」がその地域社会にとってどのような意味を持っているのかという点などでは、見解や認識の共通性が形成されやすいと言える。またこの場合、問題となる「場所」の範囲は、さほど広範囲に及ぶものではないだろう。

有志個人のネットワークからなる活動団体の場合、なんらかの個人的な経験を通して、保存しようとする「場所」とかかわったという人々の集まりであると考えられる。あるいは、活動の「理念」に思想的に共鳴し参加するということもあるだろう。したがって、様々な属性をもった多様な個人が参加していることが予想される。活動に参加する人々は、かならずしもその「場所」がある地域に住んでいるとは限らない。そのため、地域共同体を基盤とする活動よりも、「場所イメージ」は共通性を欠き、拡散している可能性がある。また、その「場所」が持つ社会的な意義についても、同様のことが言えるだろう。あるいは、多様な諸個人の関心を統合するために、単純化された「場所イメージ」が形成されているかもしれない。問題となる「場所」の範囲は、広域的になりやすいことが想像される。「場所イメージ」の単純化は、問題となる「場所」の範囲とも関連しているかもしれない。

このように、保存活動を行う集団であっても、その集団の組織の性格によって「場所」をめぐる活動の在り方は大きく異なっていることが予想される。事例研究では、「地域共同体」「ネットワーク的ボランタリー組織」という大きな分類を軸として、活動団体の性格と場所性との関連性を明らかにする。

また、行政は、法的に限定された地域における住民や法人の利益を調整し、公共性を代表する存在と言える。したがって、特定の人々が価値を見出すことになる「場所」というものに対して、一方的に尊重できる立場はない。たとえば、行政は、災害対策のためのダム建設や護岸改修、あるいは臨海地域における防潮堤の建設など、より広範な地域社会や住民の生命と財産の安全のため、既存の景観を改変し、「場所」の意義などを度外視して事業を行う場合がある。しかし、行政は常により広範な地域や住民のことだけを想定して事業を行うわけではなく、特定地域の利益も尊重しなければならない立場にある。行政の事業はこのような「特定の地域や人々」と「より広範な地域や人々」という対立する利害の葛藤の下にあると言える。堀川の小樽運河の研究においては、行政は「場所」を改変し、あるいは破壊しようとする存在として位置づけられているが、小樽市が運河を埋め立て幹線道路を建設し、再開発を行おうとしたのは、それがより広範な小樽市民の利益になると考えられたからであろう。だが小樽運河という「場所」が観光地として位置づけられ、多くの市民にも利益をもたらすものであるという目途が立てば、市行政は小樽運河の部分的な保存も行っている。「場所」の価値は、行政という立場からは捉えにくい性格が多分にあるであろうが、その価値が多くの地域や住民に開かれたものであるならば、行政は「場所」を保存する主体の1つにもなりうると言えるだろう。よって、行政はどのような社会

的条件のとき、「場所」を保存し、「場所」を「空間」化しようとすることになるのかを検討しなければならない。

これらのこと考察するため、環境活動や保存運動に携わる諸団体への聴き取り調査を行い、また過去の活動の様子を知ることのできる文献資料を用いた。行政については、活動との交渉などにあたった直接的な担当者への聴き取り調査はかなわなかつたものの、都市計画や、今日見ることができる当時の書類等を資料として用いた。

②保存活動と行政との関係～対立か、協調か

生活環境主義においても、歴史的環境保存の研究においても、行政の取り組みは環境や「場所」を改変または破壊することにつながり、この動きに対して保存活動団体と対立する構図が取り上げられる。

たしかに、行政による開発事業によってかけがえのない「場所」が喪失の危機にさらされることはある。堀川によれば、それは行政がある特定の空間を、抽象的で、どのようにでも改変可能な「空間」と見なす傾向があるからである。しかし、小樽市行政が小樽運河を一部とはいえ保存するという路線転換をしたように、行政は必ずしも「場所」の破壊ばかりをする存在ではない。

行政は複数の諸個人や諸団体の対立しあう利害の下にあるならば、「場所」に価値を見出す団体の利害の主張、すなわちその「場所」をかけがえのないものとして保存せよという訴えを受けて、その団体とどのような関係性を持つかによって、「場所」についての対応は異なってくると考えられる。単純化して考えるならば、保存活動団体と対立するのか、協調するのかによって、「場所」が保存されるか否か、あるいはどのような形で「場所」が保存されるかが異なるてくるだろう。協調とは「場所」の価値をある程度は共有するということであり、対立とは「場所」の価値とは別の価値を重視するということだからである。

事例研究においては、「場所」の保存を主張する活動団体と行政とがどのような点で対立し、またどのように「場所」の価値を共有するかを考察する。

③場所性～場所のアイデンティティの要素

ある特定の空間が、その空間から意味的に区別され「場所」として経験されるためには、その「場所」が周囲の空間とは異なるものであるという認識、すなわち「場所のアイデンティティ」が必要となる。つまり、何を以てその空間の特徴とするか、という認識である。

「場所のアイデンティティ」の成立には、ある程度一定の形を保つ「静的な物質的要素」が必要となる。この物質的要素は、歴史的な建築物や町並みであることもあるし、山や川、巨大な樹木や岩などの場合もあるだろう。さらに、特異な生物が生息する自然環境や、その生物そのものであることも考えられる。

また、「場所のアイデンティティ」は、「場所」として経験される特定の空間が持つ、個人や社会にとっての意味によっても異なる。たとえば、ある集落を流れる小川があったと

して、その集落に住む人々にとっての小川の位置づけと、集落外に住む人々の小川の位置づけは異なることだろう。集落に住んで小川から生活用水を得ているような人々にとっては、その河水が美しく美味しいものであれば、地域の誇りの河川であるだろうし、あるいは河水を利用する人々が集う地域の社交場という意味も持っているだろう。しかし、集落外に住み、河水を利用することもなく、時として起こる河川の氾濫によって害を被る立場にあれば、たびたび水害を起こす厄介な河川と意味づけられるかもしれない。

このように、「場所のアイデンティティ」は、「静的な物質的要素」の内容、またその「場所」とのかかわり方によって大きく異なる。

小樽運河の場合、「場所のアイデンティティ」における「静的な物質的要素」は運河とその周囲の倉庫群であった。この保存活動に携わった人々にとって、かけがえのない小樽のシンボルという点では一致していたが、人々によってそれは「美の対象」であり、観光や小樽の活性化のための「資源」であった。また、吉野山の場合は、「桜」が「静的な物質的要素」であったが、この桜もやはり、地域住民によっても位置づけは異なっており、「祈りの表現」であったり、「観光資源」であったりする。

このような「場所のアイデンティティ」の要素の相違が、「場所」の保存や、あるいはひとたび改变された「場所」との関係性の回復に影響していくかを、事例を通して考察する。なお、「場所のアイデンティティ」には、人々とその場所との具体的なかかわりが大きく影響するため、その河川とどのようなかかわりを持ったのかについての聴き取り調査や、活動の中心となった人物のライフヒストリーが分かる伝記や、その個人が記した文章といった資料を用いた。

そして、これら①-③の考察項目の前提として、現代社会が土地の利用やかかわりという次元において、きわめて流動性が高い社会、すなわち「没場所性」に流れやすい社会だということがある。したがって、①-③の項目を検討することは、どのような社会的条件のとき、われわれは「没場所」的な傾向に対して抗うことができるのか、つまり、われわれは「意義深い場所」とのかかわりを持って生活することができるのかを考察することに他ならない。

[注]

- (1) 地元や関係者のあいだで「施業地区」「居住地区」という呼称もあるという(鳥越, 2001, p.20).

第4章

事例研究Ⅰ：北九州市紫川における「場所」の再形成

4. 1 紫川について

紫川は北九州市の南方の福地山系に発し、中小の河川を合わせて北上しつつ、市の小倉都心部に注ぐ全長20kmほどの2級河川である。河口域は市役所や商業施設、文化施設、ホテル等が立ち並び、またその両岸は公園として整備されており、小倉都心部でもひときわ印象的な景観を生み出している。そのような都会的なイメージの一方で、紫川ではアユやシラウオといった「清流」と呼ばれるような良質な河水でしか生息できない魚の遡上が確認されている。

図4-1 北九州市と紫川



図4-2 紫川と周辺地区



現在ではこのように美しい水が流れる紫川も、かつては工場廃水や生活排水による汚濁がひどく、「黒い川」「どぶ川」と称され、八幡製鉄所による大気汚染や洞海湾の水質汚染とならび、北九州市の公害の象徴のひとつとしてみなされる時期があった。

江戸時代まで、紫川の河水は良好な状態を保っていた。小倉城の堀の一部でもあった河口域では鵜飼やシラウオ漁が行われていたし(図4-3)、またやはりきれいな水でなければ育たないアオノリが紫川の特産品として挙げられているほどだった。



図 4-3 紫川鵜飼の掛け軸

(橋本昭夫, 1988) より

紫川の水質が悪化し始めるのは明治時代に入ってからである。下流域に建った製紙工場からの廃水、上流の小倉炭鉱からの選炭水、さらに小倉の都市化および人口増加に伴って増えた生活排水がその原因である。太平洋戦争末期から終戦直後にかけて、燃料不足によって工場が操業停止をやむなくされたこともあったせいか、一時的に河水の状況が好転した時期があった（図 4-4）。



図 4-4 小倉高校 紫川での甲子園優勝パ

レード

（昭和 23 年小倉城付近。手前のボートは貸

しボート屋のボート）

（HP「小倉高校野球部OB会」より）

しかしその後、工場はふたたび操業を開始して廃水が紫川に流入するようになる。さらに、戦後から高度成長期にかけての都心部の人口増加、とくに中流域で大規模に開発された住宅地から大量の生活排水が流れ込むことになり、紫川の汚濁にいっそうの拍車をかけた。河水はひどく濁り、ひどい悪臭を放った。やがて「黒い川」「どぶ川」という呼び方が定着していった。

4. 2 紫川浄化～行政の取り組み

「どぶ川」とまで呼ばれた紫川を浄化する過程には、どのような行政の取り組みがあったのだろうか。

北九州市の紫川行政は、<公害克服・水質回復>期と、<シンボル化・再開発>期とに分けることができる。前者は北九州市発足の昭和38年（1963年）から昭和63年（1988年）までの「長期総合計画・基本計画」「基本構想・長期構想」の時期、後者は平成元年（1989年）から現在までの「ルネッサンス構想」に相当する。

図4-5 北九州市マスタークリアの推移



4. 2. 1 公害克服・水質回復期

昭和38年（1963年）、北九州市は旧門司、小倉、戸畠、八幡、若松の5つの市が合併することで発足した。初代市長には社会党参議院議員より転じた吉田法晴が就任した。その

吉田市長の下、昭和 40 年（1965 年）に「北九州市長期総合計画」が制定される。この長期総合計画における河川に関する事柄は、おもに水資源の確保、災害の防止、河水汚濁の克服である。水質汚濁は大気汚染とならんで、市の重大な都市公害として位置づけられており、汚濁防止のために①下水道の早期敷設、河川の清掃・浚渫、②河川、海の水質検査の実施、③工場廃水の自己処理施設設置を企業に要請、場合によっては技術・財政援助を行うことが計画されていた。

だが、吉田市政期において、これらの計画は合併直後の財政難からあまり実を上げることができなかった。合併直前に各旧市が職員増員や行政サービスを底上げしたこと、給与を市の一番高いところに合わせるベースアップをしたこと、さらに合併後 5 年は財源を一本化しない「タッチ・ゾーン」方式が取られていたことが原因である。北九州市としての総合的な行政サービスは行き難い状況だった。

昭和 42 年の第 2 回市長選で当選したのは、保守系と有力民間労組に支持され、「トイレット市長になります」という公約をうたった谷伍平だった。谷市政は公害克服に迅速に取り組み、大きな成果をあげた。昭和 43 年には下水道事業が一本化されて工事が本格化した。この年には紫川沿岸域の下水をカバーする日明処理場建設に着工し、1 年数ヶ月という期間で完成させ、昭和 45 年には運転を開始している。下水道網は、本格的な下水道事業が始まって 10 年後の昭和 52 年には市内の普及率が 50% に達し、昭和 59 年（1984 年）には 75% に到達している。また昭和 54 年度末には小倉北区の世帯普及率は 70% を超え、紫川に近い中心部には下水道がほぼ行き渡る状態が達成されていた。

谷市政の下では昭和 49 年（1974 年）に「北九州市基本構想・長期構想」が制定された。先の長期総合計画を踏襲し、水資源の確保、水質汚濁の防止が重要な河川事業として取り上げられている。

基本構想になって新たに登場した事項は、公園緑地のひとつとして、河川をレクリエーション空間と位置づけていることである。「環境整備」のうちの「公園緑地」では、「自然の中での行動を求める市民の広域レクリエーション需要の高まりに対応して、大規模な公園やレジャー施設の整備を進め、……このさい、河川、池沼、海浜等の水辺の自然を生かし、積極的に公園化して都市内の水景観を豊かにする」とある⁽¹⁾。

また、市街地構想において紫川河口域が「市街地再開発地区」に指定されている。その再開発についての具体的な施策は、河口域両岸に広がっていたバラック群の撤去である。

戦後間もなく、紫川河口域から下流域の 3 キロにおよぶ両岸に、河川にせり出すように無数のバラック建築物が建てられた。昭和 43 年（1968 年）時で約 500 戸、約 600 世帯、約 2 千人の人びとが住んでいた。住民の大多数は日雇い労働者や生活困窮者であり、ほかに廃品回収、建築、養豚等の自営業者、さらに飲食、貸間、簡易旅館を営む者もあった。なお、5 ヶ所の豚小屋では 500 頭以上の豚が飼われていた。ここからは生活排水等が直接紫川に流れ込み、ゴミも投棄されていたため、河水汚濁の一因ともなっていた。また紫川は過去に氾濫を頻発してきた河川であり、人命上でも放置しておくことはできない問題だつ

た。

このバラック建築群の問題を解決すべく、昭和 43 年福岡県と北九州市とで汚濁防止と環境整備を目的とした「紫川対策協議会」が組織された。水質汚濁対策では両岸 2.5 キロを浚渫し、ヘドロ 2 万 5 千 m³を除去した。またバラック群対策としては、改良住宅を建設し、10 年がかりで住民たちを移住させた。この業務にあたった協議会事務局の主幹は「不法建築を除かない限り、北九州市の戦後は終わらないという信念で事業に当たった」という⁽²⁾。

4. 2. 2 再開発・シンボル化期

昭和 62 年（1987 年）の第 7 回北九州市長選挙で、建設省河川局出身の末吉興一が初当選し、昭和 63 年 12 月に「北九州市ルネッサンス構想」が打ち出された。基本構想の基調テーマは「水辺と緑とふれあいの“国際テクノロジー都市”へ」である。また目指すべき“5 つの都市像”が提示されたが、そのうちの 2 つが「緑とウォーターフロントを生かした快適居住都市」「海にひろがるにぎわいの交流都市」とされるなど、“水辺”があたらしい都市イメージの基本カラーに設定されている。

このルネッサンス構想では、ウォーターフロントの施策として、門司港や JR 小倉駅北口等の臨海部の再生と、河川の整備を進めることが示されており、特に紫川を市のシンボル的空間と位置づけ、周辺の環境に即した整備、再開発を行うことが計画されている。その具体的な施策は、「マイタウン・マイリバー整備事業」と、生態系や水の物質循環に配慮した行政サービスである。

4. 2. 3 マイタウン・マイリバー整備事業

マイタウン・マイリバー整備事業は昭和 62 年（1987 年）に建設省が打ち出したもので、河川改修を急ぐ都市の中心市街地で、河川事業と合わせて道路・公園などの都市基盤整備事業や市街地整備事業などを一体的に実施することで、良好な水辺空間を創出し、安全で潤いある街をつくりだすことを目的とする。地方公共団体が行う河川整備事業に対して建設省（現・国土交通省）が補助を行うというものである。

北九州市は昭和 63 年にこの事業の指定を受け、平成 2 年（1990 年）に着工した。貴船橋から JR 鉄橋までの約 2 キロの流域、約 170 ヘクタールが整備の対象となっている。平成 17 年度までに半分の事業が進捗する予定であるが、すでに対象区間の 8 橋が架け替えられ、親水公園が両岸に設えられ、新たにショッピングセンターや劇場が併設された商業・文化施設、さらには紫川に関する資料施設を備えた飲食店などが建設された。紫川下流域から河口にかけての景観はもはやかつての面影をとどめぬほどに一新され、人の流れも紫川方面に向くようになり、小倉都心の新たな賑わいの場所となっている（図 4-6）。



図4-6 整備後の紫川河口付近：河川両岸に散策路ができ、新たに商業施設もつくられた。

4. 2. 4 北九州市の水環境行政～「ほたる係」「水環境課」

北九州市の生態系や物質循環に配慮した行政サービスについては，“水辺”に関連し、かつ象徴的なものとして「ほたる係」と「水環境課」が挙げられる。

「ほたる係」は、平成3年（1991年）に末吉興一市長がホタル担当係を設置することを指示、翌4年に「建設局河川課ほたる係」として発足した。ホタル保護の係を環境浄化に携わる環境局でもない建設局河川課に置くことには、次のような狙いがあった。すなわち、河川課はハードを造る部門つまりは事業部門であるが、この事業部門に独立した係にして権限を持った係長を据えることで、工事計画に関与できるようになる。たとえば治水上工事を必要とするような事業でも、その計画内容が生態系に多大な変化を及ぼしかねない場合、その計画に拒否を出すということもできる。なお係長には、生物学を専攻し、環境局で生物環境を担当していた職員が就任した。また、ほたる係が河川課に設置されてから、ホタルやその餌となるカワニナの生息しやすい川にして欲しいという要望が、事業部門に直に届くようになった。

「水環境課」は平成8年（1996年）、市の組織改変にともない下水道局内に新設された課である。ちなみに、組織改変時に上のほたる係も河川課とともに下水道局へ移動となり、あらためて水環境課に編成されている。

この水環境課は、水環境に関するマスタープランを作成する課である。地表と大気の間における水循環にあって、下水道を静脈と肺臓の役割に見立て、下水道と河川を網羅した水の環境を良好に保つ施策・技術を検討し、将来計画を立てる。なお、昭和63年に出されたルネッサンス構想の中には、「公害防止の徹底」の項の中に「河川環境管理計画」がある。

これは河川に関する各種施策を総合的、計画的に実施するための計画である。水環境課は、この河川環境管理計画をよりマクロな視点に立ち、行政の事業に反映させるための課といえる。

以上のように、紫川行政は昭和 42 年（1967 年）の谷市政以後本格的に取り組まれ、昭和 50 年代の半ばごろ河水の水質も回復し、「黒い川」「どぶ川」とよばれた紫川問題も解決を見た。また昭和 60 年代からは、負の状態が払拭された紫川を舞台にして、特に河口域周辺を主として新たな都市像を形成することが試みられ、さらに紫川の生態系や水の物質循環にも積極的に取り組むようになる。そして紫川を北九州市のシンボルとして位置づけようとしているのが北九州市の紫川行政の特徴である。

4. 3 紫川浄化をめぐる住民運動と行政の対応

4. 3. 1 青年会議所の運動

紫川の河水汚濁対策に行政が本腰を入れはじめた昭和 42 年前後から、ほぼ時期を同じくして、紫川の河川浄化を訴えた大規模な市民運動が起こっている。

その活動の中心となったのは、地元青年実業家の集まりである北九州青年会議所（JC）である。昭和 43 年（1968 年）1 月の青年会議所役員会で、紫川浄化活動が提案された。その後ただちに、紫川の実態調査、写真資料の作成、市民の実情聴取、有志に対する協力要請などが行われた。青年会議所では、かねてより活動指針として「市民と直結した活動を」ということが掲げられていたが、この紫川浄化活動はその活動指針を具体化したものであった。

4 月、青年会議所は細部にわたる浄化運動の計画書を発表した。計画は各新聞紙に取り上げられ、市民の関心を集めた。また青年会議会員たちは行政に協力を要請するとともに、市民に対しても町内会、ボーイスカウト、子供会等の各種団体を通じて趣意書を配布した。

5 月 12 日には小倉の繁華街でパレードを行い市民にアピールし、さらに同月 22 日には市民運動本部を設置。これには多くの団体が加入し、紫川に面する各町内会も町内会での自主清掃というかたちで参加申し出があった。これを受け、市民運動本部は「紫川をきれいにする市民運動推進協議会」へと発展した。6 月 2 日には紫川橋一中の橋間で市民清掃が行われ、多数の市民とともに当時の谷伍平北九州市長、亀井光福岡県知事も参加し、行政も紫川浄化に前向きな姿勢をとることを市民に印象づけた。

この一連の動きへの行政の対応は速かった。北九州市の関係 7 部局と福岡県の北九州土木事務所とで浄化対策会議を開き、当面の緊急対策を取り決め、市民に協力体制をとることが確認された。そして市では特別清掃車をひと月に延べ 220 台のペースで稼動させ、川べり、川底のゴミ約 300 t をさらった。開始から 3 ヶ月で川岸のゴミはほぼ姿を消すことになった。

青年会議所の活動に見るように、「公害克服・水質回復」期に展開された浄化運動はあくまでも河川の浄化が目標だった⁽³⁾。

4. 3. 2 M-CAP 活動のルーツ

「シンボル化・再開発」期になると、運動の形態、特にリーダー集団や運動体の組織編制において、変化が見られる。

「シンボル化・再開発」期の代表的な市民運動は「M-CAP（紫川・カムバック・アユ・プロジェクト）連絡協議会」（以下 M-CAP）によるものである。M-CAP の活動は、1980 年代前半にルーツをたどることができる。

昭和 54 年度（1979 年度）において、小倉北区の下水の世帯普及率は 70% を超えた。このころになると、紫川の河水は見違えるほどに回復する。昭和 56 年の紫川水質調査では、BOD はアユが棲息可能な数値を示した。この前後から紫川に関心を持つ人びとのあいだではアユの遡上が噂されるようになり、昭和 55 年秋の北九州市議会では、貴船橋下にある新日鉄の工業用取水堰に、遡上してくるアユのための魚道を設けてはどうかという提案もされた。

この昭和 60 年前後に紫川で二つの団体が活動を始めている。

＜紫川を愛する会＞

一つは「紫川を愛する会」である。紫川を愛する会は昭和 58 年（1983 年）に設立された。会員数は有志の 90 人ほどで、中心となった人物は北九州市公害対策局の職員であった橋本昭雄氏、紫川の貴船橋のたもとに本社を構える自動車用品量販店の創業者である故・湯佐一郎氏である。釣りが好きで、毎日仕事の合間をぬって紫川のほとりを散策し、釣竿を垂らし、河面に網を投げていた湯佐氏は、仕事で紫川の水質を調べていた橋本氏と知り合い、意気投合した。湯佐氏は終戦直後、復員して、出身地である徳島でアユ漁をして生計を立てていたことがある。釣りのなかでは、アユ釣りをもっとも得意としていたこともあり、アユへの愛着はひとしおだった。一方、橋本氏は水質調査の仕事に携わっていた。数値上は河水がきれいになったことを公表してはいるものの、一般市民にも分かりやすく知らせる方法はないものかと思案し、アユが紫川を泳いでいることがわかれば、市民にももっと関心を持ってもらえるに違いないと考えていた。この二人が知り合ったことをきっかけとして、「紫川を愛する会」は発足した。代表は湯佐氏、世話役を橋本氏が勤めた。目標は「目に見える形で紫川を市民の力できれいにすること」であり、実際の活動内容としては定期的な紫川の清掃、小学校などでの講演会活動、親子を対象としたイベントの企画・開催（紫川探検、釣り教室など）、紫川でのハゼ釣り大会の開催などがある。また、紫川に関して、アユを中心とした生態系のことはもとより、紫川にまつわる故事などを調べ、編集し『都市に清流を』（1992 年）『環境にやさしい街づくり』（1993 年）など本として出版することも行っている。

＜紫川に鮎を呼び戻す会＞

紫川を愛する会とならんて紫川の環境運動に取り組んでいたのは、昭和 60 年（1985 年）に設立された「紫川に鮎を呼び戻す会」である。会の代表は、やはり北九州市に本社を持つ釣具量販店の創業者、故・高宮義諦氏である。

昭和 24 年（1949 年）、義諦氏は紫川常盤橋の際に 1.5 坪ほどの広さの釣具店を構えた。義諦氏は父親の影響もあってか、子供のころから釣り好きだった。当時は国鉄の小倉工場に勤務していたが、工場からの帰宅途中、多くの人が常盤橋から釣り糸を垂れハゼ釣りに興じている様子を見て、釣具店を開くことを思い立ったのだった。

このころ、戦後の物資不足もあって、紫川沿いの工場は操業をとめており、河水は良好な状態だった。水質検査でもアユが棲めるほどだという話を聞いた義諦氏は、地元の釣り仲間 12、3 人で、紫川を「立派な川」にすべく活動を始めた⁽⁴⁾。

近辺の川からヤマメを釣って紫川に移植したり、筑後川の養鱒を放流したりした。昭和 27 年、28 年には筑後川の田主丸からアユの稚魚を 3000 尾購入し、放流した。28 年の春には、貴船橋の下でアユの泳ぐ姿が見られた。また、この貴船橋の下にある八幡製鉄所の取水堰に魚道を設置するよう、八幡製鉄所に旧八幡市市会議員とともに陳情に行っている⁽⁵⁾。堰があっては、堰から上へはアユが遡上できないし、ほかの魚も大水で堰より下へ流されてしまうと遡ることができず、やがて海へ出て死んでしまうことになるからだ。しかし、製鉄所の対応は大声一喝「鉄が大事か、魚が大事か」で終わってしまったという⁽⁶⁾。

その後、昭和 30 年ころより紫川は生活排水で汚濁しはじめ、アユを始めとする魚たちの姿も消え、義諦氏は活動から離れてしまう。再び紫川に関わるようになるのは、水質が回復する昭和 55 年ころからである。昭和 58 年に北九州市が、59 年には地元の釣具店組合が稚アユを放流した。そのいずれの放流でも翌年にアユの姿が確認されたことを受けて、義諦氏を中心となって「紫川に鮎を呼び戻す会」が発足した。

義諦氏をはじめ、紫川に鮎を呼び戻す会はアユを紫川に定着させるべく尽力した。アユが遡上するようになったとはいえ、遡上してくるアユの数は少なく、また年によってその数はまちまちで、魚影がまったく確認できない年もあるなど、昭和 61 年以降毎年欠かさず稚アユを放流し、地元住民との紫川の清掃にも取り組んだ。貴船橋下の八幡製鉄所の取水堰に魚道を設置するべく、紫川とアユの調査を繰り返し、製鉄所には陳情のため何度も通った。昭和 60 年に市の職員によってアユの遡上が確認されたこともあり、県と市の負担により魚道が設置されることが決まった。61 年の 5 月に魚道が据えつけられて以降でも、魚道の構造に問題が見つかるたびに陳情にいった。昭和 62 年からは紫川が流れる区の衛生協会連合会に、河川美化資金として毎年 60 万円の寄付をしている。アユの保護のため紫川の禁漁区設定を県内水面漁場管理委員会に申請し、禁漁の看板の建立も行った。

また、紫川にアユがいることを市民にアピールする活動にも力を入れ、昭和 62 年から平成 2 年にかけて紫川でのアユ釣り大会を開催した。アユ保護を市にも理解してもらうために、大会には末吉興一北九州市長（当時）を招いた（図 4-7）。昭和 63 年には紫川とアユにまつわるシンポジウムも行った。

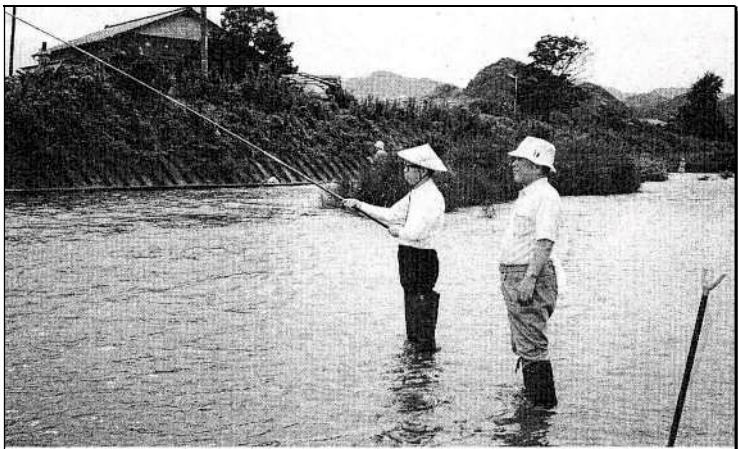


図 4-7 第 1 回鮎釣り大会のようす
左が末吉市長（当時），
右が高宮義諦氏。
高宮氏が市長に釣りを指南する。
(橋本昭夫, 1988 より)

「紫川を愛する会」と「紫川に鮎を呼び戻す会」の 2 つの会が発足する以前から高宮義諦氏、橋本氏、湯佐氏の 3 者は同志という関係もあり、「紫川を愛する会」と「紫川に鮎を呼び戻す会」は緊密な連携をもって活動を行った。2 つの会がつくられたのは、両者のあいだで活動の趣旨が重なりつつも、異なる部分があったからである。「愛する会」は紫川の浄化活動や生態系保全活動だけに限定されず紫川についての故事や文物を調べ、紫川への認識を深め新たにしようという側面があるのに対して、「呼び戻す会」では紫川の浄化とアユの復活に限定して活動を展開した。また、Y 氏の言葉を借りると、Y 氏は高宮義諦氏を中心になっていた「呼び戻す会」に参加していたが、義諦氏は釣具量販店の経営をしており、市や新日鉄に意見するには決まりが悪い、そこで利害に直接的には関係しない自分を中心とする「愛する会」ができた、とのことである⁽⁷⁾。前後関係としては「愛する会」の方が「呼び戻す会」よりも先に発足しているので、事実と異なっているが、釣具に関わる義諦氏が魚道設置のために陳情に行くのは相手側に対して説得力を欠くのではないかという危惧は、義諦氏本人を含めグループの間にあった。だがいずれにせよ、2 つの会とその中心人物であった三者が、強い協力体制で紫川の活動に取り組んでいたことにかわりはない。

4. 3. 3 M - CAP の設立

平成 5 年（1993 年）、それまで紫川浄化とアユの保護運動で大黒柱ともいえる役割を果たしてきた高宮義諦氏が亡くなった。活動は求心力を失うかに見えたが、ここで義諦氏の遺志を継いだのは義諦氏の子息である高宮俊諦氏である。

義諦氏の会社の経営全般の補佐をしていた俊諦氏は 8 月に社長就任した。9 月、俊諦氏を会長に、「紫川を愛する会」「紫川に鮎を呼び戻す会」をはじめ複数の環境保全団体、校区自治会が参加し、「M - CAP（紫川・カムバック・アユ・プロジェクト）連絡協議会」（以下 M - CAP）を結成。また 11 月には義諦氏の遺産を含め、基本資金約 2 億 300 万円で「タカミヤ・マリバー財環境保護財団」を設立した。

M - CAP は、これまで紫川で活動してきた 5 つの市民団体、流域の 5 つの校区自治会（ま

たは自治会を母体にもつ団体), 九州共立大学の生物学研究室, 合わせて 11 団体が参加して結成された. 紫川の浄化活動やアユをはじめとする水生生物の愛護を目的とする諸団体が, よりよい協力を進めるためネットワークを形成し, 連絡調整をすることを主たる目的としている. 個々の団体が単独で活動を展開しても効果は見込みにくいため, 連携をとりつつ活動しようという考えに則ったものである. 現在は協力団体として北九州市建設局水環境課, 福岡県北九州土木事務所も名を連ねている.

[M - CAP 構成団体]

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1. 紫川に鮎を呼び戻す会 | 2. 紫川を愛する会 |
| 3. 紫川グリーンクラブ | 4. 九州共立大学日高研究室 |
| 5. 紫川を守る会 | 6. 紫川を美しくする会 ○ |
| 7. 紫川の環境を守る会 | 8. 今町校区まちづくり協議会
○ |
| 9. 貴船校区自治連合会 ○ | 10. 北方校区自治連合会 ○ |
| 11. 西小倉校区自治連合会 | ※○は自治会系の団体
○ |

[協力]

北九州市建設局河川課

福岡県北九州土木事務所

あくまでも会の趣旨は諸団体の連絡調整にあるため, 個々の団体の活動の独自性は保持されているが, M - CAP 全体で取り組む活動もある. その活動内容には以下のようなものがある. すなわち, 稚アユの紫川への放流 (毎年, 春の大清掃のあとに行われる), アユの産卵場約 2km を中心にして春と秋年 2 回行われる大清掃⁽⁸⁾, 水生生物の調査・研究 (データをもとに県や市に陳情を行うことも. 取水堰の運用や魚道の設置・改修にも役立つ), 子供たちを対象とした紫川やアユについての勉強会, 親水イベントの開催 (河口域でのカヌー大会やハゼ釣り大会など), 市民啓発を目的としたシンポジウムの開催, 会内部での紫川や生態系についての勉強会 (年数回開催) などである. (図 4 - 8)



図 4-8 稚アユ放流会の様子。
(北九州エコライフステージ
2006 HP より)

会の運営費は毎年 80 万円ほどであるが、タカミヤ・マリバー環境保護財団からの寄付金によるものがほとんどである。また諸団体への連絡調整は、タカミヤ・マリバー環境保護財団の職員が担っている。しかし財団としては、会の活動はあくまでも地域のもの、地域住民が活動の主役であるという理念を持っており、会の会長は現在、アユの産卵場がある地区的校舎自治会会长が務めている（2004 年時）。

M - CAP が結成された効果として、会の世話役として活動に従事している財団職員は次のことを挙げている。

ひとつには、M - CAP の結成当初は諸団体同士の仲は決してよいものではなかったが、会の中で話し合いの場を持ち、共同の活動に携わる過程で、互いの立場や事情を理解しあえるようになったこと。たとえば、環境保護団体は野鳥の住処（すみか）となる川原の草原は刈ってはならないと主張するのに対し、自治会では虫が大量に発生するので刈らないわけにはいかないと主張し、收拾がつかないことがあった。だが近年では、意見が対立しても收拾がつかないといった事態にはならなくなったという。

ふたつ目は、“自分のところだけ”という感覚が薄れ、紫川を「1 本の川」として認識することができるようになったことである。地域によっては、紫川にコイの放流をしている団体がある。地域住民にもっと紫川に親しみを抱いてもらおうという意図で行われたことであるが、コイは河川の食物連鎖の中でも頂点に近いところにいるため、アユをはじめとする他の生物、河川全体にとっては決してよいことではない。これも当初はもめにもめたそうだが、最近では自分たちの地域の川も、他の地域の川とつながっている、紫川は 1 本の川であるということを理解してもらい、自肅するようになったという⁽⁹⁾。

4. 3. 4 タカミヤ・マリバー環境保護財団

M - CAP の活動の経済的支援をしているタカミヤ・マリバー環境保護財団は、北九州市内の河川環境の保全を図るとともに、水生生物の保護・育成、ならびに河川愛護の啓発事業を

行うことで、生活環境の向上と市民福祉の推進に寄与することを目的として設置された。事業内容を検討する理事には北九州市・末吉興一市長をはじめ、地元ライオンズクラブ会長、福岡シティ銀行頭取、山口銀行頭取、そのほか地元企業の社長など、地元の有力者で構成され、評議員には水環境や生態系の専門家が参加している。

主な活動内容は、北九州市域内の河川の美化・清掃活動、河川愛護団体との協力及び助成金の交付、青少年を対象とした親水イベントの開催、水生生物の生態調査・研究、海岸線の環境美化事業、市民啓発を目的としたシンポジウムの開催などである。

4. 3. 5 今町地区と長行地区での活動

M-CAP に属する自治連合会のうち、特に活動が盛んなのは今町地区と長行地区である。

＜今町地区＞

今町地区での活動を担っているのは今町校区まちづくり協議会である。

今町は紫川が中流域に差し掛かるあたりに位置している。町内の中心的な位置に紫川が流れしており、河川敷が河畔公園として整備されている。河畔公園の付近は、紫川でアユが産卵する唯一のスポットであるため、M-CAP の清掃活動や稚アユの放流会はこの河畔公園で行われている。

この河畔公園の土手を上ったすぐ前に、今町校区のコミュニティ施設である今町市民センターがある。「市民センター」は北九州市が中学校区ごとに設置している施設で、各校区のコミュニティ活動の拠点となっている。中学校区ごとの自治連合会によって「まちづくり協議会」が組織され、市民センターが運営される。市民センターでは文化サークル活動や、高齢者を対象にした簡単なディ・サービス事業、子供を対象とした勉強会等が行われている。

今町市民センターは地理的にも便がよいことから、M-CAP の今町での活動拠点として機能している。M-CAP の勉強会は市民センターの一室で行われるし、清掃活動や稚アユ放流会のイベント準備も、今町市民センターの全面的な後援を受けている。

今町校区まちづくり協議会は、紫川を今町のシンボルとして位置づけ、独自の活動として、春と秋の年 2 回の校区住民による紫川の清掃活動、小学生を対象にした紫川でのキャンプ、紫川河川敷での菜の花やコスモスの種まき、河畔公園を会場としたレクリエーション活動などがある。また市民センターでは釣り道具一式を準備しており、希望する子供には随時釣り道具を貸し出している。

今町市民センターの傍には小学校が立地している。紫川での活動については市民センターと小学校が協力して活動を行っている。M-CAP の清掃活動には児童や教員たちも参加し、川まつりには教員も参加する（テントは小学校のグラウンドに張る）。

＜長行地区＞

長行地区は紫川が上流に差し掛かる辺りにある。ここは地元で「小嵐山」と呼ばれる景

勝地である。長行地区で活動している「紫川を美しくする会」は長行校区の自治連合会が母体になっている（図 4-9~11）。



図 4-9~11
長行地区的紫川
この一帯が小嵐山と呼ばれている
(HP「北九州点描」より)



春には小嵐山を鯉幟が泳ぐ
(HP「北九州点描」より)



上の 2 枚より 150m ほど上流の地点
亀年橋の上から
水質も良好で子供が安全に遊べる
(HP「北九州点描」より)

紫川に関する活動では、春と秋の年 2 回の清掃活動に取り組んでいる。秋の清掃活動の場合は、清掃終了後、河川敷でバーベキュー大会になる。また水面にゴムボートを繰り出し、小学生たちを遊ばせている。

「小嵐山」の辺りは、地域住民のすぐれた散策路となっている。10 年ほど前までは、堰のあるこの辺りにニシキゴイを放流していた。ニシキゴイならば散策路から川面を眺めて、一目で鯉がいることがわかり、目に楽しいからである。しかし、M-CAP の活動に参加するようになってから、ニシキゴイの放流について不自然であるから止めてほしいという説得を受けてからは行っていない。放流する内容を変更し、今では紫川に普通に生息しているコイやサワガニといった小動物を放流している。放流会の主役は小学生たちである。

紫川の水辺を地域住民たちでレクリエーション活動の会場として利用しているのは、M-CAP に属する団体ではこの 2 つだけである。この二つの団体はコミュニティの中心が川の近くにあり、また河畔公園や安全な河川敷という地理的条件に恵まれていることが要因として考えられる。

4. 4. 市民運動の比較分析

水質回復期に展開された青年会議所による紫川浄化運動、シンボル化期に形成された M-CAP による運動、両者のあいだにはどのような共通点と相違点があるだろうか。

ひとつは、運動のリーダーである。運動リーダーについての共通点としては、青年会議所による活動も、M-CAP による活動も、リーダーとなったのは主に地元企業家だったことである。しかし、活動をリードするにあたって、昭和 30 年代の場合は、紫川に関しての問題が市民レベルで共有化されており、問題解決に必要であったのはリーダーの実行力や行動力であったのに対して、昭和 50 年代以降の場合はそれに加え、「アユの天然遡上を復活させる」という新たな問題が高宮義諦氏や Y 氏、H 氏らによって発掘された。

ふたつ目は運動の組織形態についてである。両者とも、企業家を中心とするグループがリーダーとなり、複数の住民運動が方向づけられ、まとまっていった。30 年代の活動では、青年会議所の呼びかけに多数の町内会・自治会が応じて加わり、「紫川をきれいにする市民運動推進協議会」へと発展した。これは紫川を皆で協力して美しくしようというもので、それ以上の範囲を超えるものではなかった。それに対して M-CAP の場合では、複数の団体によるネットワークを形成することが明確に意図され、単に紫川と共にきれいにしようというにとどまらず、諸団体間の相互理解、さらにはひとつの川としての紫川全体についての共通認識を形成することが、活動を継続するなかで目標化された。青年会議所による活動は、紫川のゴミやヘドロが市によって処理されると、再びそれ以前のように個々の町内会や自治会での清掃活動・美化活動へと戻っていったが、M-CAP の場合はネットワークを形成することで、個々の活動を越えたいわば“北九州市民レベル”での活動を長期にわたって展開することが可能になっている。活動自体は自治会レベルの清掃活動・美化活動で

あるかもしれないが、ネットワークに参加しているということにより、その活動の意味づけがより大きな広がりを持つようになっている。この“北州市民レベル”ということの持つ意味は重く、近年では、市が紫川での工事を行うにあたってかならず M-CAP の事務局に連絡をし、工法が生態系に与える影響には問題がないかどうか問い合わせをしてくるという⁽¹⁰⁾。

4.5 紫川環境活動中心メンバーの場所性

紫川では今日、M-CAP に代表される形で環境保全活動が取り組まれているが、その活動のさきがけとなった中心的な人物を 4 人あげることができる。以下では、活動中心メンバーの 4 人がどのように紫川と出会い、どのように強い思い入れを紫川に対して持つようになったかを明らかにし、彼らが抱いた紫川に対する場所性を明らかにする。

4.5.1 「紫川に鮎を呼び戻す会」高宮義諦氏の場合

(1) 高宮義諦氏の経歴と紫川

高宮義諦氏は、全国展開をする釣具量販店を経営するかたわら紫川にアユを呼び戻す活動に取り組んだが、それは氏の子供時代と会社の経営とも深いかかりわりのことだった。

義諦氏は大正 9 年（1914），熊本県阿蘇郡北小国村に生まれた。子供時代，家は貧しく苦労した。高宮家はもとは阿蘇郡内牧町東湯浦に代々続く財産家だったが、義諦氏の祖父が保証人になり、山や畠、屋敷を手放すことになり、明治の末年にはついに破産に及んだ。

小国郷に流れ着いた義諦氏の両親は、北小国村の山深い杉林の一角に丸太小屋を建て、「下駄挽き」という下駄づくりで生計を立てた。そこは隣家まで 3 キロもある山中だった。杉林は伐採が終われば植林が始まる。地主に頼み込んで杉林に小屋を立てていたから、植林が始まれば山小屋を解き、次の場所に移動した。義諦氏は小学校を卒業するまでに 5 回も山小屋を移動したという。

義諦氏が 10 歳のころ、一家は 10km ほど南の隣村である南小国村に移った。ここでも杉林の一隅に丸太小屋を建てて住んだ。南小国に住んで義諦氏が嬉しかったのは、家の近くに川があり、釣りを存分に楽しめることだった。自宅から当時通っていた尋常小学校までの道のなかほどに筑後川の源流のひとつである田ノ原川があり、川はところどころで堰き止められ、上流には魚がたくさんいそうな深い淵が続いていたという。

義諦氏は古くなった木綿針を母からもらい、それをろうそくの火であぶって釣針をつくった。釣竿も山から竹を手に入れ自作した。その川では、ハエ、イダ、ドンコ、アブラメなどを釣った。釣りの獲物はその日の膳にのぼった。仕事を終えた義諦氏の父は、相好を崩しながらそれを肴に焼酎を飲み、その様子を義諦氏もうれしく見ていたという。

貧しい暮らしぶりのなかでの釣りは、義諦氏にとっては単なる余暇や趣味以上の意味を持っていたことが、次のような言葉から伺われる。

「妹を背中におぶって時には七～八キロも離れた学校まで毎日通いました。昼になるとみ

んなが弁当を開きますが、私の弁当は麦とアワ、それにつけものか梅干しです。中には魚や油揚げの入った豪勢な弁当を持ってくるものもあり、妹が欲しがります。それは切なかつたですね。当時の食事は大抵麦に栗の固い飯で、米は買えなかつたのです。父母はまず子供たちに食べさせ、子供が寝静まつてから粥にフキなどの山菜を入れたものを食べていました。たつた一間の暮らしですからみんな分かるんです。イワシなんかは年に一回くらいしか食べられないご馳走でした。だから、私が時々釣つてくるヤマメやハヤなどを父は喜んで食べてくれました」（トップパンアイデアセンター西日本、1994,pp.82-3）。

昭和4年（1929）、14歳で南小国の中学校を卒業した。卒業翌日には阿蘇谷に大工見習いの修行に出て、そこで3年半働いた後、地元で大工仕事をした。昭和10年（1935）、不景気だったので八幡市に出た。当時の工業地帯は大陸の情勢を受けて軍需に沸いていた。八幡では同郷の従兄が建築請負業をしていて、誘われたのだった。1年後に独立したが、安定した仕事に就きたいと考え、昭和12年に国鉄小倉工場に就職した。工場は職分に応じて厳しい階級性が敷かれていたが、その中で努力して若くして昇進した。しかし、早い出世を周囲は快く思わず、風当たりは強かったという。

昭和17年（1942）、27歳で結婚した。このころ義諦氏は工場で工程管理の研究を任せられ、多忙だった。現場では工程管理を理解していたのは職場長だけで、同僚や部下には理解してもらえたかったという。仕事での鬱屈した思いから、頻繁に釣りへ出かけるようになった。きっかけは義父が釣りに誘つたことだった。夫人の実家は行橋で雑貨商を営んでおり、釣具も商っていた。義父は大の釣り好きで、義諦氏と気が合い、連れ立って釣りに出かけた。伝記には高宮氏の結婚直後の日記から、当時の釣りに出かけた日が一部抜粋されている。

- | | | |
|----|-----|------------------------|
| 4月 | 25日 | 鮎釣り（行橋） |
| | 26日 | 網打ち、貝掘り（行橋） |
| 5月 | 24日 | 義父と魚釣り（行橋） |
| 6月 | 6日 | 釣行（山口・特牛） |
| | 28日 | 鮎釣り（行橋） |
| 7月 | 11日 | 夜釣り（稗田） |
| | 12日 | 波止釣（行橋） |
| 8月 | 2日 | 義父と朝ハエ釣り、昼は鮎釣り、夜はチヌ釣り |
| | 10日 | 義父と釣行（行橋） |
| | 16日 | 義父と釣行 |
| | 17日 | 鮎釣り、大漁（行橋） |
| | 18日 | 釣り（行橋） |
| | 23日 | 単独で釣り（行橋） |
| | 24日 | 朝一人で釣行、午後義父と鮎釣り、大漁（行橋） |
| | 30日 | 朝、昼と一人で釣行（行橋） |

9月	6日	兄と釣行（行橋）
	20日	一人で釣り（行橋）
	23日	人丸へ釣行
	24日	船釣り、カマスなど大漁
	27日	朝からハゼ釣り（行橋）
10月	4日	小月海岸で職場釣り大会、百六十六匹で三等賞
	11日	小月海岸でキス釣り、約百五十匹
	14日	鮎釣り（行橋）
	19日	小月海岸、一貫三百匁
	20日	小月海岸、再び大漁
	25日	小月海岸、キス、ハゼ、二百五十匹くらい
11月	1日	小月海岸、百二十四
	3日	小月海岸、二百五四
	8日	山陰海岸、釣り大会、百二十匁、七等賞
	22日	築城、不漁
	23日	小月海岸、大漁
	29日	小月海岸、百五十四匹くらい

これによれば、8月以降は毎週のように釣りに出かけ、多いときには連日にわたっている。また義諦氏のこのころの日記には「夜釣りの準備で大多忙、工場で仕事も手につかず」、「こんなに釣りに熱中してよいものか、勉強に力を注ぐべきではないか」（同上、p.117）と残しており、仕事に影響が及びかねないほど釣りに夢中になっていた。

昭和19年（1944）3月、召集令状が届き、大陸へ出征した。昭和21年6月に復員し、国鉄小倉工場に復職すると、職場の雰囲気は一変していた。敗戦後、各地で労働組合が結成されストライキが起きたが、小倉工場も例外ではなく、それまで圧倒的な権限を持っていた管理職は若い組合幹部から罵倒されるようになり、萎縮していた。この状況に離職する者もあり、義諦氏も雰囲気についていけないと感じていた。

さらに、義諦氏が復職した翌月の7月に、国鉄は7万5千人に及ぶ人員整理計画案を労働組合側に通告し、闘争状態に入ることがあった。このころの義諦氏は、上役と労組との板ばさみの立場に置かれていた。組合に入る資格はあるが、部下40人ほどを抱える立場になっており、組合には入らなかった。すると職場の反感を買うことになってしまった。気心の知れた同僚には、「いっそ国鉄を辞めて釣具屋でも始めようか」とよくもらすようになったという。

昭和24年（1949）、吉田内閣の下で28万5千人の国家公務員を整理する「行政機関職員定員法」が成立し、国鉄はこの方にもとづき第1次、2次合わせて10万人に及ぶリストラ計画を発表した。この後、国鉄周辺では「下山事件」、「三鷹事件」、「松川事件」等の怪事件が連続し、職場での労使対立は一層深刻なものとなった。

義諦氏は「激しい運動を見ていて、私は国鉄のというより自分の将来に不安を感じ始めた」（トッパンアイデアセンター西日本、1996、p.133）という。国鉄を辞して釣具屋を始めようという気は一層強くなっていた。

そんな昭和24年の初秋、勤務を終えた帰宅途中、義諦氏が紫川にかかる常盤橋を歩いていると、橋の上や岸に百人近い人たちがひしめき合って竿を垂れているのを見た。季節に入ったばかりのハゼをねらっている人たちだった。大人もいれば子供もいた。よく見れば、立派な道具と仕掛けを用いている人もいれば、自分で切ってきた竹竿に糸を結び付けて釣具にしている者もいた。「紳士のような人もいれば、服装だけをみればまるで乞食のような外見の人もいる。ところが、不思議なことにその乞食のような人の方によく釣れる。なぜか道具も立派な紳士然としたした人にはあまりかからない」（同上、p.134）。今の職場では、上司と労組の板挟みになって気苦労が多いが、釣り人には上も下もなく、自由で平等だ。そのように気づいた義諦氏は、釣具屋を開くことを決心し、その足で界隈に手ごろな店舗を探しに出かけた。

義諦氏が見つけたのは、紫川にかかる常盤橋のすぐそばに建つ1棟を4軒に割った2階建ての物件だった。まだ1軒空いており、1坪半ほどの広さであったが、離島航路の船着き場にも近く、釣り場にも近いので、釣具屋にはもってこいだと思った。2階に行くには梯子をかけねばならぬが、1人や2人なら住み込むこともできそうだった。窓を開ければすぐ紫川があり、家の中から釣り糸を垂れることもできる。義諦氏はすぐさま持ち主を探し出し、当時の月給は7000円であったところを、早速2000円の手付金を入れて帰宅した。

義諦氏のこの行動を家族には大反対され、どうしようもなく1日中悩んだが、「釣りいうものは本当に自由である、魚は相手を見ないということに加えて、小さいころの父親の喜んだ顔が浮か」（日高、1992、p.126）んだ。義諦氏は自分の思いを曲げず、義父を説得して開店資金の融通を取り付けた。そしてなけなしのお金を持って大阪に行き、商品を買い付け、10月に釣具店を開いた。

当初は国鉄勤務と平行して営業していた。釣り客は朝早いため、前夜に客から注文のあった餌の手配を済ませ、早朝には店に出て、それから出勤した。国鉄の釣り好きや住友金属小倉工場の釣り仲間たちが、最初の常連客になってくれた。しかし、開店まもなくして秋のハゼ釣りのシーズンが終わると、客足が絶えた。当時の小倉には6件の釣具屋があつたが、12月から3月までは商売にならぬと休業し、別の仕事をする者が多かった。「釣具は半年商売」とも言っていたが、義諦氏は冬には釣りをしないということをあまり考えていなかつた。

だが、店の戸を閉めれば生活できなくなると思い、1日も閉じることなく営業を続けた。店を開け続けても1人も客が来ないと気が滅入ってくるが、冬場に2日に1人、3日に1人と、友人たちが苦しいだろうと客としてきてくれると、婦人と一緒になってその後姿に手を合わせるほどうれしかった。開店当初はとりわけ厳しい経営が続き、当時義諦氏に代わって店番を務めていた夫人とは「紫川を流れていく大根の葉っぱでも食べなきややって

いけないなあ」と冗談を言うほどだった。

数年後、国鉄を辞し釣具稼業に専念することになった。変わらず店のやりくりに苦労はあったが、徐々に得意客もつき、売り上げは伸び、特に釣具の卸売業への進出を機に店は成長していき、株式会社へと発展していった。開店から40数年後、義諦氏は店を初めて構えた当時のことを思い出し、次のような詩を残している。

畠三帖からの出発
紫川のほとりに
畠三帖の店をかまえてから
はや四十有余年
会社設立から約三十年
それは
小さな船出だった

数知れぬ荒波をのりこえて
たゆみなくこぎつづけ
今日がある

私達がこぎつづけるこの道は
更に五十年、百年と
たゆみなく進むであろう

たった一坪半の
出發に終わりはない

(トッパンアイデアセンター西日本, 1996, p.149)

紫川は、義諦氏の釣具屋人生の原点であり、その川の傍で小さな店を構え奮闘したことは、氏にとって終生忘れ得ぬことだった。そのことは、氏が残した詩からも分かる。義諦氏はまた「紫川に育てられた」(高宮義諦, 1992)という言葉も残しており、氏にとって紫川は特別な川であった。

(2) 高宮義諦氏にとっての紫川とアユ

義諦氏は、橋本昭雄氏が1988年に『紫川にアユ戻る—紫川汚濁史研究—』を出版するのに際し、「刊行に寄せて」という文章を寄稿している。その一部に、氏が釣具屋を開業して間もない頃、紫川に天然のアユが遡上しているのを目撃した様子が書かれている。

それによれば、釣具屋を開店した昭和24年、紫川の川尻にあった馬島渡船の発着所付近

では、夜になるとスズキやクロダイがよく釣れていて、2km 上流の貴船橋では海から遡上してきたアユの姿もよく見たという。後に、紫川の河口域も、中下流域も、工場からの廃水や住宅地からの生活排水によって「どぶ川」「黒い川」と市民から言われるほどに汚濁してしまうが、このころの紫川はそうではなかった。敗戦直後によって物資が乏しかったためか工場の操業も盛んではなく、また紫川中流域での宅地開発が行われておらず、「紫川に流れ込む汚濁物質の量も少なかったのでしょう。アユが住めるほど、川の水はきれいだったのです」(高宮義諦、1988)。

これは義諦氏の回想だが、この記述から、義諦氏が紫川は河水が清浄であればアユが生息する川であると認識していたことが分かる。つまり、河川の環境活動に取り組むにあたって、アユが住めるということが紫川の本来的な姿として認識されていたと考えてよいだろう。

義諦氏は、このころからすでに紫川上流の菅生の滝付近の川で、ニジマスや天然のヤマメなどの放流を行い、「何種類かの魚類を紫川に定着させようと放流に努めて来た訳ですが、やはり心のどこかに、国魚とも言うべきアユのことが引っ掛かっておりました」(同上)。そこで昭和28年から30年にかけて、有志十数名らとアユの放流を行った。「アユを紫川に定着させたいとの思いは強く、付着藻類やアユの食み跡調査のために幾度となく川に足を運びましたが、景気の回復と共に水質が悪化してきたことと、八幡製鉄所の取水堰が邪魔になって、アユが上流へ遡上できず、アユの成育を確かめることができずに終ってしまいました」(同上)。八幡製鉄所へ陳情にも行ったが、高度成長期にさしかかろうとしていた時代では「鉄が大事かアユが大事か」と避けられてしまった。

昭和40年にも同好の志と4度目の放流を試みたが、やはり確認はできなかった。その後、紫川は汚濁していった。

それから数十年、工場廃水への規制と下水道の普及により紫川の水質が著しく改善された。昭和60年に天然アユの遡上が確認され、翌61年には十分なものではないが取水堰に魚道も設置された。このような河川環境の変化を見、また自身が経営する会社のこととも重ねあわせ、「『私と紫川』の付き合いはもうかれこれ四十年になる」「紫川は正に私を育ってくれた母なる川なのだなあ」(同上)という言葉で感慨を表している。

4.5.2 「紫川を愛する会」橋本昭雄氏の場合

橋本氏は昭和21年(1946)北九州市に生まれ、北九州市で育った。大学時代は北九州市を離れたが、卒業後は地元に戻り、昭和44年(1969)からは市職員として市水道局研究所で水質調査の業務に携わった。昭和57年(1982)には理学博士を取得している。

市職員になってすぐに紫川の水質調査のために採水業務に従事することになった。このころ紫川下流の河川水の汚濁はひどく、下流の表流水は上水道源としては適当ではなくなり伏流水のみが水源とされた、という程度の印象しか紫川に対しては持っていたなかったという。4年ほど水道局研究所で調査した後は、衛生研究所に配属となって大気汚染や紫川以

外の水質調査に従事した。しかし昭和 55 年、公害対策局に異動になってから、「ここではじめて紫川の水質汚濁問題が化学（科学）のではなく行政の都市問題であることに気付いたというか、むしろ納得した」（橋本、1988, p.102）という。

当時橋本氏は、環境衛生研究所で、洞海湾海水中の化学物質についての研究をしていた。氏は、海水中のジニトロトルエンという化学物質が、洞海湾の海水環境の中で濃度を減少させる原因について調査をし、水質汚濁に関する国際的な専門研究誌にも 3 回以上論文発表をしていた。だが、研究途中で公害対策局へと異動となり、結論が出ないまま研究継続を断念せざるを得なくなつた。この異動は氏にとって不本意なものだったが、異動後は紫川の水質調査を行うことになった。洞海湾の研究では、橋本氏は化学物質の濃度減少は生物の分解によるものというデータを得ていたことから、紫川の水質調査では、紫川の生物にも目が向けられていった。また当時は、「公害行政は PPM 行政である」という、単に化学物質の水分濃度の基準さえクリアしていれば公害ではないとする行政のあり方に対して批判が向けられ始めており、このことも氏を紫川の生物に目を向けていくことになったのだという。

河川の生物によって水質改善を考えていくという視点は、橋本氏が仕事をしていく実体験の中でも痛感させられることがあったようだ。

「紫川の採水ポイントが勝山橋のところにあるんです。環境基準点。それでね、採水をしようしたらね、やっぱり聞かれるわけよ住民から。まだ電車（※路面電車）の通るところだったから、橋の上から水を汲んでね。人通りが多いんで、今は落ち込んでるけど、井筒屋と玉屋のあいだを行き来する人がおって、僕ら 10 時からお昼までの時間に水を採ってるんで、その水はきれいになってますかと訊かれよったですよ、市民にね。で紫川って汚いやないっつ言うわけよ。まだね、昭和 55 年だったらね、バラック小屋があったんですね。」（2003 年 5 月 2 日聞取調査より）

水質調査の横を通る市民からは紫川は「汚い」と言われるが、当時の紫川の BOD の PPM は「5」から「3」であり、これは公害白書によれば B ランク⁽¹¹⁾に位置づけられ、水質が決して汚いわけではない。しかし、市民はいくら数値の違いを示されても分からぬし、橋本氏自身も「法律にはそう書いてあるんだけど、分からんじやないですか、差があるんだからきれいなんかホントに、と」（同上）、数値の違いのみが環境の清浄さを判断する基準になっていることに疑問を抱くようになった。

このようなきっかけがあり、橋本氏は紫川の水質と生物の関係に研究の関心を向けることになっていた。

橋本氏の主たる調査研究は、紫川の汚濁史であったが、水質と紫川周辺の環境変化との対応を単に化学的なデータのみで解き明かしていこうとするものにとどまつていい。かつての紫川の環境や周囲に住んでいた人々の暮らしぶりを、文献資料やときには往時を知る古老をたずねていくという、人文的な分野にも踏み込んだものになっている。たとえば、明治 20 年代には小倉に軍医として森鷗外が赴任していたが、鷗外が当時の様子を記した「小

「倉日記」の中から紫川に関する記述を抜き出し、当時の周辺の環境との対照から紫川の様子を再現しようとしたり、ある紫川に関する著作物に掲載された鶴飼の日本画の持ち主を訪ねて、その由来を明らかにすることで紫川が汚濁される前の姿を尋ねあてようとしたりもしている。それらの調査研究は『紫川にアユ戻る』という著作にまとめられているが、そこからは、当初はさしたる関心を持つこともなかった紫川に対して、橋本氏が強くのめりこんでいく様子が伝わってくる。

そのことは、この著作の中で、紫川を旧約聖書中に出でてくる川のひとつになぞらえていることからも伺える。

「筆者は一度是非見てみたいと思う川がいくつかある。その中のいくつかはエデンの園を潤したと旧約聖書の創世記に記述されている4つの川である。第一の川はピション、第二の川はギオン、第三の川はティグリス、そして、第四の川はユーフラテス川である。(略) ティグリスとユーフラテスは有名な川であるが、ピションとギオンの両川はその場所の見当もつかない。これらの川を探すことは、神の国、エデンの園を探すことになるのだから。筆者は今思っている。私の心の中にあるエデンの園に流れるピションとギオンのどちらか一方の川は、もしかすると紫川で良いのかも知れないと。自然というものは何もしなくともそのままで最高に美しい。野菊は野原に咲いても美しく、山の木は森の中にあって最もすばらしい。川は山からその源を発して海に流れ込み、そこに多くの植物や動物や魚達が住んではじめて川らしい川となる。このすばらしい自然をして生態系を永遠に保存することは人類共通の願いである」(橋本、1988, pp.112-3)

橋本氏は紫川との出会いは仕事を通してのものであったが、次第に仕事を越えて興味を抱き、「紫川を愛する会」という紫川を調査研究し、環境保全に取り組むという市民活動でも中心的な役割を担うようになっていった。

また上の記述からは、単に水質が良好であれば良いのではなく、アユをはじめとする多様な生物が自然のままに住み着いてこそ「川らしい川」だという考え方を見ることができる。特に橋本氏は、汚濁される以前の紫川の様子を文献資料や、実際にその様子を見ていた人たちからの話によって知つただけに、アユをひとつの指標としながらも、多様な生物相の見られる紫川を「本来の姿」として見ていることが読み取れる。

橋本氏は紫川やアユについての詩や和歌も創作し、活動機関誌で発表している。そのうちの1つ「紫川あゆの詩」(日高編、1992, p.303)では、アユが洞海湾の汚濁を越えて生息する存在として詠み込まれている。橋本氏にとって、アユは自分が研究を半ばで断念せざるを得なかつた洞海湾の浄化の象徴のようにもとらえられている。

紫川あゆの詩

あゆよ、香魚よ

紫川のアユよ

玄海の荒波越えて来い

鮎よ、年魚よ
工都のアユよ
汚濁の洞海越えて来い

4.5.3 「紫川を愛する会」日高秀夫氏の場合

日高氏は、北九州市にある九州共立大学で資源生物学を教えた。河川生態系の専門家として橋本昭雄氏とともに紫川を調査し、その調査結果を「紫川を愛する会」の活動でも公表していった。

日高氏は昭和 23 年（1948），徳島県徳島市で生まれた。九州共立大学赴任前は、愛媛大学で合成洗剤の主成分である Linear Alkylbenzene Sulphonate (LAS) がアユに及ぼす忌避反応を研究した。アユは極微量 (ppb レベル) の LAS を感知し、これを忌避して川を上らなくなることを室内実験によって発見した。この研究によって、東京大学から農学博士の学位を得た。研究のきっかけは、四万十川の支流である広見川に遡上するアユが激減したので、その原因を突き止めて欲しいという流域住民の要望を受けてのものだった。また、河川環境改善の指標としてアユに着目し、論文中で「カムバック・アユ計画」を昭和 62 年（1987）に提唱していた。

同年、昭和 62 年に九州共立大学に着任したが、赴任に及んでは、「夫人の話によると、北九州市の九州共立大に赴任が決定したとき、公害都市北九州では、アユの研究が不可能だろうから、何か別の研究テーマを捜す必要があると覚悟して」いた。だが、紫川にもアユが遡上しているという北九州市の広報誌に寄せた橋本昭雄氏の文章を見つけ、「『大好きなアユの研究が続けられる』と小躍りして喜んだ」（橋本昭雄，2000，「追悼論文：日高博士『紫川に殉ず』」，『かんもん北九州ファンクラブ』第 20 号）という。とりわけ、公害のイメージがある北九州市の都心部を流れる川にアユが生息しているという“落差”に衝撃を受けた。また、北九州市赴任直前に「アユ・カムバック計画」を打ち出していただけに、運命的なものを感じた。

日高氏はすぐさま橋本氏が勤務していた市水道局研究所を訪ね、互いにアユの環境科学的な意義について熱く語り合った。

翌年、橋本氏が市内で行った紫川についての文化講演会をきっかけにして、紫川を総合的に研究する市民組織「紫川を愛する会」が結成されることになった。発案したのは橋本氏だったが、日高氏もこれに強く賛同し、橋本氏、日高氏ほか 2 名が会の世話人会となつた。この会で日高氏は、研究者としてだけではなく、市民活動としても紫川のアユの生態を調査することになった。

着任当初は、調査のための資材も不十分なものであったが、春のアユの遡上やシロウオ

の産卵、秋のアユの産卵調査などを行った。また紫川での調査は授業の野外実習としても取り上げるようになり、学生を引き連れていくようにもなった。

日高氏が研究・活動に取り組む思いは、愛媛大学時代の教え子との往復書簡の中にあらわれている。九州共立大学赴任3年目の平成2年（1991）、愛媛大学時代の学生が「COME BACK AYU!」という歌を作詞・作曲して、自ら演奏した音楽テープを日高氏に送った。それを日高氏が、教え子との往復書簡とを合わせて活動機関誌で紹介している。日高氏が教え子に送った手紙には次のような一節がある。

「今は流量や水質、魚類分布といった基礎的な環境調査をやりながら天然アユの遡上する川にふさわしい景観をつくるにはどうすればよいかを考えています。紫川は都市河川の新しいモデルになりうるとおもいます。そして、アユが戻ってきた川では楽しい環境が作れる、素晴らしい街づくりができると胸を張って世界に発信できるようになるために『紫川を愛する会』を中心に取り組んでいるつもりです。回り道かどうかわはわかりませんが、それは『カムバック・アユ計画』につながっていると思っています」（日高編、1992、p.312）。

日高氏にとって紫川は、「自然と人との望ましい関係を構築」（日高編、1992、「まえがき」より）するという、自身が考える人類普遍のテーマを研究する格好の題材であったと言えるだろう。単にアユが遡上する河川というのではなく、紫川は深刻な水質汚濁を経験したかつての公害の街の中心地を流れる河川だからである。

日高氏にとっても、紫川の「本来」的な有り様として、「アユが生息できる河川」ということが想定されていた。それは日高氏と紫川との具体的で直接的なかかわりから見出されたことではないかもしれない。だが、自身の理念を検証できる重要な「場所」として、紫川の意義を見出していたことが分かる。

4.5.4 「紫川を愛する会」湯佐一郎氏の場合

湯佐一郎氏は、自動車部品の量販店を経営するかたわら、紫川の環境改善活動に取り組んだ。紫川の環境活動に取り組む人たちの中で、誰からも一目を置かれるアユ釣りの名人であり、紫川の散策と監視を日課としていた。その腕を買われ、日高研究室のアユの生態調査や、紫川のアユを食するイベントでの調達などに協力した。また、はつきりとした発言をすることから、新日鉄や市へ川のことで陳情に行く際には、必ず誘いがかかったという。「紫川を愛する会」の会長を務めると共に、自身が所属するライオンズクラブを通して活動した。

湯佐氏も他の三氏と同様、もともと紫川とかかわりがあったわけではなかった。湯佐氏は大正14年（1925）徳島県徳島市に生まれた。吉野川の下流域で育ち、池や川で遊ぶのが好きだったという。13歳で大阪に丁稚奉公へ行き、徴兵されるまで大阪の鉄鋼廠で働いた。戦後、復員した後も大阪で働くことをしたが、終戦直後の転入制限のため徳島に戻った。闇市でイモアメを作り売ったり、土方の仕事をしたりしていたが、親戚に獵師があり、そ

の人物のすすめで夏の間はアユを獲って生計を立てた。

「いとこに猟師がおってね、それで吉野川のアユ捕りをしどったわけですよ。それで割烹に納めたり。それで私に、お前も魚獲るのうまいんやから、アユ獲ってから夏の5月から10月のね、土方に行って200円や250円儲けるんやったら、アユ捕つたら日に千円くらい楽に取れるわって言ってね。事実吉野川行ってねこうチョンマゲって言ってね、こう曲がってかけるのと転がして友釣りするのとね、獲り方いろいろありますからね、その5月から11月までずっとやったことが（今も）身についてあってね」（1998年1月聴取調査より）

そんな生活を3年半ほどした後、再び大阪に出て自動車部品関係の会社で働き始めた。昭和38年に小倉へ来ることになり、昭和40年に小倉で独立し、自動車部品の量販・卸業を始めた。

大阪時代も変わらず釣りが好きで、淀川や琵琶湖、大阪城の堀などで釣りをしたが、小倉へ移ってからは紫川で釣りをよくした。しかし、このころの紫川は汚濁がひどく、たまに引き潮の際に上がってくるボラに網を打ったり、フナ釣りをしたりする程度だった。しかもそれらの大半が斑点病や尾腐れ病などの病気にかかっていた。そこで、汚濁されていなかった河口から6~7kmほどの上流域で釣りをした。また九州各地を仕事で行き來していたため、仕事先近くの川で釣りを楽しんでいた。ただ、社屋近辺の紫川の散策はしていた。社屋は清水という川から1kmほどのところにあり若い従業員らと川にでかけた。その後、片野という川からやや離れたところに移転したが、そのときも営業時間が終わると竿と網を積み込んだ車に乗って、貴船橋あたりを見回るのが日課であった。忙しい仕事の中での楽しみだった。

湯佐氏が紫川でアユと出会ったのは、昭和54年（1979）のことだという。「なにげなく水面を見ているとイナ（ボラの未成魚）でもなく、フナ、コイでもない魚の群れが、瀬の周辺にかたまっているのです。それは、大潮の満潮時の出来事でした。早々に車に戻り小魚用の投網にて採取しました。アユでした。放流はおこなわれていなかつたので海から遡上してきたアユです。当時は誰もがこの汚い紫川に、天然のアユが生息しているとは、思っていませんでした」（日高編、1992、p.132）。

昭和58年（1983）には、新日鉄の取水堰がある貴船のすぐそばに本社ビルを建て、ビルの最上階である社長室からも、仕事の合間に川を見張るようになった。川を散策する際には、自家用車に3台の望遠レンズつきカメラを載せており、決定的な場面に出くわせば、証拠として写真に残した。

湯佐氏が川で見張ったものは川でのゴミ放棄、不法な漁、不備が多い新日鉄の取水堰と魚道が及ぼすアユへの影響、そして紫川のアユの生態だった。特に紫川のアユは、吉野川などとは異なる行動をとり、そのことがとりわけ湯佐氏の関心を引いたようだ。紫川のアユは、アユ特有の縄張り意識が弱く、群れを形成する。

「吉野川のアユの縄張りは、はっきりしています。7月から9月の間は、大きなア

ユは、一尾が 2 坪から 3 坪位の縄張りをもっています。縄張りを持っているアユをチョン掛け（箱メガネで川底を見てアユを掛ける）と、友釣りで取るのが最大の楽しみになっていました。吉野川では、5 月から 10 月にかけて、風雨の時までも休むことなくアユを取り続けていました。水が濁ったときもコロガシ（四国では探りがけといった）でたくさんとれました。（略）紫川でのアユの習性は吉野川とちょっと違うようにおもいます。縄張りをあまり持たず集団生活をしているようにも見えます。アユの習性からいいますと不思議な行動です（略）紫川のアユの習性を研究すればするほど、深く入り込み興味はつきません」（同上、p.133）

湯佐氏の場合、当初は紫川に対して何ものにも変えがたい価値を見出して、関わっていたのではないと考えられる。氏の愛好する川釣りの興味を満たしてくれる河川の 1 つであり、かつ小倉に移り住んでからは最も身近な存在であったというに過ぎないだろう。しかし、河畔の散策を日課にし、またアユの遡上を知ったことで紫川への興味を増し、さらに紫川のアユが個性的な生態を持っていることを発見していく中で、紫川が独自の魅力を持つ存在として、氏の関心の対象となっていました。

4.5.5 中心メンバーの場所性と、見出される紫川のアイデンティティ

紫川での環境活動の中心となった 4 者は、いずれも最初から紫川と深いかかわりがあったわけではなかった。橋本氏を除いて、高宮氏、日高氏、湯佐氏は他県の出身である。橋本氏も北九州市の出身ではあるが、紫川のすぐそばで育ったわけではなく、市街地にでかけたときなどに橋の上から見るという程度のかかわりしかなかった。

しかし、高宮氏は釣り好きが高じて紫川のほとりに釣具店を構えたことから、橋本氏は市職員としての業務を通じて、日高氏は一貫して取り組んできたアユの生態についての研究から、湯佐氏は川釣りが好きで散策しているときにアユを発見したことから、紫川に強い関心を抱くことになっていった。関心の抱き方は、それぞれに異なっている。高宮氏の場合は、経営する会社を「育てくれた」存在として紫川を見出し、地域貢献の一環としてアユが戻る川にしようとした。橋本氏は、紫川の水質調査に市の職員として携わりながら、水質が改善した指標として市民にも理解しやすいアユに注目した。また、調べごとが好きであることから、水質とアユの生態だけにとどまらず、紫川とその周辺の環境史を紐解くことで、紫川の汚濁される前の姿を明らかにしていった。日高氏は橋本氏らとともにアユの生態調査や紫川の生態系の調査を行ったが、紫川は自身が北九州市に赴任する直前に提唱した「カムバッック・アユ計画」を検証する最良の対象だった。湯佐氏は河畔の散策を日課とするなかでアユを発見し、その様子をつぶさに観察することで紫川のアユが個性的な生態を持つことに気づいた。また自家用車にカメラ 3 台を積み込み、アユや紫川の環境に悪影響がありそうなことを毎日のように見張り続けた。

彼らの関心はそれぞれ異なりながらも、紫川に生息するアユという点で共通した。そして、そのことこそ紫川の個性であると見出すことになった。つまり、アユが生息すること

を紫川の重要な「場所のアイデンティティ」として見出していった。また、彼らは紫川が自らにとって初めから意義深い場所だったから活動を始めたのではなく、アユという紫川の場所のアイデンティティを見出したことで、紫川を意義深い場所としていった。

4. 6 小括～シンボルとしての紫川

これまで北九州市ならびに北州市民による紫川への取り組みを見てきた。北九州市では官民の連携により、公害の克服、自然環境の向上がはかられてきたとされるが、その関係はどのようなものであったと言えるだろうか。

まず、30年代の活動、50年代後半以降の活動いずれにあっても、行政と市民団体とのあいだで一部対立は見られるものの、行政は市民の要望を受け、行政にできることでその要望に応えている傾向にあり、全体としては協調的な関係であった。一般に環境保全に関する活動では、市民と行政が対立するということもままあるが、そのようにならなかつたのは、紫川に深刻な利害対立や健康被害がなかつたこと、活動のリーダーが企業家を中心としており、行政とも深いかかわりをもつていたことが考えられる。

そして、行政・市民ともに紫川が自分たちのシンボルであるという点で、同じ考え方を持っていたことも大きい。

行政、企業、市民、いずれもが自分たちにしかできないことを行い、紫川の環境の向上に一役買ったことも見逃せない。昭和50年代後半以降の紫川での環境活動は、下水道の整備が進み、紫川の水質が回復してからのものである。行政の下水道事業への努力なくしては今日の活動もなかつただろう。一方、末吉市政はルネッサンス構想、ならびにマイタウン・マイリバー整備事業によって紫川下流域の姿を一変させ、北九州市の新たなシンボルとして紫川を構成しようとしたが、高宮義諦氏をはじめとする人びとの「アユの天然遡上を復活させよう」という取り組みは、アユとそれに象徴される紫川の豊かな自然環境こそが紫川にとってほんとうに価値あることであり、そのような川こそが北九州市のシンボルとして真にふさわしいのではないかと、川の持つシンボル性について新たな視点をもたらした。

一度は市民から相手にされなくなった紫川は、水質を取り戻すとともに、それぞれの地区の住民や市民たちのシンボルとして位置づけられつつある。

[注]

- (1)北九州市企画局、1974年、p.143.
- (2)北九州市建設局紫川周辺開発室、1996年、p.55.
- (3)青年会議による河川浄化運動は対象範囲を紫川から市内全域に広げ、数年にわたって行われた。
- (4)紫川を愛する会、1992年、p.127

(5)同上, p.127.

(6)同上, p.127.

(7)1998年1月10日, 面接調査より

(8)現在では毎回1000人以上の参加者がある.

(9)2002年, 2月27日面接調査より

(10)2001年11月13日面接調査より

(11)水質汚濁防止法をもとに, 水質について6段階の基準が設けられている. BOD10mg/l以下は6ランクのうち最もランクの低いEランクで, 適応性は「工業用水3級・環境保全」である. 最も高いAAはBOD1mg/l以下で, 適応性は「水道1級・自然環境保全」, AはBOD2mg/l以下, 適応性は「水道2級・水産1級・水浴」である. また, BODとは, Biochemical Oxygen Demand=生物化学的酸素要求量の略で, 水中の有機物等が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で示した水質の指標である. 単位はmg/l. 水質が悪いほどBOD値は高くなる.

第5章

事例研究Ⅱ：山口市一の坂川における「場所」 の保存と継承

5.1 山口市一の坂川の改修工事と工事反対活動

5.1.1 一の坂川の概要

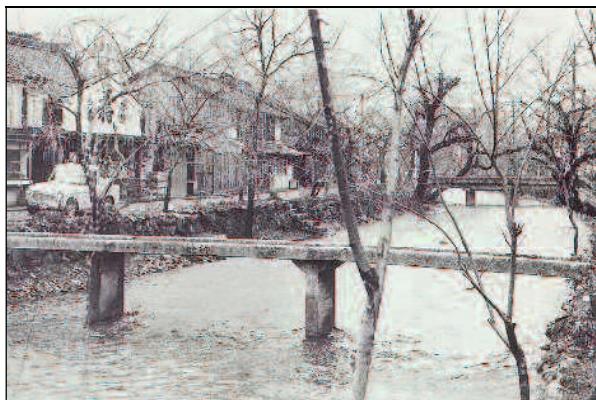


図5-1：昭和39年、改修前の一の坂川の様子
現在よりも河床が浅く、水面が近くにあった。
護岸は石積みによるものが中心だった。

〈下後河原桜螢会、2000より〉

一の坂川は山口市中心部を南へ流れ、山口県の2級河川樅野川（ふしおのがわ）に合流する、樅野川水系の2級河川である。室町時代に大内氏が一の坂川を京の鴨川に見立てて町割りをしたといわれ、山口が西の京といわれる所以となっている。「ホタル護岸」と称する護岸工事が施され、護岸や川岸に水生植物が生えやすい工夫が成されており、6月にはゲンジボタルの乱舞を見ることもできる。昭和47年に竣工したこの治水工事は、現在の「多自然型川づくり」の先駆的事例として全国的にも知られている。また、左岸の豊小路エリアには現在も当時の町並みが多く残る。川沿いには桜並木が植えられ、山口市における桜の名所の一つである。近くには山口県庁や山口市役所、高校があり、朝夕には沿道は通勤路、通学路となっている。



図 5-2 : ホタル護岸の様子



図 5-3 : コンクリートブロック工法による一の坂川

5.1.2 一の坂川改修工事と地域住民による反対活動

一の坂川は川幅が狭く、河床も浅いことから、河積断面（川の断面積で、水が流れる部分）が小さかった。そのため、1日に約 70mm 以上の降雨があった場合、一の坂川一帯に広がっている住宅地や農耕地、商店街が冠水するという水害を繰り返した。昭和 30 年から 39 年の 10 年間で毎年床下浸水の被害を出しており、そのうち 6 回は床上浸水を伴うものであった。

このように住宅地や商店街の広がる地域で毎年のように水害を繰り返すため、山口県は昭和 40 年度から一の坂川の改修工事に着手した。

「小規模河川改修事業」という国からの補助を受けた事業で、一の坂川と樅野川との合流地点から山口市後河原伊勢橋までの約 2.4km を対象として、昭和 40 年度から着工した。事業予算は 4 億 2,300 万円であった。河川沿岸は住宅地や商店街が広がっており、川幅を広げたり築堤をすることは困難であるため、約 2m 河床を掘り下げ、断面をコンクリートで固めるコンクリートブロック工 3 面張りが工法として採用された。当初の全体計画としてはホタル護岸を施す予定はなかった。

改修工事は順調なペースで下流から行われていったが、樅野川の合流地点から 1,900m ほど工事が進んだ段階で、工事未着手であった後河原地区の住民たちが、改修工事に反対を訴えた。

昭和 45 年 7 月、後河原地区の町内会は改修工事について、ホタルの生息が可能な自然石を使用することを県に申請した。その実現をめざして「古き都山口を守る会」が結成された。この会は、河川改修の未施工地域の町内会が結束したもので、その代表者らが河川改修の施工者、県、市との交渉にあたり、竣工まで続いた。

彼らは、改修工事をすることで、当時山口で生息数が減少していたゲンジボタルの生息地が失われること、石積みの護岸と近い水面、岸に生える柳や桜の並木など、それらが醸し出す風情が損なわれることを理由に、反対した。すでに工事を終えた下流域の様子を見ていた後河原の住民たちは、コンクリートブロック工法によって護岸され、古い石垣の護

岸や、岸の柳も取り除かれた川を見て、「コンクリート渓谷」と呼んだ。住民側は「のっぺらぼうな巨大なコンクリートの溝にされてはかなわない」、「2、3年に一度のちょっとした洪水くらいなら我慢しよう」という意見だった。

後河原地区での工事反対の訴えにより、改修工事は一時中断した。地元マスコミも、この工事中断を取り上げ、工事によってゲンジボタルの生息地が失われると報道した。

一の坂川の改修工事の必要性を感じていた県は、当時ゲンジボタルの研究・飼育を行っていた県農業試験場の児玉行氏に、ホタルが生息可能な護岸工事のアイディアを請い、後に「ホタル護岸」と称される護岸工法を作成し、後河原の住民たちに提示した。

新たに提示された工法では、河床は掘り下げられるが、ホタルの幼虫が生息可能なように護岸は自然石で、新たに架けられる橋も景観に配慮した欄干を採用するというものだった。しかし、そのような工法でもホタルがそこに生息できるかは分からぬとして、町内会は工事を容認しなかった。

このように県と住民側が膠着状態に陥っている最中、昭和46年8月5日から6日にかけて、台風19号が山口に上陸した。この台風により、改修工事が未施工だった後河原地区一帯で河川が氾濫し、約130戸の床上浸水を出す水害が発生した。また、この地区に架けられていた橋はすべて損壊し、石積みの護岸も多く箇所で破損した。

この台風水害を契機として、後河原地区住民の意見も、改修工事を受け入れざるを得ないというものに変化した。水害から間もない9月20日に開かれた後河原地区の町内役員会では、一の坂川の風致が保たれることを条件に改修工事を受け入れる方針が打ち出され、昭和46年10月にホタル護岸工法にて、改修工事が着手された。途中、住民側と県側の協議が持たれ、細かな部分で工事の内容に修正が加えられながら、昭和47年4月30日に竣工した。

ホタル護岸は、洪水に耐えうる強度を持つとともに、ホタルの生態に配慮した護岸工法であった。まず、河床を約2m掘り下げ、川の側面をコンクリート打ちする。これによって河積断面と洪水に耐えうる強度を確保した。それから側面のコンクリートを覆うように、自然石を積み上げ、石積みの隙間に土を埋めた。そのままでは流れが急でホタルが流れてしまうので、川底に蛇行する小川をつくり、段差をつくってさらに木杭を打った。これにより流れを緩やかにした。さらに、ホタルは影を好む生態であることから、河川敷や沿道に草を植え、植樹をし、川面に影が落ちるようにした。

この工法は、当初の改修事業の一部計画見直しとして、当時の旧建設省に県河川課が申請した。従来の工法に比して1.3倍の費用がかかるものであったが、県は再三掛け合い、事業の許可を得た。

47年春に基本工事が終了すると、さらに、河川課職員と地域住民が護岸の石積みの隙間に土を埋めたり、ホタルの幼虫の餌になるカワニナを榎野川から採取して放流したりした。そして、昭和48年に農業試験場で飼育していたホタルの幼虫10万匹を放流し、昭和49年に事業全工程が完了した。

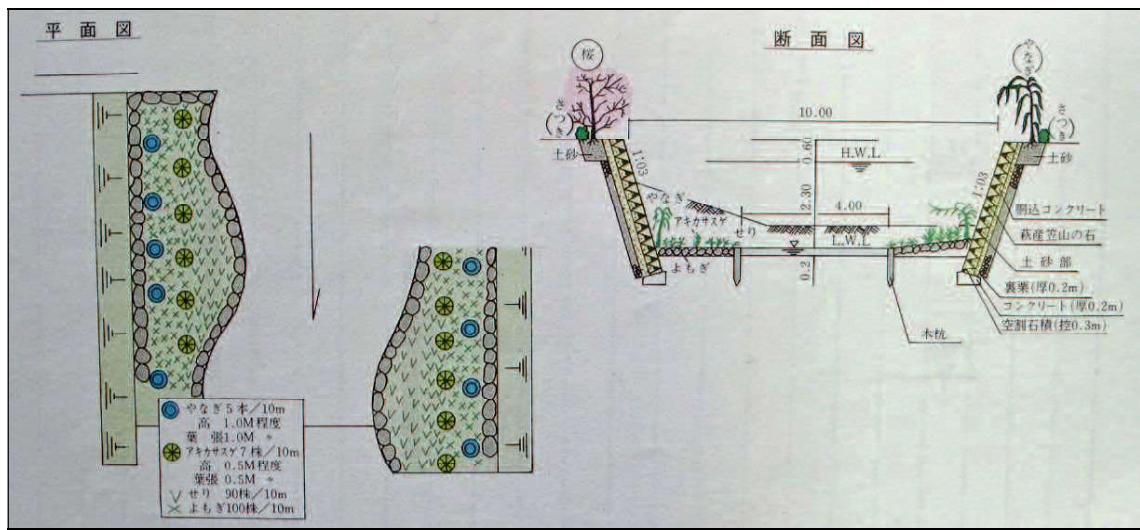


図5-4：ホタル護岸平面図ならびに断面図。流速を抑えるため、蛇行する小川が作られた。また、ホタルの生態と、改修前の景観に配慮して川岸、河川敷に多数の草木が植えられた。

(山口県河川課資料より)

5.1.3 「古き都山口を守る会」と改修工事反対の理由

一の坂川をめぐる住民の活動は、改修工事の反対活動以前から取り組まれていた。昭和39年に山口国体が開催されたのを機に、一の坂川流域の13町内会が連携して、「一の坂川をきれいにする会」が発足し、河川清掃などの美化活動が行われた。また昭和41年には、農業試験場で飼育されていたゲンジボタルの幼虫が放流され、翌42年の初夏にはホタルが多数発生し、マスコミにも取り上げられ、地域外から見物に訪れる人也有った。放流は地域の町内会と試験場で行った。その年、後河原地区の町内会は県に対して、一の坂川の風致を損なわない改修工事をするよう申請した。

「古き都山口を守る会」は、昭和45年7月、改修工事未施工地区の町内会から、町内会の役員と有志をつけて発足した。この会が、工事施工主である県との折衝に、工事完了まであたった。町内会を基盤とした会であり、組織の母体は地域住民であった。活動の主たる目的は一の坂川の改修工事を阻止することにあった。

一の坂川の風致・風情が失われるとして、「古き都山口を守る会」が改修反対にあたりこだわった点は、主に以下のことであった。①河床を深く掘り下げないこと、②自然石護岸を壊さないこと、③ホタルが絶滅するため護岸や川底を掘削する工事はしないこと、④川岸や河川敷に植わっている柳などの植物を伐採しないこと。後河原の住民たちは、ホタルの保全だけにこだわったのではなく、ホタルを含む一の坂川の全体的な風情が保全されることにこだわっていた。

「古き都山口を守る会」は、一の坂川護岸工事に反対するための会であったが、単純に河

川改修工事の反対を訴えるのではなく、当時、日本の各地で展開されつつあった歴史的環境保存運動を参考にしていた。一の坂川界隈は大内文化の風情を今日につたえる貴重な文化資源であり、これを文化財指定として保護する必要性を山口市内外の人々に訴え、会の活動への賛同を得ようとしていた。

当時の会員募集を募るパンフレットには、次のようにある。

「柳と桜の古木を織り交ぜて、ホタル飛び、カジカ鳴く後河原の清流これが日本中に他に例のない、県庁の前を流るる一の坂川、大内文化、七百年の歴史を古色蒼然たるムードの裡に残す、史蹟と景勝、京都の 15 分の一の小規模であります。此の古き都の西の京、山口市を先ず地元市民の一人ひとりが、モット大切に此の古き文化の化石と、維新発祥の史跡、名称を改めて見直しましょう。囃子に住んでは木を見て、森を見ず、況してや靈山の全貌を見落としてはなりません。山口市民の善意と詩情を盛り上げて、此の古き歴史の化石群を大切に保存育成のため立ち上がりましょう」（昭和 46 年 1 月 12 日付け『山口時報』より）

また、保存地区は一の坂川界隈だけではなく、萩、津和野、防府は山口を中心にパークロードで、車走 40 分で快適に結ばれている。これに完工と科学の宝庫秋吉台から青海島、長門峡を抱える広域山口の中心地区を、国の特別文化財指定地区として文部省文化庁に認識してもらうべく、地元市民の啓発と、中央への陳情を進めるのが古き都山口を守る会の主旨であった。

中流域の中河原町あたりまで工事が進んだ段階で、中河原町に隣接する後河原地区の住民たちが工事反対を山口県に訴えた。後河原超を中心とする沿岸 6 町内の有志で「古き都山口を守る会」が結成され、県への陳情、ローカル紙を通じた工事反対を訴える PR が行われ、工事竣工まで続いた。

「古き都山口を守る会」は、昭和 45 年 7 月、改修工事未施工地区の町内会から、町内会の役員と有志をつけて発足した。この会が、工事施工主である県との折衝に、工事完了まであたった。この会は、町内会を基盤とした会であり、組織の母体は後河原地区の住民である。活動の主たる目的は一の坂川の改修工事を阻止することにあった。

一の坂川の風致・風情が失われるとして、「古き都山口を守る会」が改修反対にあたりこだわった点は、主に以下のことがあった。①河床を深く掘り下げないこと、②自然石護岸を壊さないこと、③ホタルが絶滅するため護岸や川底を掘削する工事はしないこと、④川岸や河川敷に植わっている柳などの植物を伐採しないこと。後河原の住民たちは、ホタルの保全だけにこだわったのではなく、ホタルを含む一の坂川の全体的な風情が保全されることにこだわっていた。

すでに工事を終えた下流域の様子を見ていた彼らは、コンクリートブロック工法によって護岸され、古い石垣の護岸や岸の柳も取り除かれた川を見て、「コンクリート渓谷」と呼んだ。彼らは「のっぺらぼうな巨大なコンクリートの溝にされてはかなわない」、「2、3 年

に一度のちょっとした洪水くらいなら我慢しよう」という意見であり、この見解が県に対する地域の総意となった。

当時、工事反対活動の中心的なメンバーであった金本利雄氏（表具師。当時は町内会の文化部長だった）は、「後河原の町民は川でうぶ湯をつかい、子どもたちはよく水遊びをした。そんな愛着の深い川の改修など、どんな工法でも絶対に賛成できなかった」（毎日新聞平成6年9月14日）といい、県の職員として改修工事に携わっていた伊藤勤一氏は「当時は、私たちが改修の必要性を訴えても、町内会側は耳を貸すような状況ではなかった」（同上）という。

その後、改修工事は一時中断し、山口県は住民側にホタル生息を可能にする工法（後に「ホタル護岸」と称される）を提示するも、住民側はこれを拒否し、両者は膠着状態に陥った。

その最中、昭和46年8月5日から6日にかけて、台風19号が山口に上陸した。この台風により、改修工事が未施工だった後河原地区一帯で河川が氾濫し、約130戸の床上浸水を出す水害が発生した。この地区に架けられていた橋はすべて損壊し、石積みの護岸も多くの箇所で破損した。また、川岸のヤナギやサクラの樹木も多くが流失してしまった。

5.1.4. 県河川課の改修工法の変遷

これらの改修反対の趣旨は県のほうにも伝えられ、最初の住民説明会が持たれた昭和45年10月から、翌46年8月の水害後に「ホタル護岸」という方針が打ち出されるまでの10ヶ月の間に、県は3つの工法を住民側に提案している。

昭和45年10月の最初の住民説明会で県が提示した工法は、住民側が残した当時の資料によれば、下流地域で施工されたものと同様のコンクリートブロック工法、いわゆるコンクリート3面張りの工法であった。一方、県に残されている資料では、このとき提案されたのは「根継ぎ工法」であるとされる。根継ぎ工法とは、既存の護岸を残す形で、河積断面を確保できるよう河床を掘り下げ、掘り下げた部位については新たに護岸を施す（一の坂川の場合はコンクリートで）という工法である。元河川課勤務の県職員の説明によれば、この工法を用いれば、自然石を用いた護岸と、沿道の樹木は損なうことなく洪水に対応した改修を施すことができるという（2010年11月8日聴き取り調査より）。住民側と県側とで記録に違いが認められるものの、河床を深く掘り下げ、掘り下げた部分についてはコンクリートで固定するという点で、いわゆる3面張り工法と同じであり、住民側には下流地域同様「コンクリート渓谷」と同じものに看做されたかもしれない。いずれにせよ、住民側はこの説明会で提示された案を拒否し、工事を承認しなかった。

県側は引き続き改修工事を行うために住民への説得を続け、昭和46年6月に新しい案を住民に提示した。そのときの新案を報じている昭和46年6月25日付の『山口時報』によれば、その工法は、河床は掘り下げるもののホタルが生息できる「小川を別に用意する」というものだった。この工法も住民側によって拒否された。

昭和 46 年 8 月に水害が生じた後は、既存の護岸も多くが破損し、架かっていた橋もすべて流されたため、住民側も改修反対を訴えることはなかった。また県側も早期の改修工事の必要に迫られた。県側は 3 つの案を提示した。①水面から上の護岸は自然石にするというもの、②途中に段をつくるように掘り下げ、その段にホタルが生息できる小川をつくるというものであったが、この両案は破棄され、第 3 案の現在のホタル護岸の案が採用された。

県は住民側との交渉過程で、一の坂川改修工事の工法を複数提示した。あくまでも洪水の危険性を減らすために、河積断面を確保する方向性には変化はなかったが、住民側の意向を反映させようとするものだったことがわかる。

5.2 地域住民と一の坂川とのかかわりと「場所」

大殿地区、とくに後河原地区の地域住民は、多少の安全性を犠牲にしてでも護岸改修に反対を主張した。それは改修前の一の坂川が有していた風情を誇りとしていたからであり、また一の坂川との密接なかかわりがあったからだった。以下では、聴き取り調査、文献調査から得られたデータをもとに、地域住民がかつて一の坂川とどのようなかかわりを持っていたかを明らかにする。なお、登場するのは以下の人物たちである。

H 氏 : 60 代男性。一の坂川沿いで餅屋を営む

M 氏 : 60 代女性。一の坂川沿いの醤油屋で生まれ育った。醤油屋の女将。

O 氏 : 60 代男性。大殿地区で生まれ育つ。山口大学文理学部生物学研究室に所属していた。昭和 43 年に就職により山口を一時離れる。現在ホタル飼育に従事する市の非常勤職員。

金子勇氏 : 故人。一の坂川沿いで染物屋を営んでいた。反対運動時は 50 代。「古き都山口を守る会」のリーダー的存在の 1 人だった。

金本利雄氏 : 故人。一の坂川沿いで表具屋を営んでいた。反対運動時は 40 代で、後河原町内会の文化部長だった。

5.2.1. 生活用水としての河水の利用

一の坂川の河水は、時代によって用途は異なるものの、生活用水として様々に利用されていた。

一の坂川に面して店舗を構える老舗餅屋を営む H 氏によれば、改修前は沿道から水面までの距離が現在よりもずっと近く、夏場には川の水を沿道から柄の長い柄杓ですくい、暑気払いのために道に散水し、打ち水として利用していたという。

より日常的な利用法としては、産湯、食器洗い、洗面など、衛生に関するものにも使われていた。金本氏は、ローカル紙『山口時報』に一の坂界隈についての随筆を連載してい

たが、そのなかである女性が語ったことを紹介している。その女性は後河原地区で生まれ育ち、一の坂川の産湯をつかったと自慢しており、「昔の後河原は、そりやきれいでありました。私はこの水で茶碗を洗ったり菜っぱを洗ったりしたもんよ」と語ったという。また金本氏自身も「私も戦後間もない頃、この河の上流で髪をくしけづっていたお年寄りを見たことがある」(『山口時報』昭和 54 年 4 月 21 日付) と記している。

現在の一の坂川では見ることのできない光景だが、かつては河水も現在より美しく、生活用水として利用され、より深く人々の日常にかかわって川が存在していたことが分かる。一の坂川の河水の良質さは、染物などの工芸品にも利用された。H 氏同様に、かつて川沿いに染物屋を営んでいた金子氏は、「後河原は水がきれいありますからう。洗濯と染物屋を開業するには最適でございました」(金本利雄, 『山口時報』昭和 54 年 4 月 28 日付) と語っている。直接河水を利用するのではなく、井戸水の利用であるが、一の坂川界隈には造り酒屋や醤油屋が複数ある。現在でも製造しているところは少ないが、これも一の坂川の河水が良質であったことの裏付けとなるだろう。

河水の日常的な利用のため、護岸には川底へ降りるための階段である「汲路 (くみじ)」が多数設置されていた。改修工事にあたり、地域住民側からは「汲路」の設置も山口県に要望が出され、現在は「ホタル護岸」工事が施された 570m の区間に、両岸合計 24 の汲路が設置されることとなった。どのような基準により短い区間にこれだけの数の汲路が設置されることになったのか、現段階では資料や証言を得ることはできなかったが、改修後も川とかかわりたいという地域住民の強い要望があったことがうかがえよう。

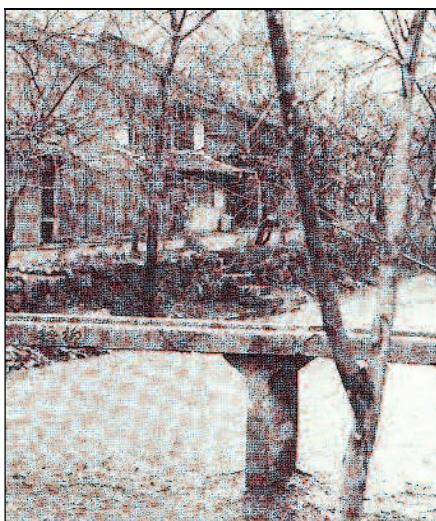


図 5-5：昭和 39 年 改修前の「汲路」
手前の橋の奥に見える階段状のものが汲路



図 5-6：現在の「汲路」

5.2.2. 一の坂川の風情

大殿地区には、大内氏時代において、加茂川に見立てられ城下が築かれたという逸話が地域に残されている。改修前には存在した川岸から生えるヤナギ、沿道のサクラ並木、石積

みの護岸がつくりだす風情を、地域住民は大内時代の栄華をしのばせるものとして誇りにし、愛でていた。

表具師でもあった金本氏は、有志をつのり『蒙談』という文芸同人誌を発行していた。『蒙談』に氏は毎号原稿を寄稿していた。そのなかで、過去 10 数年分の年賀状を紹介する隨筆がある。それによれば氏は、毎年漢詩を添えた年賀状を出していたが、平成元年のそれには、一の坂川の雪景色を水墨画の題材として知られる瀟湘八景中の『江天暮雪』の詩になぞらえて漢詩を書いたと記している。

雪中聽馬蹄

北風	吹下	鳳便嶺	北風、吹き下す、鳳便の嶺（いただき）
寒水	潛流	一坂川	寒水、潛流す、一の坂川
橋頭	凍滑	馬蹄乱	橋頭、凍滑（とうこつ）して、馬蹄乱れ
雪塙	欄干	白翻々	雪は、欄干を塙（うづ）めて、白翻々（はくへんぺん）

平成庚午元旦（一九九〇）

「私の家の近くの鴻東橋は、もと石橋であった。雪に凍りついたその石橋のたもとに荷馬車がよく通りかかった。粉雪の散る中を、足踏みする馬の蹄の音に交って、『どう、どう、どう。』という声がして、しばし荷車が立往生する。その後で、かけ声と共に一気に橋を通り過ぎてゆくのが、ちらつく雪の間から見えたものであった。有名な中国の瀟湘八景中の『江天暮雪』の詩も、このような情景であろうかと思ったものである」（金本 1990：146）。

平成元年に書かれた漢詩は、平成元年当時の様子を詠んだものではない。改修工事が行われた昭和 40 年代後半には、山口市内にはまだ荷車を引く馬車が走っていた。つまり、詩に描かれた光景は昭和 40 年代かそれ以前に金本氏が見たものであり、改修工事以前の一の坂川の様子を風情あるものとして、雪景色の美しさとその懐かしさを詠んだものとなっている。その情景を、『江天暮雪』になぞらえるのは表具師ならではと言える。金本氏は改修工事反対活動にも参加し、平成に入って後河原地区にマンション建設設計画が持ち上がった際にも反対活動を展開したが、氏の動機には一の坂川をかけがえのない文化的な存在として見てきたことが分かる。

また、金本氏と同様に改修工事反対活動に名をつらね、染物屋を営んでいた金子氏は、改修工事以前、地域住民から慕われていた樹齢 400 年のヤナギの老木が、工事の都合上伐採されたことを思い返し、次のように語っている。

「新芽のころには、新しく伸びた柳の枝が川面に垂れてゆらゆら揺らぎ、それは何とも言えない景観でした。それに、この老木はカササギが巣を作るほど大きく、馴染みが深かつた。伐採は、自分の身を切られるようにつらかった」（毎日新聞平成 6 年 9 月 17 日付）。

ヤナギの老木について、これだけは何とか残せないかと河川課にかけ合ったが、許可されなかった。伐採時には数人が集まってお別れ会をし、記念撮影をした。さらに切り倒されたヤナギを近くの製材所に運び、厚さ 10 センチほどに輪切りにしてもらい、付近の住民に配ったという（同上）。

ヤナギの老木は、実際に染物屋として河川を利用していた金子氏にとって、有用なものというわけではない。しかしこのヤナギの老木が切られることは「自分の身を切られるようにつらかった」と語っており、老木をいわば自らの身体の延長上にあるかのような親密さをもってとらえていることが分かる。ヤナギの老木自体は、一の坂川以外の場所にもあるだろうが、一の坂川にあるヤナギの老木は1本限りであり、金子氏にとってそれはどのようなヤナギにも取り替えることのできないものだったのである。また、この老木が金子氏にとって、一の坂川という場所の経験を集約するひとつにもなっていたと考えられよう。



図5-7：柳の老木との別れを惜しむ記念撮影
(下後河原桜螢会編, 2000)

5.2.3 小動物と遊び～ホタル・ゴリ・モクズガニ

現代では一の坂川は山口市内におけるホタルの名所と位置づけられているが、昭和40年代に樅野川が改修工事をされるまでは、市内のホタルの名所は樅野川と一の坂川との合流点よりも少し上流にある鰐石橋（わにいしばし）のたもとや、姫山のふもとを流れる用水路であって、「一の坂川=ホタル」という図式は存在しなかった。筆者の地元住民への聴き取りからも、60代以上の世代からは、かつては一の坂川はホタルの名所ではなく、ホタルを見るならば鰐石橋へ行ったという証言を得ている。

しかし、樅野川の改修工事が進む過程でホタルの生息場所は失われていき、おのずからホタルがまだ残っていた一の坂川が、ホタルの名所となっていったようだ。一の坂川の改修工事数年前に、試験的に一の坂川にホタルの放流が始まり、それがマスコミなどに取り上げられるたことも大きく影響している。

改修以前の一の坂川には多様な小動物が生息しており、それらは周辺に住む子供たちのよき遊び相手だった。ゴリ、ドンコ、モクズガニ、ハヤといった生き物もいた。

・ゴリ・ドンコ

M 氏：近所のみんなで川でよく遊び、ゴリをよく捕まえていた。「ドンコがおったら嬉しいですよね。ゴリよりちょっとこれくらい大きいんですよ。それが捕れたうれしいです。めったにいないんです」。ゴリは食べずに捕るだけ。

O 氏：一の坂川でよくゴリを捕って遊んだ。捕まえたゴリは「ゴリ汁」「卵とじ」で食べることがあった。

・モクズガニ、ハヤ

M 氏：モクズガニもたくさんいて「すごかった」。それを近所の若者や、醤油屋に住み込みで働いていた「若い兄ちゃんたち」が網を張って捕り、つぶして味噌にしたりして食べた。ほかに、住み込みで働く「若い兄ちゃんたち」は夜に起き出して何匹もコイを捕まえたり、大水の日にはハヤが家の前の川にも現れるので、それを祖父が捕っていた

5.2.4 子供の遊び場

一の坂川は、日常的な子供たちの遊び場でもあった。M 氏によれば、やや上流の方では川をせき止めた場所があり、そこで水浴びもしたという。そして「ずっとこれ（川）に沿って遊んでましたからね。（略）やっぱりもうここで遊ぶのが多いですよね。川が遊べるでしょ？ 友達が来たら川に入ったり。で、うちはお醤油屋やってたからみんな遊びに来るんですよ。中に、かくれんぼやってみたり。男の子とかみんな遊びに来てね、珍しいでしょ大きな樽があったり。かくれんぼができるんですよ（笑い）で川もあるしね」（2011 年 11 月 6 日聴き取り調査より）と当時のことを楽しそうに語った。

この一の坂川のほかに、近隣にある龍福寺の境内、亀山公園を結ぶライン上が子供たちの遊び場だったようである。亀山に上ると、一の坂川で遊んでいる友人の様子が見えたと言い、そこから川にいる友人に向かって大きな声で呼んだりすることもあったという（図 5-8～9）。

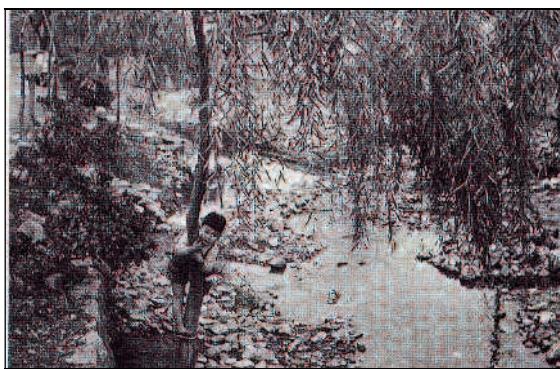


図 5-8：昭和 36 年頃

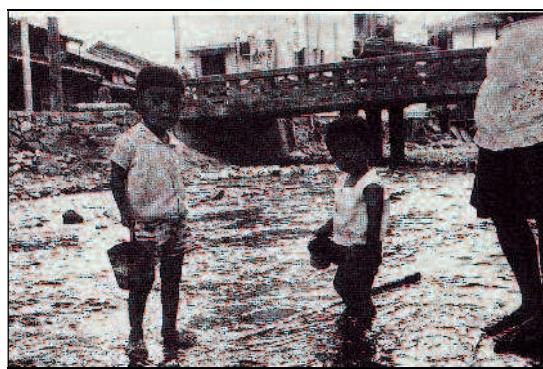


図 5-9：昭和 42 年頃

5.2.5. タ涼みと住民同士の交流

一の坂川の沿道は、住民同士が憩い、交流する場所であった。代々造り醤油屋を営む M 氏は、自らが子供のころを思い出してこう語った。「昔は砂利道で車も少なかった。みんな今の花壇の辺りに縁台をあちこち出して、夕方から夕涼みをしていた。うちも醤油屋をやっていて若いお兄ちゃんらで威勢のいいのがいたので、みんなここで将棋を指したりした」(2011 年 11 月 6 日聴き取り調査より)。

またこれは改修工事後のことになるが、醤油屋からは少し下流にあり、ホタル護岸工法が始まる手前辺りに店を構える餅屋の H 氏は、近所の青年が集まって、酒を酌み交わしながら交流していた様子を語ってくれた。今から 30 年くらい前の、H 氏が 30 代だったころ、「夜は夕涼みがてら橋の上で一杯やっていた。近所から 7、8 人は集まってきていた。3 年くらいは続いただろうか。ただ、奥さんたちから子供に悪影響であるという意見が上がつてやめることになった。そのころは町内に若い人が多かった」(2009 年 12 月 1 日聴き取り調査より) という。

近年では見られないが、車の交通量が少なく、児童が多く住んでいた時代には、川の沿道で夏休みのラジオ体操が行われたりしていた。



図 5-10：大正 14 年葬儀の様子

(下後河原桜螢会編, 2000)



図 5-11：昭和 35 年夏休みのラジオ体操

(下後河原桜螢会編, 2000)

また、いつのことであるか確認はとれなかったが、川底に櫓を組み、盆踊りが行われたこともあった。



図 5-12：川底に組まれた櫓

(藤井宏志, 1988, p. 119)

改修工事以前から、川辺に住居や店舗をかまえる住民にとって、川沿いの沿道はただの道ではなく、住民同士が交流するコミュニティ・スペースでもあった。

5.3 ホタル護岸後の一の坂川と地域住民の関わり

ホタル護岸が施行された後、それで地域での活動が終わったわけではなかった。現在に続く、ユニークな取り組みが行われている。

1つは、ホタル幼虫の飼育活動である。山口県農業試験場が行っていたホタルの幼虫飼育とその放流は昭和57年に終了し、3年ほど途絶えていたが、昭和60年以降、地域が主体となってホタルの幼虫を育て放流する活動に変わり、継続している。

昭和61年、地元の大殿小学校で3ヶ年の学内研修が計画されたことがきっかけとなった。社会科教諭と理科科教諭が責任者となった。テーマは「地域に開かれた学校」として、ホタルの飼育を学校で行うこととした。ホタルを学校で子供たちとともに育てることで、社会科面からはホタルと一の坂川のかかわりの歴史を学び、理科面からは生物と環境についての理解を深めることを目的とした。当初は小学校内でホタル飼育をする予定だったが、設備的に学校内でのホタルの飼育は難しく、また継続が難しいということから、地域社会との連携・協力を前提に、研修プログラムが組まれた。ホタルの飼育場所は、一の坂川から歩いて数分のところに、造り酒屋の跡地があり、そこに残されていた土蔵を利用することになった。昭和62年から飼育と放流を開始した。この活動は、「コミュニティ研究会」と銘打って行われた。

3年間の学内研修が終わると、学校で行っていた飼育活動の主体は地域に移り、平成3年には「大殿ホタルを守る会」が発足した。これは後河原地区の6町内会長、商工会、公民館、大殿小学校、造り酒屋跡地にできた「山口ふるさと伝承総合センター（以下、伝承センター）」という文化施設などから構成される。会の代表は6町内会長の中から選出される。

「大殿ホタルを守る会」の飼育・放流活動は、山口市と共同で行われており、幼虫ホタルの飼育は市文化財保護課の委託事業として、伝承センター内に飼育専門の非常勤職員が置かれている。現在の非常勤職員は、公民館長と会長からの打診を受けた、伝承センター近くに住む生物学の知識がある人物である。地域住民は、6町内会合同の一の坂川一斉清掃に取り組む。また、幼虫の餌になるカワニナは大殿小学校の児童が、学年ごとの当番制で採集する。10月には学校行事として子供たちが幼虫の放流を行う。



図 5-13 : ホタル放流会の様子



図 5-14 : ホタルの幼虫を見る小学生と解説する飼育員 0 氏

もう 1 つの活動は、青年会議所と地域社会が協力して、一の坂川と堅小路界隈を会場として催す「アートふる山口」というイベントである。これは平成 8 年から始まったもので、山口青年会議所社会開発委員会が中心となり事業を立ち上げた。地域社会へ協力を呼びかけ、実現した。イベントに賛同する地域住民が、自宅の一部を公開し、その家の「お宝（その家に伝わる古い生活雑貨や美術品、写真など）」を一般に披露する。15 年継続して開催されており、一般家屋をギャラリーにすることは変わらないが、近年では絵画や工芸を趣味としている人が、ギャラリーになる民家の住人と知り合いになって自分の作品を展示するなどしており、イベントの性格は少しづつ変化している。



図 5-15 : アートふる山口の様子
玄関で美術品を公開している。



図 5-16 : ホタル護岸の河川敷に竹製の灯籠を立てて、キャンドルを灯す。（写真は昼間撮影）

アートふる山口において、ホタル護岸の河川敷に竹製の灯籠を立て、キャンドルを灯そうとするものである。他にも、古民家を改修した常設ギャラリーが中心的なスポットになるなど、この地域独自の景観や地理的要素を活かしたイベントづくりが取り組まれている。

この 2 つの活動は、改修工事反対活動を行った人々が直接的に携わったものではないが、いずれも、ホタルの生息を維持しようしたり、一の坂川の町並みを活用したりするものである。すなわち、一の坂川周辺の地理的な特異性を維持し、活用するイベントである。

これらは、河川管理の継続性、河畔空間の利用という観点から非常に興味深い事例である。

5.4 小括

改修工事をめぐる行政と住民との対立した背景には、一の坂川に対する認識の相違があった。行政は当初、一の坂川をコンクリートブロック工法での改修を計画していた。これに対して住民側は工事反対を主張し、両者は対立した。

住民側の要請は、河川を利用できる状態にしてほしいという単なる利便性の追求とは異なるものだった。彼らは岸に並木をつくるヤナギやサクラ、天然石の護岸、川に生息するホタルを残してほしいと訴えた。住民が守ろうとしたのは、自分たちの生活の一部として組み込まれていた一の坂川であり、また住民と川とのかかわりの積み重ねで形成されてきた風情であった。すなわち、一の坂川の「場所のアイデンティティ」を守ろうとするものだった。

反対活動は、地元住民を「古き都山口を守る会」という組織をつくることになった。この会は地元町内の人々で構成されていた土着的な組織と考えられるが、保存と工事凍結を訴えるだけではなく、観光資源としても一の坂川界隈は意義があると主張し、支持者を増やそうとした。この活動が起こった 1970 年代初めには、鎌倉の町並み保存を始めとして、日本各地で歴史的景観の保存を訴える活動が高まった時代であり、それらの活動を参考にしたものと思われる。しかし、小樽運河保存運動の初期のように、純粹に保存のみを訴える活動とはならなかつたことは、この地域で後に行われるようになった「アートふる山口」などの取り組みに影響しているといえるだろう。

行政が住民の意向をかなり早い段階からくみ取ろうとしていた点も、特徴である。ホタルの生息や景観への配慮も盛り込んだ工法を、比較的短い時間で住民側に提示する場を設けている。このように行政が住民に歩み寄る態度を見せたのは、一の坂川が県庁のすぐそばを流れる河川であり、いわばお膝元であったことも影響しているであろう。地域の事情を管理側がくみ取りやすい条件にあったと言つていいだろう。

近年の「大殿ホタルを守る会」などの活動も、基本的には土着的な地域組織を基盤として取り組まれている。「アートふる山口」というイベントや、一の坂川界隈に民家を再生して商店にする動きでは、外部から新たな人の流入も見られるが、大勢として地域密着の人的資源によって支えられている。市民の散策路となるなど、部分的に非地元民にも開かれた空間でありながら、その場所性を支えているのは地域の人々であることが、一の坂川界隈の特徴である。

第6章

結論

6.1 事例の比較分析

ここでは、紫川と一の坂川、そして先行研究として取り上げた小樽運河の事例を取り上げ、3事例を「活動主体」「行政との対応」「場所性」の観点から比較を試みる。

①活動主体

紫川の環境活動で中心となったのは、それぞれの関心から紫川に興味を持った人々であり、必ずしも河川のある地元に根ざしているわけではない、ボランティア精神から活動を始めた人々だった。しかし、地元に根ざさない者たちだけで河川の美化活動を行うことは限界があり、高宮義諦氏は沿岸の自治校区の会長らを訪ね、紫川にアユが遡上していること、またそれがこの地域にとってどれだけ貴重な財産であることを訴えた。一方で、紫川に多くの市民に関心を持ってもらうため、「鮎を呼び戻す会」「愛する会」はアユ釣り大会やハゼ釣り大会を開催した。

地域住民と非地域住民の市民とが協力して、河川美化活動への取り組みが本格化したのは、活動のリーダー格だった高宮義諦氏が亡くなった後で、その子息である俊諦氏が義諦氏の遺産を基に環境財団を設置し、環境財団の事務局が連絡調整をはかる「M-CAP 連絡協議会」が発足してからである。

つまり、紫川での取り組みは、当初は一部の有志がボランティア精神から初め、やがて地域社会を巻き込むかたちで発展していった。

一の坂川では、山口県が実施しようとした河川改修工事に地元住民たちが結束し(「古き都山口を守る会」)、反対を訴えた。彼らは工事反対に多くの支持者を得るために、一の坂川が大内氏が築いた城下町の名残をとどめる文化資源であるとともに、観光の名勝としても価値のあるものだとアピールした。しかし、実質的な活動は地元住民で行われ続けた。河川改修後、地元小学校や山口市の協力を得ながらホタルの飼育放流が続けられ、町内会・地元商工会・小学校など地域に既存の組織が参加して「大殿ホタルを守る会」という活動へと発展していった。ここでもやはり、地域密着の性格は変わっていない。とくに、「大殿ホタルを守る会」までは、会工事反対活動に取り組んだ世代が、町内会の運営において現役で取り組んでいた。また平成に入ってからは「アートふる山口」というイベントが、大殿界隈を会場に開催されている。このイベントは山口市の商工会やJCが中心となり、地域社会を巻き込んで行われた。このイベントスタッフも、近年では実施委員会制に移行し、地域の人たちによって成立している部分が大きい。このイベントは観光的なイベントでもあり、商工会が積極的に取り組んでいる。

一の坂川では、土着の地域住民や組織が活動に取り組み、後に一部は地域外部のボランティアの人々も加わるようになったが（アートふる山口）、基本的にはローカル単位での取り組みが一貫していると言えるだろう。

小樽運河の場合、市による港湾施設の取り壊し、運河埋め立てに対して、関心を寄せる地元の人々が保存訴え、陳情・署名活動を始めた。その後、活動は停滞するが、UターンやIターンで小樽に住むようになった者たち、また大学で建築や都市計画を学んだ若者たちがボランティアとして参加するようになり、活動は活性化した。さらに、10万人近い署名が集まると、さまざまな政党や活動家など、小樽運河への関心が怪しい者たちも参入するようになった。

小樽運河は、地域に根ざした地元の人々によって活動が始まり、その後、あまり地域に根ざさない人々が参加し、活動の主導権もその人たちに移っていった。

このように整理すると、規模の大きな都市である北九州市の紫川と、小樽市の運河とは、いずれも地域に根ざさないボランティアの人々と、地域に住民との混成が活動主体になっていたことが分かる。紫川も小樽運河も、空間としては大きな規模を持ち、そこにかかわる人が多いからこそ、このような主体が形成された。しかし、小樽運河では多くの支持者を集めしたことから、小樽運河の保存にあまり関心のない人々まで招き入れることになり、結果として運動が分裂するという事態に至った。

一方、一の坂川は、終始土着の組織や住民が活動の基本的な主体となっている。沿道が散策路になっていたり、小さな観光イベントが開催されたりして、地域外の人々にもアクセスが開かれた空間になってはいるが、問題となっている空間の規模が小さいこと、またこの周辺が古くから住む人が多い住宅地であることも影響しているであろう。

「場所」の保存や創造をめぐる活動であっても、その「場所」の規模などの物理的条件や、その「場所」をとりまく社会的条件によって、活動主体は異なることが分かる。

②活動と行政との関係

紫川の場合、「鮎を呼び戻す会」「愛する会」は、河川管理者である北九州市と、時には対立し、時には協調的であった。しかし全般としては深刻な対立があったわけではない。対立した点は、北九州市が打ち出した「マイタウン・マイリバー構想」の計画案であった。北九州市は当初、当時流行の”ウォーターフロント”の影響が色濃い計画を打ち出し、紫川の河口域に堰をつくって水を堰き止め、遊覧船を河口域で運航して市民の感興の場となることも狙っていた。これに対して、特に「愛する会」は市の構想の是非を問うシンポジウムを開催し、その場で紫川がアユが遡上する渓流であることを訴えるなど、自分たちが考える紫川の「場所のアイデンティティ」を主張した。また「鮎を呼び戻す会」では、紫川で開催された鮎の友釣り大会に当時の市長を招くなどし、紫川とアユの関係を理解してもらうよう努めた。

その後、製造業の不調から新たな産業と、当時まだ強くあった「北九州市=公害の街」

というイメージを払拭することが市の課題でもあったことから、アユの遡上する紫川は「大都市を流れる清流」という位置づけを市もするようになり、マイタウン・マイリバー構想にもそれは反映された。河口域の河畔に、地下から紫川の様子を観察できる水族館を設置し、その設置委員会には「愛する会」「鮎を呼び戻す会」のメンバーも名を連ね、意見が求められた。また、「M-CAP」成立後は、北九州市が河川での工事をする際に、事前にM-CAP事務局に相談し、工法の修正が行われるようになつた。これは、M-CAPが紫川やアユの生態を調査し、その専門的な知識を持っているからでもあるだろう。

一の坂川の場合は、地元住民と河川管理者である山口県とが、当初において鋭く対立した。地元住民の反対を受けて、県は工法を修正した「ホタル護岸」の案も提示するが、地元住民で組織した「古き都山口を守る会」は、頑として了承しなかつた。結局、保存を訴えた天然石の護岸や沿道の樹木は、台風による水害で多くが破損して失われてしまい、「ホタル護岸」が施工された。この工事には、反対活動中に住民から件のほうへ示された希望が、可能な限り反映されていた。工事終了後、県の職員は休日を返上して、ホタルが生息できるように石垣の間に土と草を植え、他の河川からホタルの幼虫の餌になるカワニナを採取して散布などしたが、これには地元の人々も参加し、ともに新しい河川づくりを行つた。その後、県の農業試験場で飼育していたゲンジボタルを放流することになるが、地域の要請を受けて、農業試験場による飼育・法流は、工事終了後 10 年近くにわたつている。行政と活動側との対立関係は、工事が始まるまでのものだった。

一方、小樽運河では保存運動側と行政とが 10 年以上にわたつて対立を続けた。行政も反対運動をうけて、運河の前面ではなく一部埋め立てに工事計画を修正したが、保存運動側との折り合いはつかなかつた。そして市が強行に工事を実施しようとする動きが見られたところで、運動側の一部による市長リール要求をめぐる問題が起き、運動が頓挫することとなつた。

北九州市、山口県、小樽市、いずれもが当初は、該当の空間の固有性に配慮をしない「没場所的な」態度で計画を進めようとしていた。紫川、一の坂川の場合は、行政側が事情はともあれ活動側の意見を取り入れ、修正した案を提示し、一応の決着は見ている。それに對し、小樽では対立が長引くことになつた。

紫川、一の坂川は、運河に比して、経済的な利害が少ないと、また小樽運河の場合、保存すべき「場所のアイデンティティ」が景観的要素に限定されていたことがその理由として考えられる。紫川は水利権はあるものの、川自体が大きな経済的な生産性を有するわけではない。河川とその周辺市街地の再開発計画は、再開発の内容を一部修正すれば、紫川にアユを残したいという活動側の意図は、経済的効果を著しく損ねるものではない。一の坂川も、かつては生活用水をそこから得るなどされていたが、工事前後には水道も普及し、地域住民の憩いの場、交流の場としての機能をもつ程度だった。それに対して、小樽運河の場合、広大な面積を有していながらも大した生産性を上げていない土地は、いわば「遊んでいる土地」であり、傾く一方の小樽市の経済を打破する活路として小樽運河の再

開発が期待されたことは間違いない。また、運河保存運動側が、埋め立て区域の縮小した案にも受け入れなかつたのは、計画された工法にも問題があつたのかも知れぬが、港湾施設は眼に見える景観的要素であり、それが改変されることが受け入れられなかつたものと考えられる。それに対して、紫川の場所のアイデンティティは「(天然)アユ」であり、一の坂川も水害後は「ゲンジボタル」が第一のアイデンティティとなつた。いずれも、景観的要素とは少なからず折り合いがつく、行政側、活動側で妥協点が見出しやすい要素であつた。

従来の環境社会学では、保存活動側と行政とが対立する側面ばかりが強調されてきた。しかし、紫川でアユの遡上が復活した直接の原因は市による下水事業の急速な進展であつたし、一の坂川では水害後も通常予算の1.3倍ほどを国に申請するかたちで県がホタル護岸を行い、その後も本来業務ではないホタルの放流を農業試験場が行つた。環境づくり、空間づくりという観点からは、行政もまたそこにかかわる主体のひとつであつて、必ずしも環境を破壊し、「場所」を破壊する存在ではない。

③場所性～場所のアイデンティティと、「場所」への主体的なかかわり

紫川において、紫川の個性とみなされる「場所のアイデンティティ」は「(天然)アユ」であった。このアイデンティティを見出していくた活動の中心メンバーは、それぞれ興味・関心を異にしながらも、「天然アユが遡上する川」という点を紫川のアイデンティティとしたことは一致していた。それらは、各個人の体験に裏打ちされたものではあるが、「国魚」にも指定されている「アユ」という魚が持つメッセージ性も見逃せないだろう。

M-CAP が結成されると、環境活動はよりいっそう地域に根ざしたものになっていくが、その際、地域社会側も、中心メンバーが見出した「アユ」という場所のアイデンティティの影響を受けている。たとえば長行地区では、従来堰き止められた河川にニキゴイを放つて沿道散策の慰めにしていたが、川にニシキゴイが泳いでいるのは不自然であり、また雑食性のコイはアユを食べてしまうという理由から、ニシキゴイ放流の中止を要請され、事務局側の度重なる説得の上、それを了承した。現在長行地区では、紫川在来の生物を放流して、これに代えている。川との交流がなくなったわけではなく、別の形へと変わったと見るべきだろう。またアユが多く生息し、放流大会の会場にもなる今町地区では、河畔公園の正面に地域センターと小学校が隣接しており、両者が連携して紫川で子供たちが遊べるイベントを実施している。また地域センターには子供たちが借用できる釣竿を置いていて、子供たちがいつでも釣りができるようにしている。それまでは「危なくて汚いから近づくな」と言っていた河川との、あたらしいかかわり方が生じている。

これらは「アユ」という紫川の新しい「場所のアイデンティティ」が見出されたことでおきた地域社会の変化であろう。

一の坂川では、大内氏時代の名残を残す一の坂川周辺の風情に愛着をもつ地域住民が、活動を起こした。きっかけは一の坂川の下流域で行われたコンクリートブロック工法によ

る工事を見て、「コンクリート渓谷」にされてはかなわないと感じたことだった。長く慣れ親しんだものの喪失の危機を前にして、強く「場所性」が喚起された。

一の坂川の場合、「山口を守る会」が見出した場所のアイデンティティは、ホタルや天然石の護岸、沿道の樹木、川にかけられた大小の橋、すぐ川床に降りられるほどの深さ、そこで交流する人々、これらすべてから成り立つ「風情」であったと考えられる。大殿地区一帯が歴史的な由緒のある住宅街・商業地であり、そこに住む人々の誇りもあったかもしれない。いずれにせよ、「風情」という全体を守ろうとした点で、歴史意的建造物の「凍結保存」にも通ずるスタンスであった。

しかし、水害によってこれらの多くが失われ、次に場所のアイデンティティとして見出されたのは「ゲンジボタル」だった。今日では一の坂川はホタルの名所となっているが、かつては姫山や鰐石橋のたもとなど、一の坂川から少し離れた別の場所に名所があった。しかし、それらのホタルが農薬散布や河川改修で姿を消す中で、工事以前から一の坂川での試験放流が始まり、一の坂川がホタルの名所として形成されていったという背景がある。また、市内にはゲンジボタルは大内氏のお殿様が京の都を懐かしんで鴨川から持ってきたものという伝説もあり、ゲンジボタルは大殿地区に残る大内文化の名残を象徴するものでもあった。

ホタル護岸は、景観にも配慮したつくりになっていたことから、建造から時間がたつにつれて独自の魅力を持つようになり、川のホタル、沿道の桜並木、多く残る町屋などが一体となって独自の風情を作り出している。護岸の隙間にも草が生えており、草刈をする地域住民には苦労が多いが、愛着ある川として手入れされている。

水害とホタル護岸によってかつての姿は失われたかもしれないが、「ゲンジボタル」という場所のアイデンティティが見出される、あるいは残ったことで、今日も地域住民はもとより、市内の多くの人々から「かけがえのない場所」として愛されている。

小樽運河の場合、紫川、一の坂川に比べれば、保存しようとした景観は多く残せたのかもしれないが、観光地化が進むにつれ、「小樽運河ではなくなった」と感じる人が増えているという。これには、②で指摘したように、保存しようとしたものが景観的要素であることとなるべく、景観が変わってしまったときに新たな「場所のアイデンティティ」や、修正された「場所のアイデンティティ」を見出せなかつたことも大きな理由であろう。

このように考えるとき、重要なことは固有の景観がより多く保存されることではないと言えるだろう。紫川のアユは素人には見つけることは難しいし、一の坂川の景観もかつては別物である。それでも、紫川、一の坂川にかかる人々はそこに愛着を抱き、そこを「場所」としてかかわっている。

紫川、一の坂川では、多くの人々が「場所」をつくるようにかかわっている。関心の抱き方は人それぞれであろうが、河川の清掃にせよ、草刈にせよ、カワニナ取りにせよ、自らがその「場所」にかかる主体として存在している。一方、小樽ではなくなったと感じる要因は、東京や札幌の業者による観光開発や、観光客受けを狙った歴史的建造物の改装

である。自らの必要で変化したわけではなく、誰かによって変えられているということだろう。つまり、その「場所」に対して主体的にかかわっているか否かが重要であり、かつまたその「場所のアイデンティティ」を構成する「静的な物質的要素」がそれを可能とするものであるか否かが、重要な分かれ目となっていると考えられる。小樽運河における運河や倉庫群は、行政の管理するものや個人の所有物であるため関与に制限があるのに対し、紫川のアユや一の坂川のホタルには、禁漁期や捕獲の禁止という制限はあるが、それらの生物と触れ合うこと自体は制限されてはおらず、またそれらの生息環境である河川とかかわることも、管理する権限はないが美化する権限はある。

私たちが意義深いと感じる「場所」と主体的にかかわり続けられることが、「場所」が「場所」としてあり続けるために極めて重要な要素であることが分かる。

6.2 「場所のアイデンティティ」と「本物性 authenticity」

意義深い「場所」が仮に失われても、そこに新たな別の「場所のアイデンティティ」が見出されるならば、そこはかつてと同じではないが、ふたたび意義深い「場所」となる可能性がある。

したがって、重要なのは「場所のアイデンティティ」と、その場所にかかわる人々の行為であるが、「場所のアイデンティティ」はどのようなものでもかまわないのだろうか。

紫川は、明治以降の 100 年以上にわたって、河口域から中流域はめまぐるしい変化を経験してきた。とりわけ河口域は都市の再開発が行われたため、かつての面影をしのばせる景観的要素はほぼ見当たらない。そのような紫川において、環境改善活動に取り組むことになった釣り好きであったり、アユが好きであったり、水質汚濁問題に関心をもっていたりした人々は、「アユ」を紫川の場所のアイデンティティとして見出した。

それは無数にある紫川の個性のうちの 1 つかもしれないが、結果として、紫川の環境美化という問題だけでは連携することもなかつた人々のつながりを生み、また川と人々とのかかわりも生み出すことになった。これには、「アユ」という魚が持つ独自のメッセージ性も忘れてはならないが、そもそも紫川にアユがいたという紫川の歴史性にも根ざしている。このことが、公害の時期をはさんで再びアユが戻って来たという、活動中心メンバーの驚きにも繋がっているだろう。

一の坂川では改修工事後は「ゲンジボタル」が筆頭の場所のアイデンティティとなったが、ホタル自体は、一の坂川がホタルの名所になる前から生息した。川の沿道に建つ家では、ホタルの時期になるとあたりまえのように家の中にホタルが入ってきていたという。また、ゲンジボタルは大内文化を象徴する生物でもあった。ゲンジボタルは一の坂川界隈の個性の 1 つであったはずだが、これが「場所のアイデンティティ」となることで、ホタル護岸工事後の作業に県職員が休日を返上し、地域の人々もこれに参加し、今日でも面倒な草刈が維持されている。

これらの人々の連携や、協力を支えているのは、「アユ」や「ホタル」という生物がもつメッセージ性はもちろんだが、これらがいずれもその地域の歴史に根拠を見出すことができるということも重要であろう。地域の歴史に根ざすものの中から見出された「場所のアイデンティティ」であるがゆえに、「本物性 authenticity」を獲得しているからだと言えるのではないだろうか。

意義深い「場所」とは個人的な心的な現象であるが、個人を越えた社会の水準においてもそれはあり、地域の共同性を表現するものとして存在している。そして地域の共同性表現できる「場所」と「場所のアイデンティティ」とは、その地域の人々が環境とかかわってきた歴史の中から、「本物性」という正当性を与えられるのではないだろうか。それゆえに、その地域の固有の歴史性に根ざさない開発などの行為は、無残に「場所性」を破壊し、「没場所」的な状況を出現させてしまうのである。

本研究で取り扱った河川においては、1997年に改正されたいわゆる新「河川法」では、河川の工事を伴う事業にあたって、管理者であり事業主である行政は、沿岸地域の住民や市民の意見を取り入れることが義務づけられることになった。法改正後10数年を経るが、住民や市民不在のまま行われてきた河川管理行政の期間の長さを考えれば、まだ途についたばかりと言えるだろう。

従来の河川管理とは、あくまでも氾濫を起こすものとしての河川を治水し、また経済活動に益するための電源開発、私たちのライフラインとしての水資源の管理を意味した。だが、河川は私たちに経済活動上の損益をもたらすだけの存在ではない。街や里にとって、人々の憩いの場所となったり、交流の場所となったりもする空間である。河川利用の歴史を紐解くならば、このような生命と財産の安全だけに特化して利用するようになった時間の方が短く、より多様なかかわり方で、水辺の独特の情緒をたたえた文化的な空間としても位置付けられてきた歴史の方が長い。

私たちが、河川を意義深い「場所」としてかかわるためには、管理者である行政は、文化的な存在としての河川についても管理するべきだろう。そうすることで、私たちはより一層河川への関心を示し、河川環境の向上にもつながっていくはずである。

しかしそれは、時代の流行に左右されたとてつけたような親水空間を作ることではない。河川にかかわる人々が見出した「場所のアイデンティティ」を尊重する形で行われるのでなければ、意味がない。

「場所」が「没場所」化の脅威から守られ保存される場合には、複数の人々によって共通の「場所のアイデンティティ」が存在しなくてはならない。また、この「場所のアイデンティティ」が共有され、かつそれが保全される仕組み等がなければ、小樽運河が観光開発され活動に携わった人々から「小樽運河ではない」という意見が出てくるように、せっかく保存された「場所」も、「場所」としての魅力を減することになってしまう。

「場所のアイデンティティ」を保存する仕組みは、決して簡単に行えることではないが、以上見てきたような「場所」についての社会学的考察は、これに大きく資するものである

と筆者は考える。

[参考文献]

- Augustin Berque, 1996, 『地球と存在の哲学：環境倫理を越えて』, (篠田勝英訳), 筑摩書房.
- Augustin Berque, 1986, *Le Sauvage et L' artifice*, Gallimard. (=1992, 『風土の日本』, 篠田勝英訳, 1992, 筑摩書房).
- Edward Relph, 1976, *Place and Placelessness*, Pion, London. (=1999, 高野岳彦・阿部隆・石山美也子訳『場所の現象学』, 筑摩書房).
- 藤井宏志, 1988, 「山口の街と人と一の坂川」『河川』昭和63年3月号, 116-123.
- 古川彰, 1984, 「川と井戸と湖：湖岸集落の伝統的用排水」, 鳥越皓之・嘉田由紀子編『人と水の環境史』, 御茶の水書房, 241-277.
- 橋本昭雄, 1988, 『紫川にアユ戻る』紫川にアユを呼び戻す会.
- 日高秀夫編, 1992, 『都市に清流を—紫川学事始』, 紫川を愛する会.
- 樋口忠彦, 2000, 『郊外の風景』, 教育出版.
- 樋口忠彦, 1975, 『景観の構造』, 技報堂出版.
- 堀川三郎, 2010, 「場所と空間の社会学—都市空間の保存運動は何を意味するのか—」『社会学評論』Vol.60 No.4, 517-534.
- 堀川三郎, 2005, 「都市生活と生活環境変動—ローカルな空間制御システム・再考—」, 藤田弘夫・浦野正樹編『都市社会とリスク—豊かな生活を求めて』, 東信堂, 173-204.
- 堀川三郎, 2002, 「なぜ『場所』にこだわるのか—歴史的環境保存の社会学へ」, 『東京大学大学院人文社会系研究科多分野交流プロジェクト研究ニュースレター35』
- 堀川三郎, 2001, 「景観とナショナルトラスト」, 鳥越皓之編『講座環境社会学 第3巻 自然環境と環境文化』, 有斐閣, 159-189.
- 堀川三郎, 2000, 「運河保存と観光開発」片桐新自編『シリーズ環境社会学3 歴史的環境の社会学』新曜社, 107-129.
- 堀川三郎, 1998, 「歴史的環境保存と地域再生：町並み保存における『場所性』の争点化」, 舟橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学 12 環境』, 東京大学出版会, 103-132.
- 堀川三郎・江上涉, 2002, 「環境とコミュニティ：日本」, 倉沢進編著『コミュニティ論』, 放送大学教育振興会, 102-115.
- 飯島伸子, 2001, 「環境社会学の成立と発展」, 飯島・鳥越・長谷川・舟橋編『講座環境社会学 第1巻 環境社会学の視点』, 有斐閣.
- 嘉田由紀子, 1984, 「水利用の変化と水のイメージ」, 鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史』, 御茶の水書房, 205-240.
- (財) 河川情報センター, 1994, 『トビハゼ所長奮闘記：新・川物語』, (財) 河川情報センター.
- 片桐新自, 2000, 「歴史的環境へのアプローチ」片桐新自編『歴史的環境の社会学：シリーズ環境社会学3』, 新曜社, 1-23.

- 加藤尚武, 1991, 『環境倫理学のすすめ』, 丸善.
- 北九州市建設局紫川周辺開発室, 1996, 『紫川マイタウン・マイリバー物語』, 北九州市建設局.
- 北九州市建設局下水道史編纂委員会, 1999, 『水, よみがえる』, (財) 北九州都市研究会.
- 北九州市企画局, 1974, 『北九州市基本構想・長期構想』, 北九州市.
- 北九州市企画局企画課, 1989, 『北九州市ルネッサンス構想』, 北九州市企画局.
- 児玉行, 1986, 『山口のホタル ゲンジボタルの増殖と保護』児玉行.
- 満田久義, 1995, 「環境社会学とはなにか：米国でのパラダイム論争再考」『環境社会学研究』 Vol.1, 53-71.
- 松岡久人, 2011, 『大内氏の研究』, 清文堂.
- 森久聰, 2005, 「地域社会の紐帶と歴史的環境—鞆港保存運動における<保存する根拠>と<保存のための戦略>—」『環境社会学研究』第 11 号, 145-159.
- 大槻恵美, 1984, 「水界と漁撈：農民と漁民の環境利用の変遷」鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史』御茶ノ水書房, 47-86.
- 下後川原桜螢会, 2000, 『後川原思い出の写真集』, 下後川原桜螢会.
- 菅 豊, 2001 「コモンズとしての『水辺』—手賀沼の環境誌』, 井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学』新曜社, 96-119.
- 高宮義諦, 1988, 「『紫川にアユ戻る』 刊行に寄せて」, 橋本昭雄『紫川にアユ戻る—紫川汚濁史研究—』, 紫川にアユを呼び戻す会.
- 竹谷文夫, 1986, 「水辺を活かした河川改修」, 『河川』昭和 61 年 6 月号, 25-32.
- トップパンアイデアセンター西日本, 1994, 『努力の人 高宮義諦伝』, 株式会社タカミヤ.
- 鳥越皓之・嘉田由紀子編, 1984, 『水と人の環境史』, 御茶の水書房.
- 鳥越皓之, 2003, 『花をたずねて吉野山』, 集英社.
- 鳥越皓之, 2001, 『人工自然環境の環境社会学的分析』, 平成 10 年度～平成 12 年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(2)）研究成果報告書.
- 鳥越皓之, 1997, 『環境社会学の理論と実践』, 有斐閣.
- 鳥越皓之, 1989, 「生活環境主義の位置」, 鳥越皓之編『環境問題の社会理論：生活環境主義の立場から』, 御茶の水書房, 3-11.
- 海野道郎, 2001, 「現代社会学と環境社会学を繋ぐもの」, 飯島・鳥越・長谷川・船橋編『講座環境社会学 第 1 卷 環境社会学の視点』, 有斐閣.
- 若林幹夫, 1994, 「『社会的』空間考」『社会学ジャーナル』No.19, 1994, 48-63.
- Yi-Fu Tuan, 1977, Space and Place, the University of Minnesota. (=1993, 『空間の経験』, 山本浩訳, 筑摩書房).
- Yi-Fu Tuan, 1974, Topophilia : a study of environmental perception, attitudes, and values, Prentice-Hall (=1992, 小野有五・阿部一訳『トポフィリア：人間と環境』, せりか書房).

毎日新聞 1994年9月13日-17日

山口時報 昭和45年-46年

山口県河川課資料